

目 次

(6月25日)

告 示	1
応 招 議 員	1
議 事 日 程	3
本日の会議に付した事件	3
出 席 議 員	4
欠 席 議 員	4
議会事務局職員出席者	5
説明のために出席した者	5
開会、開議宣告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議長の諸般報告	6
市長の行政報告	6
議案第57号	13
議案第58号	26
議案第59号	27
議案第60号	27
議案第61号	29
陳情第2号	30
陳情第3号	30
陳情第4号	30
発議第6号	30
散 会	31

(6月26日)

議 事 日 程	33
本日の会議に付した事件	33
出 席 議 員	33
欠 席 議 員	33

議会事務局職員出席者	33
説明のために出席した者	34
開議宣告	34
市政一般質問	35
19番 兵頭 栄君	35
14番 糸瀬 一彦君	44
10番 小宮 教義君	55
3番 小田 昭人君	67
2番 黒田 昭雄君	77
散会	84

(6月29日)

議事日程	85
本日の会議に付した事件	85
出席議員	85
欠席議員	85
議会事務局職員出席者	85
説明のために出席した者	86
開議宣告	86
市政一般質問	86
12番 三山 幸男君	87
16番 大浦 孝司君	99
20番 中原 康博君	111
7番 阿比留梅仁君	123
散会	135

(7月3日)

議事日程	137
本日の会議に付した事件	138
出席議員	139
欠席議員	139
議会事務局職員出席者	139

説明のため出席した者	139
開議宣告	140
議案第57号	140
議案第57号	141
議案第57号・第61号	142
陳情第2号	144
陳情第3号	144
陳情第4号	144
発議第6号	146
議案第62号	147
議案第63号	150
議員派遣について	151
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	151
発議第7号	152
発議第8号	152
発議第9号	152
閉会	157
署名	158

対馬市告示第50号

平成21年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成21年6月15日

市長 財部 能成

1 期 日 平成21年6月25日

2 場 所 対馬市議会議場

開会日に応招した議員

脇本 啓喜君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	長 信義君
山本 輝昭君	松本 曆幸君
阿比留梅仁君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
初村 久藏君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	中原 康博君
島居 邦嗣君	作元 義文君

6月26日に応招した議員

6月29日に応招した議員

7月3日に応招した議員

6月26日に応招しなかった議員

桐谷 徹君

6月29日に応招しなかった議員

桐谷 徹君

7月3日に応招しなかった議員

桐谷 徹君

平成21年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成21年6月25日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成21年6月25日 午前10時16分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 議案第57号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第58号 平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第59号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(比田勝港湾)
- 日程第10 同意第2号 対馬市監査委員の選任について
同意第2号は市長の申し出により撤回、日程第10は欠番とする
- 日程第11 陳情第2号 安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情について
- 日程第12 陳情第3号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出の陳情について
- 日程第13 陳情第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請の陳情について
- 日程第14 発議第6号 対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告

- 日程第5 議案第57号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第58号 平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第59号 対馬市診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第60号 対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(比田勝港湾)
- 日程第11 陳情第2号 安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情について
- 日程第12 陳情第3号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出の陳情について
- 日程第13 陳情第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請の陳情について
- 日程第14 発議第6号 対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定について

出席議員(22名)

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 曆幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
15番 桐谷 徹君	16番 大浦 孝司君
17番 小川 廣康君	18番 大部 初幸君
19番 兵頭 栄君	20番 中原 康博君
21番 島居 邦嗣君	22番 作元 義文君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 永留 徳光君 次長 渋江 雄司君
参事兼課長補佐 長野 元久君 副参事兼係長 國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君
観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	川本 治源君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	一宮 英久君
教育部長	中村 敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本 政次君
峰地域活性化センター部長	永留 秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬 良久君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	大石 邦一君

午前10時16分開会

議長（作元 義文君） 河合教育長より欠席の申し出がっております。

ただいまから平成21年第2回対馬市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、阿比留梅仁君及び齋藤久光君を指名します。

日程第2．会期の決定

議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から7月3日までの9日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から7月3日までの9日間に決定しました。

日程第3．議長の諸般報告

議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わりますが、先日、長崎県知事が対馬市を訪問されまして、昼食をいただきながら、本庁の会議室におきまして懇談がありました。その中で対馬市議会と1時間お話をさせていただきました。各委員長、それから、副議長、私、いろんな対馬の話を金子知事に申し上げたところであります。いい雰囲気の中で対馬市のいろんな問題が話ができたといいふうに思っております。

諸般の報告は終わります。

日程第4．市長の行政報告

議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許可します。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに平成21年第2回対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、議員皆様におかれましても、既に御承知のとおり、対馬を取り巻く社会経済環境や財政状況は、依然として厳しいものであり、底を打ったという報道等がありますが、地方においては、今なお百年に一度と言われる不景気に直面しております。まさに、五里霧中の状態で一步先も見

えず、足を踏み出す勇気を必要としております。

このような状況を負の要素としてとらえず、逆転の発想で臆することなく、「天の時」と考え、時代の風潮に適した取り組みや自然と資源の豊かな離島対馬という「地の利」をいかし、本来の対馬のありようや将来のあるべき姿に思いをはせながら、市民の皆様と一緒に英知を結集し、創意工夫を重ねていくことが、「元気な対馬づくり」を実現する唯一の方法だと考えております。そのためには、議員皆様とともに手を取り合い、思いを一つにして邁進していきたいと存じます。

さて、本定例会において御審議を願います案件は、平成21年度一般会計補正予算等2件、条例の制定及び一部改正2件、新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更1件、同意案件1件、合わせて6件の議案について御審議をお願いするものでございます。

議案の内容につきましては、後ほど担当部長等に説明させたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

審議に先立ち、3月定例会以降の主な事項について、概略、報告申し上げます。

まず、地域再生推進本部関係でございます。

壱岐対馬航路活性化・再生総合事業計画の事業認定申請についてであります。対馬市、壱岐市では、公共交通の活性化・再生に関する多種多様な取り組みを推進するため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、航路事業者、地元住民、行政等で構成された壱岐対馬航路活性化協議会を平成20年12月24日に設置し、今までに4回の協議会の開催を経て、「壱岐対馬公共交通総合連携計画」が策定されました。

また、連携計画における平成21年度からの3カ年の事業計画の実施に要する費用につきましては、国等の支援を活用するため、「壱岐対馬航路公共活性化・再生総合事業計画」を策定し、近く国土交通省に認定の申請を行う見通しであります。

事業計画では、利用者ニーズに配慮した運航ダイヤの見直し、利用者ニーズに即した割り引きサービスの向上、観光客を取り込み観光客の航路利用を促進する新たな観光ルートの形成など、壱岐対馬の関係者が連携した航路の利用促進、また、「ニューつしま」の省エネ化の実施など、離島航路運営の効率化に向けた船舶の高度化が大きな柱となっております。

なお、平成21年度は、利用者ニーズに配慮した運航ダイヤの見直し、観光ルート形成のためのモニターツアーの実施及び「ニューつしま」の省エネ化などの事業メニューが計上されております。

対馬市航路対策協議会についてでございます。

6月19日金曜日に平成21年度第1回対馬市航路対策協議会を開催し、昨年から今年にかけて開催した「ジェットfoil減便に関する住民説明会」及び今年の2月から3月にかけて実施

した「北部対馬航路に関するアンケート」の結果を踏まえ、九州郵船（株）に対し、協議会として、ジェットfoilの比田勝港延伸、「フェリーげんかい」の出港時間の変更、博多発20時35分「フェリーちくし」の通年巖原港寄港の3点を要望し、今後とも精力的に交渉、協議していくこととしています。

次に、対馬市地域公共交通総合連携計画の策定についてであります。

島内公共交通手段の確保に向けて、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく、対馬市地域公共交通活性化協議会を設置したところでございます。同協議会より、平成21年3月に国土交通省に対し計画策定調査事業の認定申請が行われ、4月に認定を受けております。

これを受けまして、5月に交付申請が行われ、同月交付決定がされたところでございます。5月及び6月におきましては、路線バス及び市営バスの乗降調査や利用者に対する簡易アンケート調査が実施され、今後においてもニーズ把握のため高校生や市民を対象としたアンケートなどが予定されております。

このような各種調査の実施により、島内公共交通の問題点や課題の洗い出しを行い、平成22年3月までに対馬市地域公共交通総合連携計画の策定を予定しております。

次に、国際チャーター便運航計画についてであります。

昨年の6月にハンソ宇宙航空社、現在コリア・エクスプレス・エアー、韓国のソウルが本社でございますが、のほうから韓国ソウルから対馬間の国際チャーター便の就航計画が公表され、翌7月に国際チャーター便就航に向けての経過と今後の取り組みについて、ハンソ宇宙航空社から対馬市への表敬訪問が行われました。

その後、C I Qを始めとする対馬市内の関係機関との協議を進めていく中、国土交通省から国際チャーター便就航に際し、C I Qとの調整、日本国内に支店を設置すること、X線検査装置及び金属探知機の設置、この3つの条件が示されたところであります。

また、韓国当局、日本の国土交通省に当たるところでございますが、そちらにおいては、国際チャーター便を就航するための許可条件として、韓国の航空法に基づくガイドラインが示している1万時間以上の飛行実績を満たしておらず、現行のガイドラインでの国際線の運航許可は、現行のままで条件解消は困難であると推測していました。その後、昨年の11月にハンソからコリア・エクスプレス・エアーに社名が変わり、韓国当局へ安全飛行の確認と嘆願書を提出し、許可条件緩和に向けた取り組みを要望し、平成21年5月に韓国航空法のガイドラインの見直しにより、小型機に対しての規制緩和による変更が行われ、飛行実績の許可条件については、クリアしたとの報告がハンドリングの代行手続を行っております（株）エアワークスインターナショナル、本社が千葉県芝山町のほうでございますが、のほうから対馬市に連絡があったところであります。

その間に、地元C I Qとの調整が完了し、計画では、双発プロペラ旅客機ビーチクラフト1900D、20人乗りが週3回、月曜日2便、水曜日1便、金曜日2便、就航する見込みであり、テロ、ハイジャック防止のX R A Yの導入、受け入れターミナル施設の対応などの調整もありますが、韓国（ソウル）と対馬間の国際チャーター便の就航に向け準備が進められ、6月22日には、チャーター便の許認可申請を国土交通省へ提出し受理されており、許可の後、7月には正式就航が予定されております。

なお、この国際チャーター便就航に向けては、昨年の7月から今年の6月までに1回の試験飛行と4回のプライベート飛行が行われております。

次に、地域マネージャー制度についてであります。

地域マネージャー制度につきましては、4月に職員説明会を開催し、職員に対する地域マネージャー制度の周知を行い、また、同月各町での区長会議の折、制度の概要説明をいたしました。その後、5月20日から6月5日にかけて、21の小校区で本格実施に向けた校区ごとの説明会を実施し、区長を始め区の役員292名の参加をいただきました。これで対馬市内のすべての行政区に地域マネージャーが配置され、今後は411名の地域マネージャーが各地区と行政を結ぶかけ橋的役割を担いながら、これまで以上に地域の皆さんと一体となった協働のまちづくりのため積極的に地域へ入り、地域活性化に向けた取り組みを展開していきたいと考えております。

市民との対談事業についてであります。

毎月1回「かたらんね市長室」を開催してまいりましたが、より参加しやすい機会確保のため、本年度より偶数月に従来の「かたらんね市長室」を、奇数月に「どこでも参ります出前市長室」を実施することとしております。市民皆様の対馬への熱い思いを直接お聞きできる機会として、今後も貴重な御意見を賜りながら市政に反映してまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ・ビジネス振興事業補助金等についてでございます。

対馬市コミュニティ・ビジネス振興事業補助金及び新規ビジネス応援事業補助金の募集を4月6日から5月15日にかけていたしましたところ14件の申請があり、審査会を経て6件の補助金交付を決定いたしております。地域課題の解決・地域資源の活用が図られますとともに、市民皆様の思いが起業という形で実ること、また、本事業により対馬市の厳しい雇用環境の中で小規模であれ雇用につながればと考えております。

行財政改革についてでございます。

第三セクターの改革に関し、4月22日に対馬市外郭団体経営検討委員会を開催しております。これは、改革プランの策定が国から求められているところであり、外郭専門家等で構成される「経営検討委員会」を設置し、評価検討を行いながら進めてまいり所存でございます。

また、5月19日から、対馬市行財政改革推進委員会を開催し、行財政改革大綱の進捗状況に

ついて御説明をいたしました。

委員会には引き続き平成21年度に対象期間が終了する行財政改革大綱の評価、検証を行っていただき、次期大綱の策定に向けた改革方針の御提言を本年度中にいただくことといたしております。

次に、観光物産推進本部関係でございます。食の博覧会・大阪についてでございます。

去る4月30日から5月10日の11日間、大阪市のインテックス大阪で開催されました「2009 食博覧会・大阪」に対馬市として今回初めて参加いたしました。

この「食博覧会・大阪」は食を知り、食を楽しむことをテーマに、4年に一度開催されているものであり、イベントの規模は、総入場者数64万5,000人、出店企業・団体345社でありました。対馬市ブースも「体験であい塾 匠」の対州そばの実演販売、5日間で1,100食、「対馬ふるさと伝承館」のろくべえの実演販売につきましては、6日間で1,800食と。さらに、対馬マグロ「トロの華」の解体ショーによるイベント販売を中心に対馬逸品屋さん、株式会社ウエハラさん、対馬しいたけ販売等を実施し、また、関西対馬会には期間中、延べ32人の方にお手伝いいただきました。

今回、関西圏で対馬製品の宣伝活動が展開できたことは、今後の対馬の物産流通、販売促進に対する取り組みに大きな効果があったというふうに私どもは理解をしております。

輸入農林水産物が消費者から敬遠されるようになった昨今、消費者は、国内産の安心・安全な食材を食卓に求めている中、豊富な食材がある対馬は、戦略商品を選定し、生産者の育成、安定供給の促進、さらに、対馬の抱える流通の問題に取り組み、また、域内循環に向けた事業展開を図り、島内消費拡大に向けての宣伝活動も今後推進していく必要があります。

今回出店したことで、消費者の生の声が聞けたこと、情報交換など、この機会に得るものは大なるものがあったというふうに思慮しております。

第8回あじさい祭り、パラグライディング大会の開催についてでございます。

6月13日、14日の両日、上県町の佐護湊シーランドステージをメイン会場に、周辺の千俵蒔山等を利用し、好天に恵まれ、関連のイベントが盛大に開催されました。初日の13日には、パラグライディング対馬大会が先行開催され、県内外から愛好者28名、韓国からも7名の愛好者が参加し、千俵蒔山からメイン会場までを随時フライトし、新緑の野山に色鮮やかなパラグライダーがまばゆく、見る人を感動させました。この日は、一般客の飛行体験にも10数名が臨み、楽しいひとときに歓声が上がりにぎわってありました。

2日目は、全長4キロに及ぶあじさいロードで「あじさいウォーク」が開催され、島内を主に約500名の参加者が海峡からのさわやかな潮風を受け、八分咲きの青、紫、ピンク等時季の花を鑑賞しつつゴールを目指しました。

主催者の計らいで、地元産品の豪華賞品が授与され、好評を博しておりました。また、関連の乗馬体験やヤマネコセンターツアー、棹崎灯台の一般公開など各種イベントにもぎわいを見せ、家族連れを始め、約2,000名の来場者が恵まれた天候のもと、のどかな1日を楽しみました。

この祭りは、地元の実行委員会が主体となって、地元産品の販売促進や伝承文化の継承等が広く展開されており、北部対馬の一大イベントとして定着いたしております。

次に、総務企画部関係でございます。

対馬市石油製品流通合理化支援事業についてでございますが、本事業は国が離島地域における石油製品価格が構造的に高いため、地場産業や住民生活に影響を与えている現状をかんがみ、共同油槽所の設置、ローリーの共同化等で離島地域における石油製品の流通合理化を促進することにより、離島地域での石油製品価格の低減化を図ることを目的に制定されました補助金を活用し、事業を展開しております。

去る5月27日、油槽所の所有業者等委員10名、アドバイザー1名、オブザーバー7名により、第1回対馬市石油製品流通合理化支援事業検討委員会を開催しております。市民の生活に必要とされる石油製品の安定的かつ効率的な供給体制を構築するため、本委員会により石油製品流通合理化計画を策定しようとするものであります。

次に、市民生活部関係でございます。

日韓市民ビーチクリーンアップについてでございますが、本年度で第7回目となりました「日韓市民ビーチクリーンアップ」を5月30日から6月1日まで、県立対馬青年の家、上県町田ノ浜海岸及び豊玉町貝口タクモテ海岸で実施いたしました。

この活動の趣旨は、漂着ごみを韓国の大学生と対馬市民が協働で回収するとともに、漂着ごみを通して海洋環境問題について意見交換や交流促進を図ることを目的としております。

ことしは、韓国から釜山外国語大学の学生99名、市民ボランティア222名の参加をいただき、両日で約220立方メートルの漂着ごみを回収することができました。

また、地元加志々中、対馬高校の生徒約60名と釜山外大の学生との交流も行われ、環境問題について学ぶよい機会となりました。漂着ごみ問題は、国を越えた問題であり、対馬市といたしましても、今後引き続き、この解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、福祉保健部関係でございます。

新型インフルエンザ対策についてでございますが、過去におけるインフルエンザの発生の周期等を考慮し、「鳥インフルエンザ」の大発生が予想されることなどから、本年度に入った段階で長崎県においても、そのマニュアル、行動計画の作成が進められ、県内各市、町においても、マニュアルづくり、行動計画づくりを進めるよう保健所からの指導があったところであります。

本市といたしましては、1市1保健所の現状を踏まえ、対馬保健所と十分な協議を進めていく

ことを確認し、まず、市職員に「鳥インフルエンザ」の実態を認識させ、職員にどのような行動が求められるのかを理解してもらうため、職員研修を開催いたしました。

4月23日、メキシコにおいて発生した新型インフルエンザの発症者が確認されたことにより、4月30日には「発熱相談窓口」を開設し、翌日5月1日には、「対馬市新型インフルエンザ対策本部」の設置を行いました。

また、土日を含めた5月の大型連休中にも「発熱相談窓口」を開設し、健康保健課職員が、交代で対応に当たりました。

6月に入ってから、発症者が出るものの、幸い今回の新型インフルエンザが弱毒性であること等により、県との協議の結果、土日の「発熱相談窓口」は電話による対応に縮小し、窓口を継続しております。しかしながら、6月18日には、長崎県で初めて発症者が確認されたことにより、本市といたしましても、即日、防災無線、対馬市CATVでの周知及び注意喚起を実施したところです。

なお、6月18日現在の感染状況は、全国で734人、長崎県では1人であり、現在、本市においては感染者の確認はありません。

次に、農林水産部関係でございます。

第49回長崎県乾しいたけ品評会についてでございますが、去る5月23日に、長崎県しいたけ振興対策協議会主催の「対馬しいたけフェア」第49回長崎県乾しいたけ品評会が厳原町で開催されました。

今回は、グラム物147点、箱物20点の合計167点の出品があり、品評会の最高賞となる農林水産大臣賞は、箱物「こうしん厚肉」の部に出品されました厳原町の永尾賢一さん、靖子さん御夫妻が2年連続の受賞をされました。

この品評会は、生産技術の向上を目的として毎年開催され、今回は、初の試みとして、乾しいたけを始め地元産の野菜や農林水産物の加工品等の販売も実施し、多数の来場者でにぎわいました。

以上が行政報告となりますが、この場をお借りしまして、対馬振興局前のNTT西日本の宿舍跡地について今後議員皆様に御検討いただく案件であります、若干御説明をさせていただきます。

対馬振興局前のNTT西日本の宿舍跡地は、現在、NTT西日本において、不要資産の売却が進められており、本用地についても昨年より競売物件として処理する手続がなされ、建物が取り壊されて更地になっている状況でございます。

議員、皆様方も御承知のとおり、厳原市街地内には、このようにまとまった土地はなく、取得について、大手スーパーなど二、三社取得の意思があると聞き及んでおります。また、本用地の

奥には、市所有の旧引揚者住宅が6棟ありますが、その目的も終わったものと思われ、傷みも激しく危険建物となっておりますが、この土地にいく道路は幅員が狭く、車も通行できない現状にあり、建てかえも困難な状況にあります。よって、このNTT宿舎跡地と市所有の土地を一体として有効活用するため、取得する方向で検討してまいりたいと考えております。

このため、本議会に上程する一般会計予算、補正第2号の企画費に土地鑑定料を計上させていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、本用地の有効活用についてでございますが、現在、厳原幼稚園が老朽化し、雨漏りが発生しており、また、幼稚園敷地は、金石城や万松院といった史跡群の一角にあり、文化庁より移転するよう以前から指摘を受けており、金石城及び周辺整備基本計画においても、撤去する整備方針が出されているため、幼稚園用地を主体に考えております。

幼稚園の移転については、厳原幼稚園のほかにも、比田勝幼稚園や久田幼稚園、豆酩幼稚園などの建てかえや幼稚園と保育所の一元化の問題など、財政の逼迫した状況でままならない状況にあります。

ここで、久田幼稚園についてでございますが、厳原市内に2園の建て替えは、現在の財政状況では大変厳しゅうございます。厳原幼稚園の移転計画とあわせて統合も視野に入れ、久田幼稚園の保護者への説明も開始しており、議員皆様方の御意見をお伺いしながら、教育委員会や保護者の方々とともに考えていきたいと思っております。また、あわせて住宅についても、必要性など市内の住宅状況をかんがみ検討していきたいと思っております。

なお、本用地の取得財源についてでございますが、今後の開発計画に基づき、まちづくり交付金事業の活用や教育施設に対する国庫補助金が活用できるよう総合的に判断してまいりたいと思っております。しかしながら、国の補助金の決定には時間を要するため、NTT西日本の経理上において待っていただくことは、会社内部的にも非常に厳しいことから、後年度に国庫補助事業の対象となる公共用地先行取得特別会計により本年度での取得を考えております。今後のまちづくりなど、難しい問題も山積しておりますが、議員皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

以上で行政報告とさせていただきます。

議長（作元 義文君） 以上で行政報告を終わります。

日程第5・議案第57号

議長（作元 義文君） 日程第5、議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第57号、平成21年度対馬市

一般会計補正予算（第2号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、ふるさと雇用再生特別基金事業、妊婦健康診査支援事業及び学校施設の耐震関係経費が主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億7,930万円としようとするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしようとするものであります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、10ページをお願いいたします。

10款地方交付税1項地方交付税は、普通交付税を2,271万6,000円増額いたしております。

14款国庫支出金2項国庫補助金1,823万5,000円の増額は、石油製品販売業構造改善対策事業費補助金、地域住宅交付金の追加によるものであります。

15款県支出金2項県補助金3,375万4,000円の増額は、ふるさと雇用再生特別基金事業交付金、妊婦健康診査支援事業補助金によるものであります。3項委託金は、統計調査費委託金23万2,000円を増額いたしております。

20款諸収入5項雑入は、市町村振興協会基金配分金など6,926万3,000円を増額いたしております。

続きまして、歳出でございますが、14ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費387万3,000円の増額は、5目財産管理費で14節使用料及び賃借料で、職員住宅借上料140万7,000円の増額、7目企画費で11節需用費で光熱水費112万6,000円、それと12節、先ほど市長のほうからもありましたけど、12節役務費の手数料追加56万円の増額が主なものであります。5項統計調査費は、経済センサスの事務費を23万2,000円増額いたしております。

3款民生費1項社会福祉費は、国民健康保険特別会計繰出金87万5,000円を増額いたしております。

16ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費は、母子保健事業委託料など3,229万6,000円を増額いたし

ております。

6款農林水産業費は、1項農業費で、ふるさと雇用事業の対馬伝統作物ブランド化事業委託料など361万8,000円の増額、2項林業費で、林地整地委託料32万3,000円の増額、3項水産業費で、ふるさと雇用事業の地域ブランド商品開発販売開拓事業委託料748万9,000円を増額いたしております。

18ページをお願いいたします。

7款商工費1項商工費1,595万7,000円の増額は、1目商工総務費で石油流通合理化調査委託料など557万6,000円の増額、3目観光費でふるさと雇用事業の観光物産商品販売促進事業委託料及び観光客受入体制強化事業委託料など1,038万1,000円の増額によるものであります。

8款土木費2項道路橋梁費は、主に事業内容等の変更によります事業費を組み替えております。

20ページをお願いいたします。

6項住宅費2,854万8,000円の増額は、1目住宅管理費の公共建築物耐震診断調査委託料2,814万1,000円の増額が主なものであります。

10款教育費は1項教育総務費で、小中学校統合検討委員会経費64万8,000円の増額、2項小学校費で耐震補強設計委託料など1,788万3,000円の増額、3項中学校費で22ページをお願いいたします。

耐震補強設計委託料など3,046万円の増額、5項社会教育費で、宗家墓所保存修理事業の事業費の組み替えと、図書購入費29万7,000円の増額、6項保健体育費で、維持補修工事費1,005万円を増額いたしております。

24ページ、25ページに補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方、お願いいたします。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願いいたします。

議長（作元 義文君） 説明が終わりました。質疑の前に10分間、休憩をいたしたいと思ます。11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

.....
午前11時07分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） すみません。先ほどの説明で22ページの保健体育費の増加、工事費を「105万」というべきところを「1,005万」という発言したみたいで、正式には「105万」ですので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） 2点お尋ねいたします。

17ページ。17ページの保健衛生費、委託料の3,131万6,000円ですけど、母子保健事業の委託料の追加ですね。これ金額は結構大きな金額ですけど、補正にしてはと思いますので、詳しく説明を求めます。

次のページ、19ページ。観光費の委託料ですけど、観光客受入体制強化事業委託料ですね。514万2,000円、この分について、ちょっと御説明をお願いします。

議長（作元 義文君） 美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。

美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） ただいま糸瀬議員のほうから質問がありました17ページの6款の農業水産業費の委託料332万4,000円.....

議長（作元 義文君） ちょっと待って、そこじゃない、あなたじゃない。母子保健事業委託料よ。福祉保健部長、扇照幸君。

福祉保健部長（扇 照幸君） 17ページの母子保健事業委託料の追加でございますが、この追加分につきましては、妊婦健診が今まで5回だったわけなんです、今回から14回に増加をいたしております。これは、基準が14回になったわけなんです、当初予算の段階ではまだはっきりしておりません、今回補正をさせていただいております。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、廣田宗雄君。

観光物産推進本部長（廣田 宗雄君） 18ページの3目観光費の観光客受入体制強化事業の委託料でございますが、ふるさと雇用再生特別基金事業の採択を受けましたので、新たな雇用対策として観光物産協会との業務委託をするための今回補正をお願いをするものであります。

観光客受入体制強化事業ですが、本市におきましては、北部地区、中部地区、南部地区ごとにそれぞれ歴史、文化等の特色が変わる地域性を持っております。今後、観光客の受入体制の整備が必要ととらえておりますので、観光物産推進本部と協会、上対馬支部にそれぞれ1名の嘱託職員を新規雇用をしていただきまして、観光ルートの確立や観光客への情報発信、収集などを行う観光ガイドの行政業務などを委託したいと考えております。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） 母子保健のほうは理解できましたけど、上対馬の観光物産協会

のほうに1名雇用をして、案内その他に充てるという説明ですけど、そういうことですか。どのような対象者になりますかね。案内のできる経験のある人とか、いろいろあろうと思いますけど。どういう考え方でしょうか。

議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、廣田宗雄君。

観光物産推進本部長（廣田 宗雄君） 観光物産協会の本部と協会の上の支部にそれぞれ1名を雇用いたしますが、今まちづくりの中でガイドさんが既に15名程度登録はしていただいております。その中で今後新たなガイド養成という形で今いらっしゃいますガイドの皆さん等を講師等にお招きをいたしまして、新たな雇用対策で雇用をしていきたいと考えております。

議員（14番 糸瀬 一彦君） わかりました。

議長（作元 義文君） いいですか。ほかに質疑。17番、小川廣康君。

議員（17番 小川 廣康君） 所管外ですので、1点だけお尋ねをいたします。

21ページの教育費に係る件ですが、小学校費、そしてまた、次のページの中学校費、この測量調査設計監理等委託料1,784万と中学校費も2,900、この箇所と学校名、箇所と内容について、もう少し詳しく御説明をいただければと思います。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 小川議員の質問にお答えいたします。

内容といたしましては、耐震診断が済んでいる建物につきまして耐震の計画書、判定委員会の承認書の作成、それから、工事費の積算の委託をお願いするものでございます。これ小中一緒でございまして、小学校につきましては、巖原小学校の校舎屋体、豊玉小学校の屋体、中学校につきましては、鶏知中の校舎、豊玉中学校の校舎屋体でございます。

議長（作元 義文君） いいですか。ほかにございませんか。7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 17ページ。農業費の対馬伝統作物ブランド化事業委託で、こうなっています。それと同時に、地域ブランド商品開発販売開拓事業委託、この内容についてお伺いいたします。

議長（作元 義文君） 美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。

美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） 阿比留議員の質問に対しましてお答えしたいと思います。

17ページです。今回の補正予算といたしまして（聴取不能）……

議長（作元 義文君） マイクを入れてください。

美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） 17ページの阿比留議員の質問に対しましてお答えしたいと思います。

今回の補正予算として上程させていただきました当事業につきましては、ふるさと雇用再生特

別基金交付金における委託事業中、10事業の対象分野からの産業振興分野であります。その分野であります地域ブランド商品の開発、または販路を開拓する事業に該当するものであり、今回の事業名といたしましては、ページ17ページの説明欄にもありますように、対馬伝統作物、これはカンショと対州そばなんですけれども、のブランド化事業委託であります。

当事業の目的及び内容につきましては、対馬島内におきまして、昔からカンショ、対州そばを主要作物として多くの農家の方たちが作付してきましたけれども、近年の食生活の多様性によりまして、消費量が減少傾向にあります。そのような中、今後、カンショを原材料とした対馬特有の加工製品、これは特にろくべえとせんそば、それから、そばの真空パックなんですけれども、それと焼酎の新作等、ブランド化につなげ販路拡大を目指していくものであります。それに伴いまして、農業従事者の雇用の促進、新規就農者の掘り起こしに努め、対馬市農業の元気再生に寄与していきたいと思っております。

内容といたしましては、作付面積はカンショが6反、対州そばが3反であります。いずれも委託先につきましては、財団法人の美津島町担い手公社が管理運営をしております島山の農地を利用するために当公社に委託するものであります。

委託料の内容でありますけれども、金額の内容でありますけれども、人件費といたしまして282万4,000円、これは、2人を雇用した場合の賃金と社会保険料、通勤手当であります。また、事業をしていく中で消耗品と燃料費、借上料が50万円でありまして、合計の332万4,000円あります。この事業費すべてページ11ページにあります1,979万7,000円の4事業すべて10分の10、100%が県費補助金であります。

以上です。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） ちょっと私の耳が遠いのか、ちょっと内容について私も理解に苦しむんですが、たしか上県町において、公社がそばを土地を借りて作付しております。そんないるんな公社との連携、合併してからの連携、公社の統廃合も兼ねまして、どういうふうに計画なされ、そのブランド化を、また対馬のそばに対するブランド化をどのように図っていくのか、ちょっと詳しくお聞かせください。

議長（作元 義文君） 説明者をお願いをしておきます。

議会議員の方は、3回しか質問ができませんので、なるべくわかりやすく説明をしてください。美津島地域活性化センター部長、阿比留正明君。

美津島地域活性化センター部長（阿比留正明君） 再質問に対しましてお答えしますけれども、御存じのように、対馬市の財団法人は、美津島町と、それから、峰町、それから、上県町、3公社ありますけれども、ただいまの質問に対しまして、上県のほうでそばを作っておりますけれど

も、一応、私のほうの担い手会社につきましては、一応現在、先ほども説明しましたように、原材料としてそば、それから、カンショのほうの原材料が不足しておるということで、今回、このふるさとのこの補助金をいただきまして、その原材料を十分に把握といいますか、原材料を確保するために一応島山のほうの農地を利用してからカンショとそばを作付して、原材料として不足がならないように6反と3反を作付する予定としております。

以上です。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 私、簡単に申し上げますよね。対馬市6カ町は合併している。旧6町が合併して対馬市になったわけです。当然、6町でそれぞれがつくってきた公社、これをそのまま放置することもおかしいし、また、上県町の公社がそばを主体に頑張っております。なぜ合併して、また、美津島町の公社で旧美津島町の公社でそばに開発にかけるのか。なぜこれを統合し、共同開発をしていかないのか。どうもその辺がちぐはぐではないでしょうかね。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 阿比留議員の御質問にお答えします。

おっしゃられてることは、この予算に上げております332万4,000円のみならず、第三セクター等の統廃合もしくは、その第三セクターの経営方針がひとつ統一されて物事を動かすべきではないかというふうな御質問のように聞きましたので、私のほうが答弁させていただきますが、この第三セクターの問題につきましては、4年後の12月いっぱいだったと思いますが、それまでにどういう方向でこの法人等を整理、統合していくかということは、法律でタイムリミットが示されておる中で、現在、それについて、今庁舎内で研究をしているところであります。

そういう中で、今回、美津島の公社のほうだけで、これが上がってるのはいかがなものかという含みもあろうかと思えますけれども、実を申しますと、この国の制度が出てきた段階におきまして、すべての公社に対しましてどのような次なる展開をしていくのかということで、こちらのほうから指示をそれぞれのところに出したところであります。

そういう中で、それぞれの今現段階における各公社、第三セクター等の状況等を考えて、上県につきましては、今回、手を挙げられてなかったという状況がありまして、そういう中、美津島の公社のほうに挙げられるというふうなことがありまして、実は、私はそれを見たときに、再度担当のほうにセンターのほうに走っていただきました。もっと物事を考えていこうじゃないかということで再度促したところでございます。そういう中で、それぞれのセンターも一生懸命考えられる中で1点になったというふうに考えていただければと思います。

それと、質問の中で、水産振興費のこともおっしゃられたと思いますが、回答が欠落をしておるまま今進行しておりますので、これについては、豊玉振興公社のほうで実は水産物のアナゴにつ

いて雇用を発生させるために、豊玉地域活性化センターのほうが考えてきたというふうな状況であります。

議長（作元 義文君） よろしいですか。（「1回だけいいですか」と呼ぶ者あり）もう1回だけ。はい。7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） もう答弁は要りませんよ。まず、合併して5年目になるわけです。まず、それぞれ各町に公社があります。この公社の統廃合、これを優先してから、その公社が何をしていくのか。これを決めてからしないから、後手後手の政策になるんじゃないでしょうか。

それと市長に私は注意をしておきます。市長は、小さな政策より大きな政策を掲げ、各部長がそれぞれその立場によって頑張っていくのが私は市当局の組織じゃないかと思います。何でもかんでも市長が答弁し、担当部長がわからないでは、この市の発展はありませんよ。そういうことをもっと考えて、組織の立て直しをお願いしておきます。

以上です。

議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 15ページをお願いします。

職員住宅借上料追加104万7,000円、これはどの町に何件ぐらい借り上げをしようとしている補正予算なのか。そして、現在、職員住宅をどのくらいぐらい確保されているのか、教えてほしいと思います。

あと2点、補正予算には関係ありませんが、先立って、対馬市CATVの担当者が私たちのうちに、私のうちじゃなくても各家庭に回ったと思いますけど、放送料の切り替えで来た。そのとき2011年からデジタル放送に入るわけですが、現在のアナログのテレビでは受信はできませんよと、そういうふうな説明をされました。

私は、以前は、多分政策部長も覚えているかもわかりませんが、前市長は多分CATVでチューナーは対応すると。各家庭で新たにチューナーをつける必要はありません。アナログでも十分デジタル放送に対応できるようになりますというようなことを私は議会で聞いたような覚えがありますが、その辺、市長でも政策部長でも結構ですので、見解をお願いしたいと思います。

そしてもう1点、これも予算外で市長あるいは各地域活性化センターの部長さん方、こういうお話は聞いたことありませんでしょうか。

今、各町でそれぞれ朝、昼、晩、時報のチャイムが鳴っているわけですが、私は今年の1月から5月まで選挙運動で一生懸命市内を回らせていただきました。その箇所で日曜日の朝のチャイム、時報のチャイムは、中止をしてほしいという話を何十人からも聞きましたが、各活性化センターにはそのような苦情は現在来てないかどうか、まず、お尋ねをします。

まず、職員住宅のことからお願いします。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 今回補正をお願いしています職員住宅の借上げにつきましては、4月に開設いたしました福岡事務所の職員のための職員住宅の借上料を計上させていただいております。それと、現在、対馬市で確保いたしております職員住宅につきましては、県の職員の空き住宅を借りるという形で、現在久田のほうに8戸と、それと、今屋敷にビクターセンターがありますけど、あの裏に県が持っていました単身の職員住宅がございますけど、そこすべて借りております。そこ6名入っております。それと国分に老人憩いの家に厳原病院が職員向けの住宅をつくっておりますが、その空き住宅に今3名お借りしております。

以上が今市が確保している住宅でございます。

それと、もう1点目のいわゆるCATVのいわゆるチューナーの件ですけど、市におきましては、国の施策にのっとりまして、いわゆるアナログがデジタルにかわっていくということで、対馬市としてはデジタル放送に切り替えるということで、アナログテレビのチューナーについては、できれば個人の方で買っていただくということで今まで進んできたというふうに理解をいたしております。

ただ、議会でも一、二度質問があったかと思いますが、地元、いわゆるCATVの発信のところで、対馬市が全体的なチューナーをかけてやれないかということで質問もあったこともございますが、国の施策の関係でなかなか難しいと考えております。ただ、最近、全国的に、いわゆるデジタルテレビの普及率がままたまならないということで、国ではいわゆるCATVを管理している事業者、全国、多数ありますが、そこにアンケート調査等で、いわゆるチューナーを設置したらというふうな考え方も浮上していることは間違いございませんが、現段階では、あくまで個人の方でチューナーを買っていただくことを考えております。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 地域活性化センターのチャイムの件ですが、議案外ですが、答えができればいただいて結構です。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 全体的には、先ほどおっしゃいました苦情等は聞いておりませんが、市といたしましては、来年22年の4月にCATVが完成してすべての施設が整うと。そうしますと、今各6町でばらばらの放送なり、ばらばらの時間にチャイムなり流している部分がありますので、そこらについては、22年の4月までにはどういう形にするかというのは今検討を加えているところでございます。ですから、今言われました日曜日の朝のチャイムの中止ですかね。そこら辺も含めて検討してみたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 職員住宅の借上料については、ただいまの説明でわかりました。CATVのチューナーの件ですが、これは私の勘違いかも知れませんが、仮に勘違いだとしても、私が説明に来た担当者から聞いた中では、例えば、一般の電気屋さんから買っても1万数千円しますよというようなお話を聞きましたが、そういう状況になったときに、果して例えば、全島で加入している方々がその時点でテレビが見れんようになる可能性はないのかと私は考えるわけですね。

今の経済状況の中で、例えば、毎月500円ずつ、今見てる人が払ってます。でも1,000円にこれも上がります。そうすると、テレビを実際に見れない人が出てくるんじゃないか。もっと先ほど総務部長の説明の中で、幾らかできるような可能性のある話も出ましたが、その辺もやはりもっと積極的に国に働いていただいて、放送施設1本で今までどおりテレビが見れるような、そういう状況ができれば一番いいと思いますので、一生懸命取り組んでほしいと思います。

確かに、私が3つ目の質問は、予算に全く関係ありません。ただ、私は市民の声を大事にしたという気持ちで、日曜日の朝ぐらいいはゆっくり休みたいというような市民の話を聞きました。夏のこの時間は7時とかなんとか言えば、もう夜も明けて明るいいし、何ともないんですけども、冬の7時というのは、まだ薄暗くて、せっかくの日曜日だ、ゆっくりしたいと思って、ゆっくり休みたい人はかなりいると思います。そういうことも今すぐどうこうできなくても、22年の4月からですか。そういうことも考慮したうえで検討してほしいと思ってます。

2点目の質問にだけ答弁をお願いします。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 先ほど申しましたように、市民の一部の方の御意見もございませうけど、他方の市民の方の意見も聞きながら、22年の4月に統一できるかどうかも含めまして、この1年間検討してまいりたいと思います。

議長（作元 義文君） ほかに、20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） 先ほどのそばの件ですけど、農林部長に尋ねたいと思います。

私はブランド化事業と言われましたので、どこかの研究所に頼まれてそばの研究をされて、また対馬ブランドとして島外に売り込む商品をつくれるのかと、その委託かなと思ってましたけど、美津島振興公社でそばをつくれる委託料というふうに今説明がありました。

今、対馬全島で反当たりそばの奨励金1万円ですかね。これが今そこに資料があるなら、関係ないかわかりませんが、全島的に昨年度で幾らのその奨励金が、補助金が出されたものか。そうすることを今尋ねるのは、美津島振興公社でつくらせるなら、やはり地元の農業を守るために、今農業の方は大変な時期であります。そのためには、反当たり1万円出しておった奨励金を1万2,000円か1万5,000円か、そういったふうに持っていかれなかったものか。そうするこ

とによって、対馬の農業を守ることになるんじゃないかなと私は思うんですね。この美津島振興公社を何かこう守るための今説明のように聞こえましたけれども、農林部長、その辺、答弁願います。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 先ほどから話題になっておりますブランド化なり、いわゆるふるさと雇用再生特別事業である事業4事業計上させていただいておりますが、この事業につきましては、国のほうでいわゆる雇用が悪くなりつつあるということで、職を求める人に対して、この事業で1年以上雇用しなさいと。そして、3カ年ぐらいをめどにこの事業は続きますけど、その間、技術を取得して、将来的には、自立するような形の補助制度を利用している事業が先ほどから上がっていますふるさと雇用再生事業の中身でございます。ですから、そこら辺でネーミングをつけるとき、補助申請の関係で、どうしてもそばのブランド化という形の部分をつくっていききたいという形の申請をいたしますと、どうしてもこういう事業名になっていくのかなというふうに思っております。

ですから、一つは、雇用の場と、いわゆるそばなりカンショなり、そこらをつくっていく技術の勉強をしていただくという事業で、今回100%の補助事業でやるということで御理解をいただければと思います。

以上です。

議長（作元 義文君） ほかに。20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） 農林部長が言われるかなと思って待ってましたけども、言われんならいいですけどね。そこに資料があれば、昨年度のそばの奨励金が幾ら出たか、御報告願いたいと思います。

それと、今、総務部長が言われましたそういう経営主体が何年とかということのを先に申しただくならば、我々もこういう質問せんでいいですよ。ようそういったところの事業委託のお金が出るわけですから、さきに説明をしてもらいたいと思います。よろしく願います。

議長（作元 義文君） その作付に対する単価、わかりますか。（「予算の関係だけやろうよ」と呼ぶ者あり）部長、出ます、それ。農林水産部長、川本治源君。

農林水産部長（川本 治源君） そばの件でございますが、平成20年度に108ヘクタールの耕作面積がございまして、約100トンの生産料が上がっております。奨励金についてでございますが、反5,000円ということでございます。以前よりちょっと減額になっております。

そばにつきましては、今まで生めんて冷凍をして商品化をしておりましたけれども、食べるまでに時間がかかるとかいうことでございまして、ゆでめんとして冷凍して、食味、風味を落とさずに、保存をして消費拡大につながらないかというようないろいろこの対策も考えております。

そういうことで、そばも耕作放棄地の解消に向けて、そばも大いにつくっていかねばならないと思っておりますので。

補助金の総額につきましては、手持ちの資料は持ってきておりません。申しわけございません。後で示させていただきます。

議長（作元 義文君） ほかに、6番、松本曆幸君。

議員（6番 松本 曆幸君） 恐れ入ります。2点ほどお伺いをいたしたいと思います。20ページの15節の工事請負費とそれに関連いたします13節の委託料について御質問をいたします。それともう1点は、22ページの社会教育費の3目文化財保護費についてお尋ねをいたします。

まず、15節の工事請負費でございますけれども、久田日掛線の道路改良工事の減1,475万円となっておりますが、これは13節に組み替えられたものと思っております。13節の委託料の内容と、それと久田日掛線の現在の進捗度ですね。これについてお答えを願えればと思っております。

それと、22ページの文化財保護費の中では、工事請負費と委託料が、またこちらも組み替えになっておるようでございますけれども、この工事請負費の中につきましては、先ほどの説明の中で、対馬藩主宗家墓所の保存整備事業だということでお聞きいたしております。

この工事請負費につきましては、本年度の内容と、それと今後、対馬藩主宗家墓所の保存整備事業については、何年度ほどまでにかかるのか、御答弁を願えればと思います。よろしく願いをいたします。

議長（作元 義文君） 建設部長、斉藤正敏君。

建設部長（斉藤 正敏君） ただいま松本議員さんの質問がありました件について回答したいと思います。

まずは、久田日掛線の全体の工事の進捗についてということでお答えしたいと思います。

久田日掛線の全体計画延長は2,180メートル、幅員は5.5、全幅7.0メートルであります。全体事業費15億3,000万円ということで、平成17年度から平成27年度までを計画をしております。実施額、現在までの実施額であります。20年度までの実施額は2億9,000万ということで、率にしてみますと約19%であります。現在の供用延長でございますが、92メートルということで、平成21年度予算としては1億円ということで予定をしております。

このような中で実施しております中で、平成20年度繰越工事となりました。この繰越工事の進捗も現在では90%程度の進捗であります。7月末の完了をめどに実施している状況であります。委託料との関連になりますが、繰り越して実施した関係上、終点の20年度工事終点の把握

がやっと現在できた状況でありまして、この状況によりまして、現在施行している、20年度終点から橋梁の予定箇所まであと160メートルであるということが判明いたしました。この結果を踏まえまして、今年度の予算と工事量と合わせまして検討しましたところ、21年度の事業量としては、この橋台の付近まで完了するだろうと、こういうふうに予想されまして、当然22年度からは橋梁に着手する予定であります。このようなことで、22年度橋梁事業に着手するためには、当然21年度で詳細設計が完了していなければなりませんので、今回、工事請負費の中よりこの橋梁の詳細設計を行うため、今回1,475万の委託料に組み替えたものであります。

以上であります。また不明な点があれば、再度お願いいたします。

議長（作元 義文君） 答弁者をお願いをします。もう少し大きい声でわかりやすく説明をしてください。

教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 松本議員の質問に対しましてお答えいたします。

まず、1点目の工事の内容でございますけれども、宗家墓所の補修事業につきましては、本堂の屋根の補修工事でございます。これは、20年度、21年度の2カ年で実施をいたしております。

それから、組み替え委託料につきましては、その設計管理委託料の分で組み替えでございます。

事業の今後の計画でございますが、関係いたします石垣の関係、石垣の整備事業あるいはまた、裏御霊屋の保存整備事業、本堂裏の庭園の整備事業等々あわせまして、最終的な計画が28年度までを現在計画をいたしております。内容といたしましては、広場のスロープ、案内板等の設置を26年、27年です。裏御霊屋の保存整備につきましては、23年度から28年度で計画をいたしております。本堂裏庭園につきましては、22年、23年度で諸整備工事、それから、27年、28年で地形の測量ということで最終年度28年ということで現在計画をしている状況でございます。

議長（作元 義文君） 6番、松本曆幸君。

議員（6番 松本 曆幸君） どうもありがとうございました。

対馬藩主宗家墓所につきましては、対馬が誇る文化財であります。今後ともに整備保存に向けて努力していただければと思っております。ありがとうございました。

議長（作元 義文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第57号は会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付の議案付託表のとおり

り各常任委員会に付託します。委員長の審査報告は7月3日に行います。

昼食休憩のため休憩いたします。暫時休憩します。13時から。

午前11時51分休憩

午後0時58分再開

議長（作元 義文君）再開をいたします。

日程第6 議案第58号

議長（作元 義文君） 日程第6、議案第58号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま議題となりました議案第58号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、3月1日から郵便料金の改定が行われたことによりまして、保険証を送付する郵便料金が不足することになり、通信運搬費を増額するものであります。

1ページをお開き願います。

平成21年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出の補正は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ87万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億637万5,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

10款繰入金1項他会計繰入金は、職員給与費等繰入金を87万5,000円増額しております。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費は、通信運搬費を87万5,000円増額しております。各世帯に保険証を送付する場合は、これまで配達記録郵便で送付をしておりましたが、21年3月1日から配達記録郵便がなくなりました。このため、これまでの配達記録から簡易書留郵便で送付するための郵便料金等を増額するものでございます。

以上が提案理由の説明であります。御審議のうえ、御決定くださいますようよろしくお願いい

たします。

議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり決定しました。

・ ・

日程第7．議案第59号

日程第8．議案第60号

議長（作元 義文君） 日程第7、議案第59号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例について及び日程第8、議案第60号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての2件を一括して議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました議案第59号及び議案第60号につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第59号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例についてでございますが、今回の改正は、長崎県離島医療圏組合が解散をし、平成21年4月1日、新たに長崎県病院企業団が設立をされたこと及び後期高齢者医療制度の発足にあわせ平成20年4月1日から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより所要の改正を行うものであります。提案が遅れ申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第60号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成21年5月22日に公布施行され、出産育児一時金につきまして、暫定措置として4万円引き上げられたことによりまして条例を改正するものであります。

今回の改正は、出産に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、安心して出産できるようにするために、本年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金につきまして35万円から39万円に引き上げるものでございまして、附則に特例措置としての条項を追加するものであります。

以上でございます。御審議のうえ、御決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。
議長（作元 義文君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号及び議案第60号の2件は会議規則第37条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号及び議案第60号の2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号、対馬市診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

これから議案第60号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号、対馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第61号

議長（作元 義文君） 日程第9、議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設部長、斉藤正敏君。

建設部長（斉藤 正敏君） ただいま議題となりました議案第61号につきまして、提案理由とその内容を説明申し上げます。

本議案は、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてであります。地方自治法第9条の5第1項の規定により、新たに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更しようとするものであります。

土地の位置につきましては、議案の末尾に字図、位置図を添付し、黒く塗りつぶして表示しておりますのでごらんいただきたいと思います。

なお、位置図につきましては、縮尺が小さ過ぎたため本日補足資料を配付させていただいております。内容につきましては、比田勝港湾区域内における公有水面の埋め立てにより上対馬町西泊字田ノ越132番地の6及び1304番地の1の地先に50.87平方メートルの土地が新たに生じたので、この土地を字田ノ越に編入するものであります。

以上、簡単でございますが、提案の理由の説明とさせていただきます。御審議のうえ、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、議案第61号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり産業建設常任委員会に付託いたします。委員長の審査報告は7月3日に行います。

議員に申し上げます。日程第10に記載しております同意第2号、対馬市監査委員の選任についての議案は、市長より議長に対して諸事情により撤回したいとの申し出がありました。議案の撤回につきましては、議案が議題となる前は議長が許可できることになっております。したがって、日程第10、同意第2号、対馬市監査委員の選任については、市長の申し出のとおり撤回を許可いたします。

お諮りします。ただいま撤回いたしました日程第10につきましては、あとの日程が4件もあることから、日程第10は欠番にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、日程第10は欠番とすることに決定しました。

日程第11．陳情第2号

日程第12．陳情第3号

日程第13．陳情第4号

議長（作元 義文君） 日程第11、陳情第2号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情についてから、日程第13、陳情第4号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請の陳情についてまでの3件を上程します。

ただいま上程いたしました陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託いたします。

なお、委員長の審査報告は、7月3日に行います。

日程第14．発議第6号

議長（作元 義文君） 日程第14、発議第6号、対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。17番、小川廣康君。

議員（17番 小川 廣康君） ただいま議題となりました発議第6号、対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定についての提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

当市では、平成18年2月に対馬市立小中学校適正配置基本計画を策定し、平成19年4月と平成20年4月に分校がそれぞれ本校に統合されましたが、近年の児童生徒の減少が進む中、小規模校が増加し、中学校においても複式学級が発生しているにもかかわらず、その後、進展を見ることができません。本来学校は、学習とともに、集団生活の中でもまれ、自分を磨き、社会性を高める場であり、子供の望ましい成長にとって非常に重要な教育機関であります。

対馬市立小中学校及び対馬市立幼稚園において、よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、対馬市教育委員会の附属機関として同委員会の諮問に応じ、対馬市における学校の適正規模及び配置の実現に寄与するため、対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例を制定しようとするものであります。

それでは、発議案を読み上げさせていただきます。

発議第6号、平成21年6月25日、対馬市議会議長、作元義文様。提出者、対馬市議会議員、小川廣康。賛成者、対馬市議会議員、小田昭人、同じく賛成者、阿比留梅仁、同じく賛成者、齋

藤久光、同、堀江政武、同、阿比留光雄、同、大浦孝司、同、中原康博。

対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定について、上記の提案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出をいたします。

次のページに移ります。対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例(案)、第1条で設置をうたっております。第2条で所掌事項、第3条で組織、第4条で任期、第5条で会長及び副会長、第6条で会議、第7条で委員報酬及び費用弁償等についてうたっております。第8条、庶務、第9条、委任。

附則として、この条例は公布の日から施行するという案を作成いたしております。

以上でございます。どうか議員皆様方の御賛同をいただき、御決定を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長(作元 義文君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、発議第6号を会議規則第37条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。委員長の審査報告は7月3日に行います。

議長(作元 義文君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あしたは定刻から本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時19分散会

平成21年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第2日)

平成21年6月26日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成21年6月26日 午前9時58分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 曆幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
16番 大浦 孝司君	17番 小川 廣康君
18番 大部 初幸君	19番 兵頭 栄君
20番 中原 康博君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員(1名)

15番 桐谷 徹君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	渋江 雄司君
参事兼課長補佐	長野 元久君	副参事兼係長	國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君
観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	川本 治源君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	一宮 英久君
教育部長	中村 敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本 政次君
峰地域活性化センター部長	永留 秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬 良久君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	大石 邦一君
教育委員長	村井 成枝君
選挙管理委員長	井 鷹志君

午前9時58分開議

議長（作元 義文君） 桐谷徹君より欠席の届け出がっております。

なお、一般質問登壇者の写真撮影を許可いたしております。

ただいまから本日の会議を開きます。

・

日程第1．市政一般質問

議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は、5名を予定しております。

それでは、届け出順に発言を許します。19番、兵頭栄君。

議員（19番 兵頭 栄君） おはようございます。トップバッター、最初に申し込んだというようなことで、トップバッターとして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、対馬新聞によりますと、平成21年3月30日、第2回壱岐対馬航路活性化協議会が財部対馬市長、白川壱岐市長、竹永九州郵船社長等17名が出席のもとで開催されたと。その会の目標といたしまして、航路利用促進と船舶の高度化について、できることから始めると。これは、行政報告の中にもそれはうたっていました。

その事業概要の中に、博多壱岐間、壱岐対馬間で1隻ずつを運行し、それらの運行時間を調整し、1日の運行本数を増便すると。フェリーについても検討する、つまり1島1隻案が素案として承認されたと、そのように新聞に大きく報道されております。

つまり、対馬から福岡に行く場合、壱岐で乗り換えをする。そして、新たに乗船して福岡に行く。また、福岡から対馬に来る場合、同じく壱岐で乗り換えて対馬来ると。フェリーについても、今鮮魚コンテナ車、貨物車、すべて壱岐で降りて福岡なり、対馬なりに行く、そういった1島1隻案が採択されたわけでございます。

その件につきまして、市長の考えはどのような考えを持ってあるのか、ひとつお伺いをいたしたいと思います。

次に、定額給付の差し押さえについてお伺いをいたします。

去る4月3日か4日だったと思います。納税差し押さえされた方が、本人から相談を受けて、本人の前で本庁に電話すると、大浦副市長が出られました。私は、今回の定額給付の差し押さえについて、本人ももとより国民には権利があるが義務もある。滞納者の中には、滞納した自分が悪いと言っておられる。それぞれ家庭の事情で払うことができない人もいるのではないかと。市の財政事情も説明し、お互いに相互理解ができるよう相談窓口を設けたらどうか。

大浦副市長いわく、「あなた方議会は、自主財源である税の徴収、徴収率を上げるように常に言ってきておる」と。「今回の差し押さえは違法ではない」と言われ、もちろん違法ではない。そこで、今回の差し押さえについて、今までの差し押さえ基準、それがどのような基準をもって差し押さえされておるのか、また、現在までの差し押さえ人数、総額、また滞納者全体のこの定額給付の差し押さえが何%差し押さえになったのか、そのところをお伺いいたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） おはようございます。兵頭議員の御質問にお答えしたいと思います。

1点目の壱岐対馬航路活性化協議会で論議されております1島1隻案についてでございますが、この壱岐対馬航路活性化協議会につきましては、先日の行政報告でも御報告申し上げましたとおり、平成19年10月1日施行されました「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、壱岐、対馬と本土を結ぶ航路の将来的な安定的な確保を目的に、平成20年12月24日に設置された法定の協議会でございます。

構成メンバーは、先ほど兵頭議員がおっしゃられたように、壱岐の白川市長、そして対馬が私それから地元住民代表として商工、観光等の団体、それから長崎県、九州郵船株式会社の10名の委員で構成された協議会でございます。

昨年末より壱岐対馬航路公共交通総合連携計画の策定に着手し、この6月3日に壱岐市で開催された協議会で計画を承認いただいたところでございます。今後は、国から最高3カ年間事業費の2分の1の支援を受け、残りの2分の1は壱岐市、対馬市、九州郵船、長崎県で負担しながら、航路の活性化に資する事業を進めてまいる予定でございます。

御指摘のジェットfoil1島1隻案でございますが、これは航路利用者のアンケートを2月末に全航路において実施し、島民とビジネス客、観光客がどのようなニーズを持っているかの把握を行いました。

その中で、ジェットfoil増便、運行ダイヤ変更に関する多くの意見をいただき、そのニーズに近づくための一つの運行パターン、あくまで案でございます。決してこれが決定事項ではないということをお理解いただきたいと思います。今年度幾つかの運行パターンを整理しながら検討し、最終的に対馬市、壱岐市にとってベストの運行パターンを導き出し、来年度実証実験を実施したいと考えております。

先ほど申し上げましたように、あくまでもみんなで協議する中での運行パターン（案）だというふうに、新たな案だというふうに御理解をいただければと思います。

申し上げるまでもありませんが、運行体制見直しは比田勝航路のジェットfoil寄港についても当然視野に入れながら検討を進めてまいっております。

また、本市、壱岐市とも単独の航路対策協議会もございまして、その中でも壱岐対馬航路活性化協議会の状況を説明し、御意見を賜りながら進めておりますし、今後もそのように考えております。

このほかにも壱岐対馬航路活性化協議会では、ジェットfoilの座席の指定化、支払いのカード導入、航路利用促進につながる壱岐、対馬市が連携した観光ルートづくりをあわせて進めてまいる予定でございます。

次に、定額給付金の預金の差し押さえについての御質問でございましたが、差し押さえの基準はどのようになっているかとの御質問でございますが、ちなみに国税徴収法では、督促を発布し

た日から10日経過した日までに完納しないとき、徴収職員は滞納者の財産を差し押さえなければならぬことになっています。

3月から5月までは徴収強化月間の一環として、預金差し押さえを全島一斉で計画・実施していたものであります。これは、不誠実な税滞納者、例えば長年にわたり滞納している人や、納税の約束不履行者とか納税意識が薄い人等に対し実施したものであります。ちょうど、今回は定額給付金の支給と相まって、市民の皆様や全国の方々に対しお騒がせをしたところであります。

この定額給付金の根底にある考えとして、「税を財源とした定額給付金を受給することに対し、誠実な納期内納税者との公平性の観点から、税金を納税しない人にきちんと納税している人の税金をいくら景気対策のためとはいえ、交付するのは善良な納税者の理解が得られない」と考え、組織として淡々と対応することを決断したところです。

なお、定額給付金と認められる預金のうち、18歳以下の子供さんの給付金部分につきましては、未来ある子供たちに聖域を設け、健全な育成のことを考えて差し押さえ対象から外しました。

本市では、滞納整理を各戸を回る「臨戸徴収」から「差し押さえ方式」に順次移行している段階でございます。総務省の定額給付金室の見解では、「定額給付金の差し押さえについては、緊急支援を行うことを第一の趣旨として実施するものであるため、その趣旨には合致しない。また、法的な強制力はない」としているようですが、片や同じ総務省自治税務局企画課からは、「給付金室の趣旨はあくまで希望だと思ふ。給付金であれ税法に従って滞納者の資産、生活状況を見ながら差し押さえはすべき」と、同省内に違う意見が存在しております。税収や徴収率を上げようと躍起になっている地方自治体にとっては、法律優先か景気対策優先かが問われる大問題です。

ただ、今回の決断で滞納者の財産を総合的に勘案したうえで行う滞納整理であれば、定額給付金をねらい撃ちするのではなく、基本どおりの滞納整理の中で個々の納税者の事情を把握し、滞納整理を進めていくとした姿勢を御理解いただきたいと思います。

また、その実績の御質問もございしますが、平成20年度の決算速報で、本市は市税と国保税あわせて未収額14億7,700万、昨年度より8,000万円増加しております。徴収率が73.8%で、県下23市町のうち市税で23位、最下位でございます。国保税につきましては、21位の成績であります。昨年度より国保税の徴収率は2つ順位を上げましたが、年々未収額が増加しているのが大変気がかりなところであります。

債権差し押さえ実績は705名、滞納額約5億円に対し、債権を差し押さえ回収した金額は約4,500万円となりました。特に、今回の徴収強化月間においては、366名の預金を差し押さえ、回収額は約1,300万円となりました。全体の滞納者数は約4,000名で、滞納額は21年5月末決算で約、先ほども言いましたが、14億7,700万円ですから、ここ1年間で

債権差し押さえの人員割合は、昨年度3%から18%、同様に差し押さえ額は4%から34%に対し税の差し押さえを行い、同様に全滞納額の1%から3%を市税等に配当を行ったところでございます。

地方税において税負担の公平性を維持するためには、課税の公平は当然であります。徴収の公平を確保することは大変重要な問題で、課題であります。

自主財源の乏しい本市におきまして行政を行うには、税収の確保のため、今後とも未収額の一層の徴収強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

議員（19番 兵頭 栄君） 今なんですか、1島1隻その問題、これは先ほど私も今一つの素案として取り上げられている、原案として取り上げられて今市長が言われる。

しかし、これが今後どういうふうな展開になるのか、昨年度九州郵船の乗船率5万9,000人ぐらいだったのですが、減少しとると。その原因は、我々は燃油高騰による空路と海上ジェットフォイル運賃、その格差がない。そのために、そちらのほうに流れていったと、そういうふうに私は感じております。

今度1島1隻、その方式になれば、ますます対馬島民の理解はできずに、そのあげく空路のほうにいきます。行ったら、昨年度原油高騰による赤字補てん県が2,500万、対馬市が2,500万、九州郵船が2,500万プラスアルファ、そういう事態をさらに招くものと私は感じております。

特に、また壱岐をそういったターミナル化することによって、これは海上の本線、壱岐対馬間、これは本線です。本線で海上を乗り換えというのは、一切今まで私が知る限りではない。支線、つまり壱岐から呼子に行く分については、私は支線やから乗り換えがあつてしかるべきだ、そういったこと。

また、この盛漁期については、その対馬の鮮魚運搬業者、それが壱岐で福岡まで直行便乗らずに、壱岐でおりて呼子回りをあえなくされておると。そういった中で、呼子回りで福岡に着けば、鮮魚というものは福岡近辺でしか荷さばきができない。そのために、魚価の低迷を招く、これは全員協議会のときにジェットフォイル問題で竹永社長に私も言いました。そして議長も言われた。皆さん漁業に携わっておる方々は、そういうような頭に持つておるわけです。そういうことも踏まえて、この中で検討をお願いしてもらいたいと、そういうふうに思っております。

もうそういった素案づくりができておる以上は、次の原案として上げることはできないのかどうか。また、ちょっと今、委員が、新聞には17名と載ってたんですが、実際10名ですか。（発言する者あり）ああ、そうですか。いや、新聞には17名というようなことで載っていたもんやから、新聞をそのまま私はうのみにして今発言しましたが、そこは訂正をさせていただきま

す。

それから、そういうことをひとつまた頭の隅に置きながら、ひとつやっていただきたいと、さようにお願いしておきます。

それから、定額給付の問題、この問題皆さんその相互理解、公平性を欠く、それなら本当に公平な徴収差し押さえをされておられるのかと。市に交渉に行く、交渉したり抗議に行く、そういった方々は返してもらっとるんですよ。全額じゃなくて、何割かで返してもらっとるんですよ。

ところが、何も私の知っとる人は車便もない、言うにも言われぬ、どうしたらいいか。あの家は文句言ってあれしたところが、その中の3分の1だけだったと思いますが、返してもらったと。これは本当の税の差し押さえの公平性に欠けると私は思いますよ。そここのところどういうふうにご考慮されるのか、お伺いします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 1点目の航路の1島1隻案の問題でございますが、あくまでもこれはジェットフォイルを対象としてる考え方でございます、フェリーのことはまた別の考え方です。そこを分けていただきたいと思っております、はい。

そういう中で、確かに運賃格差がない、バンカーサーチャージが導入された段階において、航空運賃と差がなくなってきた。さらに、1島1隻のようなやり方をした場合、お客が減るんじゃないかという心配の向きも確かにあるかと思えます。そして、乗り換えをするということは今までの経験上ないし、ほかでもないんじゃないかというふうなことでございます。確かにそうかもしれません。

冒頭言いましたように、あくまでもこれは実証実験として物事を組み立てておることでありまして、この実証実験をなぜ組み立て、案として上げたかと。上の人たちの航路を見つけ出すために、こういう方法もあるのではなかろうかと。

従前の2島を1隻体制といいますが、従前のやり方でいった場合は、どうしても常用薄明の兼ね合いで比田勝まで足を延ばすということが不可能な状況にあると。ならば、1島1隻ということで仮にやった場合は、上の方々の足というのも確保できる、可能性としてはあると。運行する可能性はできるんじゃないかと。やはり私どもは南の人たちについても、北の人たちをどうして救うていくかということも考えながら、お互いがお互いの痛みの中で今までよりも不便になるかもしれない。仮にですね、乗り換えをすることによって。しかし、全島、島内全部を考えたときに、どこかでその痛みというのは分かち合わんといかんという選択もあるのではないかと、それがこの運行案でございます。

それを皆さんに理解していただけるかどうかも含め、実証実験という形でやることもいいんじゃないかというふうには私は思っております。最終的にこれを実証実験を実際運行するかどうかは

別問題としまして、その案というものは私は否定する必要はないと思っております。

対馬が一つになるために、仮にジェットfoilが、仮の話でございますが、芦辺とか郷の浦とかいうところで同じポンツーンの中で乗り換えをしていくと、時間をあわせてですね。ということが可能であるならば、下の人たちもそれを甘んじて受け入れ、そのことによって上までジェットfoilが延びるならば、それで私はそれこそ島が一つになるいいきっかけではないかというふうな思いもしております。そういう意味の1島1隻案だというふうに御理解をしていただければと思います。

それと、定額給付のお話が出ておりました。役所に抗議に行った人には返金があったというお話でございますが、返金があったということではなく、先ほど冒頭の回答の中で言いましたが、約束不履行の方々とか、催告書、それから納税の確約書等を今まで結んで、それを不履行にされる方、それから、出向いていらっしやらないことによって、その確約書さえも結んでいただけない方等がいらっしやる場合、今回の差し押さえをすることによって役所に出て来ていただき、そしてそのあたりの話もできていくと。

何も全額をこちらが押さえるという、押さえてそれを充当していくという考えではなく、不誠実な滞納者に対して、きちんとその話し合いをもっていくと、その中で何も全部押さえることはないけども、今までのお互いの信頼関係を崩れてたやつを再構築していった、納税意識を持ってくださいというふうな手法の中での、それは兵頭議員がおっしゃられる返金という言葉になったかかもしれませんけども、返金ということではなく、あくまでもそのような理解をしていただきたいというふうに思います。

議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

議員（19番 兵頭 栄君） もうとびとびあれしましたが、先ほどジェットfoil1島1隻問題、新聞にはこれが1日の運行本数を増便、これはフェリーについても検討というようなことで、この対馬新聞には載ってるわけですよね。それで、フェリーは別問題として、この新聞がちょっと間違いやったんでしょね。私はこの新聞に載るとるから、もうこれは報道機関が間違いのないもんだと、そういうふうに考えておったわけでありまして。これが関係ないなら、それで1島1隻の問題は終わりますが。

先ほどあれされた、副市長がその相談窓口等の問題でしたらどうかというような話の中で、お互いがそれぞれの事情もある、そういった中で窓口の、いや法的も、もう取りつく島はなかったですよ。ちゃんとこれは法的に間違いないと、はっきり、それならもういいですよと、それなら本人にそういうふうに。今、市長が言われるのとちょっとやはり滞納者にも約束をしとつても、なかなか今対馬の経営状況、これは難しいところがあるんですよ。今市長は、対馬は県下で収納率が一番悪い、滞納率が多いと、そういうふうな、そしたら、その滞納率が悪いのは対馬島民が

税金を払おうという意識がないのか、そういう税に対するところの考え方が貧しいのか、それとも、実際は払おう思うても払えない島民が多いのか、その2つに1つだと思いますよ。どういふふうに考えられるんですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今の質問に答えさせていただく前に、私の認識違いがありましたので、1点ちょっと訂正をさせていただきたいんですが、ジェットfoilについての1島1隻案というのと、一応案としてはフェリーの1島1隻案も出てると。

ただし、そちらのほうの論議が実現性が薄いもんですから、ほとんどされませんでしたから、私のほうのこちらには入ってなかったもんで、私そちらはまずもって実証実験しないと思いますので、先ほどのような答弁になったことをお許しください。

それと、今の滞納がある状況の原因というものをどのように考えているのかというふうな御質問だと思いますが、今おっしゃられたような2つの要件が相まって滞納は起こっていると思います。どちら、一方だけがということはないと思います。

正直言いまして、行政を預かる人間として、こういう措置っていうのは本来であれば取りたくないのは正直な気持です。しかし、2月末時点において19億の滞納がございました。19億っていう金額がどういう金額かといいますと、今ことしの当初予算が283億という当初予算でございましたが、そのうち普通建設事業費に回される金額というのは、振興計画をつくる段階において、約2億円から2億2,000万程度です。その財源しかありません。

19億の滞納額に対して2億2,000万、仮に2億とした場合、それは9年分とか10年分とかいう普通建設事業費に当たるわけでございまして、仮に19億円が半分ぐらいの滞納額になった場合、10億といえは5年分、じゃあ5年間の間、今の倍のさまざまな行政サービスが対馬の市民の方々にすることができるというふうな考えに至ったとき、やはりこれは少しずつでも誠実な納税者の方々に対しても、やはり不利益を被る部分がございますから、心を鬼にしてこういう措置をとらざるを得ないというふうな決断に至ったところでございます。

税につきましては、先ほど申し上げたとおり相まっておると思っております。

議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

議員（19番 兵頭 栄君） 今私もこの選挙期間、ずっと対馬全島を立候補者の皆さん回って、一番対馬にしてもらいたいことは、働く場所が欲しいと。事業者においては、仕事が欲しいと、それは切実な要望なんです。

これが私は去年の11月、その人の子供さんが会社が倒産したと。対馬に帰ってきてても仕事がない。福岡におればアパート賃が要る。年金3万6、7千円もらっております。夫婦で7万ちょっとでしょうか。アパート賃が6万円、どうにか2月に仕事が見つかりましたと。対馬に帰って

きても仕事がないと。もうアパート賃出してくださいと、ない金からずっと払ってきた。対馬は仕事がない、そういった家庭もあります。つくづくその話を聞かせていただきました。人ごとじゃないような気がしたわけでございます。

そこで、市としても、ハローワークに行きなさい、行きなさいといって皆さんそう言われるけど、本当に上のほうに行けば行くほど仕事はないんですよね。そういった中で、市としても臨時雇用者、そういった中で特別な内容以外でハローワークを通して雇用できる方もおられるんやなかろうかと。できれば、そういった中でハローワークを通せる場合には、なるべくハローワークを通してやっていただきたい。

先の3月の定例会のときに、市長も求人倍率が0.14と非常に悪いですよ。そして、失業者の方は市には来ないんですよ。皆さんはみんなハローワークに行くんです。そういったことを踏まえて、そちらを通せる場合には、ひとつそちらを通して市民一般に廻るような雇用体制をつくっていただきたいなと、そういうふうに思っております。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 予定をしております通告外の問題でございますが、答えさせていただきます。

雇用の場ってという問題、確かに3月時点において0.14という数字、今0.22という恐らく数字になっていると思いますけども、どちらにしても1はないわけで、これは離島対馬の永遠の課題だろうと思っております。

そういう中で、自分の地域の中から自分たちで雇用をつくり出すっていいですか、起業を起こすというふうにシフトしていかななくてはいけないんじゃないかということで、当初予算にも計上させていただきましたが、新規ビジネス応援事業補助金というのを確か4月から5月の中旬までの間に公募をかけまして、14件の応募があって、6件ですかね、当面は採択をさせていただこうと思っておりますが、これらの事業というのは、大きな雇用はなくても、2人とか3人とかいう雇用でもいいじゃないかと、これから先以前のような企業誘致でどんと企業が入ってきても、そうそう長続きしない。

ならば、きちんとした対馬の資源を生かしながら、売っていく産業というのをくり出していかねばいけないということで、先ほどの補助金を創設したわけですけども、それで今回も若干の雇用は生まれてくると思っております。

それと、国の制度の緊急雇用の部分、それからもう一つふるさと雇用というのがございますが、この部分で現在ハローワークを通して33名の方に職をとっております。

それと、今内示をいただいておりますふるさと雇用の分でも、10名の方をとっております、実は、この制度っていうのは、行政が物事をつくり込んでいくという部分で、広がりが生まれません。

と。私ども行政が人を雇用していくという体制、そして案を出すっていうやり方よりも、もっと違うやり方があるんじゃないかということで、実は県の労働部長の方に私入って行きまして、いろんな今の制度の矛盾点等を話をさせていただきました。その中で、新たにプロポーザル方式で民間の方たちが雇用を創出していく方法というものを、今度公募をかけようと思っております。

当然、大きな大項目として、一つの方向性が合致しないといけませんけども、そちらのほうに業態変更していく民間の方々とか、起業をされるの方々とか、そういう方たちにふるって応募をしていただき、それを1件審査の中で県のほうに採択は任せたいとは思いますが、対馬市としても雇用がふえていくことを考えながら、新たな手法というのもつくり出しておりますので、行政のみならず民間の方たちと一緒にそういう場の創出に力を入れていきたいと思っております。

議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

議員（19番 兵頭 栄君） いや、それは本当にありがたいことだと思います。今対馬の商工関係、商工会員100名から減ってきてるんですね、今の現状として。やはり人口も月に50人程度、亡くなられた方もおられるでしょう、向こうに出て行かれる方も多いと思います。そういっただんだん過疎化、そしてまた事業を起こしても人材の空洞化、そういった懸念が大きく自分たちは感じるわけでございます。

それで、もう上のほうの商工会の会員の方々いろいろな話ししても、もう自分たちの給料は出ないよと、いつやめてもいいよと。もう従業員も給与を自分たちはもらわずに、職員の給与だけをこういうふうにしてありますとか、やはりそうして公共事業もないと。あっても半年間。国土交通省の人夫賃は1万4,000円、ところが実際もらうのは7,000円と。仕事は半年間、ようあって。そうしたら、今度20日間の14万。ところが、月平均にしたら7万で夫婦で食べていかんやいかんと。年金にもらうのにはまだほど遠いと、やっぱりいい話は聞かないわけですよ。

本当に雇用到我々議会も、しっかり行政の立場とまた別の立場のほうから、しっかりその雇用促進の場を見つけるように努力いたしますので、行政のほうもまたそれなりに力を入れて頑張っていたきたいと、さように考えております。

そしてまた、もとに戻りますが、その1島1隻案ですか、そういったもろもろの会があったときには、その都度全員協議会でも報告をしていただきたいと、そのことをよろしく願いたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この協議会ですね、壱岐対馬航路活性化協議会につきましては、議会のほうからもその席に参画していただいているということで御理解をいただければと思っております。

す。

先ほど言いました10名の中には入っておりませんが、あった内容については、航路対策協議会等の中で逐次報告をさせていただいておるところでございます。

議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

議員（19番 兵頭 栄君） ちょっと1点だけ最後の質問で、定額給付の差し押さえですね、これ違法性がないと。もう一応給付としてはその後の現金化と。ところが、今度例えば助産手当35万から39万に上がったと、出産手当。ところが、そういった目的外、失業保険とか児童手当とか、そういったもろもろの手当、給付金、それについて差し押さえをするつもりがあるのか、その1点をお伺いしたいと思います。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 基本的に差し押さえは今までどおり行うつもりであります。ただし、先ほど言いましたように、差し押さえを行う、行わないは、その方の今までの納税、滞納があったとしても、今までの誠実な全額が完納されてなくても、自分のその家庭、収入に見合って支払いをしていただいております。差し押さえはそこまでのことはしません。

しかし、不誠実な滞納者であれば、今おっしゃられた目的があるお金であっても、給付金であっても、以前もやってきておりましたが、これからは肅々とやっていくという考えには変わりません。

議長（作元 義文君） 19番、兵頭栄君。

議員（19番 兵頭 栄君） わかりました。

以上をもって、一般質問を終わります。

議長（作元 義文君） これで兵頭栄君の質問は終わりました。

.....
議長（作元 義文君） 暫時休憩します。11時から開会いたします。

午前10時47分休憩

.....
午前11時00分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

次に、14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） どなたもこんにちは。改めまして、今回3期目の議会に市民多数の御支持、御支援を受けまして、このように市民の代弁者としてこの場に立たせていただきました。非常にその責任の重大さと身の引き締まる思いを感じております。任期4年間、常に市民の目線に立って、対馬市発展のため議会の立場として微力ながら努力をしていきたいと、このよ

うに思っております。市長、よろしくお願ひいたします。

さて、私は今回野生鳥獣、特にイノシシによる農作物の被害が北部対馬で拡大しており、もちろん全島的であります。また、全国的な問題となっていることは、市長も十分御承知のことだと思っております。

イノシシによる被害は、今では市街地周辺、人の庭先、通学路、広範囲に発生をしております。農作物だけじゃなく、人為的な被害を懸念される状況であります。これまで被害対策として猟友会に委託をし、イノシシの駆除をしてきたとおりであります。駆除をしたイノシシは、ほとんどが山の中に埋められる、そのような処分ではなかったかと思ひます。

ところで市長、御承知と思ひますが、対馬市議会もイノシシ等の被害対策特別委員会が設置をなされましたが、定例会ごとに調査報告書が提出されておりますが、御理解できておりますでしょうか。これが発議がなされたのが、平成18年3月定例会、当時小西議員の発議により、6名の委員さんが設置承認され、都合2カ年、7回ないし8回の調査研究がなされ、その都度緻密な調査報告書が提出されております。

被害調査から駆除対策、一方食肉加工センターの設置から商品化の問題等、一貫した調査報告があつております。最後に、最後といひますのは、平成20年3月定例会、2月21日に研究会がなされ、「対馬市としても歩調をあわせ、今後2年間で整備するよう要望するものであります」と、このような結びであります。残念ながら財部市長は、そのときはまだ首長でなかった。

「また、防護対策予算の重点配分の面から、捕獲補助金の削減等、避けられない問題と思われまふ。食肉化を実現することで捕獲補助金の削減、あるいは処理施設については販路の体制、整備を確立させ、既存施設の活用と新設に向けた検討が必要であります」、このような最終の報告書があることも、御承知でしょうか。

そこで、今回どうしても一般質問をしなければならないのは、今回私も大勢の市民と接する機会がありました。市民の声が、イノシシ被害対策の問題が圧倒的でありました。過去の調査研究がどうなったのか、非常に疑問を感じた点が1点であります。

先ほども言ひましたように、常々私は関心を持っておりましたので、私のいところが西日本新聞の平成21年5月3日の記事の切り取りを見せてくれました。「イノシシ駆除に一石二猪、食品特産品化を目指す」、同じ西日本新聞の平成21年5月28日、「佐賀県の新グルメ、猪っと待った」、イノシシの猪っとです。これぞ「ししリアンライス」。早速武雄市役所営業部のしし課の課長さん、溝上正勝さんに対し、資料の提供を依頼しましたところ、快く対応していただきました。

後ほど、この資料によりましてやり取りをやりまふから、その感想は、私の感想です。会派の行政視察によりまして、イノシシ研究の先進地であります島根県的美郷町、多分市長はよく勉強

してありますから、御承知かもしれません。国立鳥獣研究所で勉強したことをふと思い出しました。武雄市の市長さんはすばらしいなと、そのとき素直に思いました。

今回対馬市として、抜本的な駆除対策があるのかないのかの質問を今回しておるわけでありませう。といいますのは、先ほど言いましたように、市長がそのとき在職中ではなかったが、イノシシ特別対策委員会の8回ほどの調査報告がどのように活かされたのかをお尋ねいたします。

それから、食品加工センターの建設とか商品化、それから私の発想ですけど、イノシシ対策課というものが設置されてはどうなのか。このことについてお尋ねをいたします。

一方、通告でありますので、選挙管理委員会の委員長さん、大変きょうは御苦労さまでございます。私今回市議会議員の一般選挙に立候補し、南北に長い選挙区でありまして、選挙説明会が豊玉町でありましたことに関しましては、大変なすばらしい気配りであったなど、このように感謝を申し上げます。

ところで、選挙事務全般につきましては、本庁ですべてやられました。ましてや、選挙用のはがき、これ我々に2,000枚許可が出るわけでありませうが、この投函場所が巖原郵便局だけに決められた件、私は選管委員長御承知のとおり、上対馬の一番端であります。現実追加を投函しようかと思いましたが、巖原まで行ってくださいと、このような話でありました。全く何たることだと、そのような腹立たしい思いを感じた一人であります。

それから、地域住民の利便性等を考えますと、期日前投票の場所、それが地域活性化センターだけ、これは選管の委員長さんはきょう御出席いただいておりますけど、例えば上対馬というなら、小鹿の人は比田勝まで、上県町の住民の方は仁田の方が期日前しようかと思っても佐須奈まで、このようなことがどうして選挙管理委員会として最低限公民権の行使に利便性が図られなかったのか、このことについてお尋ねをいたします。

それからもう一点、間もなく衆議院選挙もあるわけでありませうが、対馬市の投票率向上のためにも、今後このことについては、選挙管理委員会のほうで選挙民の立場になってどうすれば棄権、いわゆる棄権防止、投票しないことですね。棄権の防止等、投票率の向上に努力ができるのか。金がかかるから、そういうことはせんでもいいと、こういう考え方なのか、そこら辺をお尋ねしたいと思ひます。

あと答弁によっては、一問一答でいきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 糸瀬議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、私の方は1点目のイノシシによる被害対策の抜本的な対策の部分でございます。

用意してきました答弁書がなんか使えんなどと思ひしておりますが、基本的に平成18年から20年3月ですか、の2カ年にわたり被害対策特別委員会が設置され、その中で研究がなさ

れたということは聞いてはおりますけども、その詳細な報告というのは、正直言いまして受けていないところがございますが、しかし今おっしゃられている内容ということについては、十分に市として物事を取り組んでいかなければいけないというふうな気持は持っております。

そういう中で、今まで対馬市のほうでは防護柵というものを中心に、それから駆除ですね、という2つの方向で物事を進めてまいりました。先ほど開会前に陶山訥庵の話がありましたが、恐らく300年前、陶山訥庵先生は約500キロの猪詰の石垣を用意をし、約10年近くかけて約9万5,000頭でしたか、それぐらいの頭数だったと思いますが、せん滅したということがございます。

先ほど言いました約500キロというメーター数でございますが、防護柵の総延長をひらい出したときに、現段階において約200キロくらいいってると、今状況であります。

しかし、半分近くしたから、半分減ってるかっていったらそういうわけでもありません。それは以前の猪詰の方法と今の防護柵の方法というのが、明らかに方向が違う。せん滅する方向と、こちらの被害を防ぐための防護柵ということで目的が違うために、頭数は減ってないのではなかろうかというふうに思っております。

そういう中で、今までずっとそういうふうな駆除も含め物事をやってきましたが、なかなか進まない。皆さんに農作業をされる、山に入られる際の不安、さらに集落内に出てくるというふうな大変な状況がまだ消え去ってないというのも十分理解をしております。

そういう中で、じゃこのイノシシとどのように対峙していくのかということになりますが、食肉加工センターのお話し等々について、庁舎内でも当然検討は進めてきておりましたが、なかなか食肉加工の問題、仮に屠殺してから30分以内で食肉化しなければいけないとかいう問題があります。

この対馬は大変山深く、里までおりてくるまで、運ぶまで相当の時間がかかるということで、30分という一つの県のほうの基準をクリアなかなかできないと。仮に30分以内での搬出を可能にするためには、島内に10カ所以上のそういう施設っていうのが要るのではなかろうかというふうな検討もいたしておるところでございます。

そういう中で、武雄市の話が出ました。武雄市の市長は樋渡市長、若い市長です。まだ40ぐらいの内閣府あがりの優秀な市長さんで、たびたび市長会等で二、三人で話し合いをするときは一緒になって話すんですけども、物事をいろんな取り組みはされてるということも聞いておりますし、協議もしましたが、武雄のほうで食肉の加工施設が今度できました。約2,000万の事業費でできましたが、あくまでも協業体、民間の協業体で物事を組み立てていただき、国、県等の補助金等をその協業体に流し込んでやっていただいているという話も聞いたところがございます。

ところが、やはりそのいかにせん野生のものであるということ、そして捕獲頭数が安定しないということ、それから、需要がなかなか伸びない、単価が高い、販売単価ですね。売価が高いとかいろんな問題があって、このイノシシの肉について大変難しい状況に陥っているというふうな報告も聞いておるところであります。

しかし、これから先このままで放置してよいのかという問題も当然あります。そういう中で、先ほども三山議員さんの御質問のときに答えさせていただきました今年度創設しました新規ビジネス応援事業補助金の中で、イノシシ肉の加工、商品化、販売促進ということで実は採択してる案件もございます。そういうふうな方々に、これから先どんどん物事を進めていただくということを、行政としては支援をしていきたいなというふうな考えがあります。

また、イノシシの陶山訥庵方式でございますが、これをしようとした場合、恐らく10億円、20億円という金額が要るのではなからうかというふうに思っております。

ちなみに、案として職員のほうから上がってきておるのが、1年間に350人の人を雇用して、相当年数かかってやっていくと。10億円を超えるというふうな、実はふるさと雇用制度があったもんですから、この制度に乗せてせん滅方式がとれないかと思っておりましたが、いかにせんふるさと雇用の事業期間が3年という期限を区切られる中で、3年間でせん滅する方法は難しいというふうなところで、今また再度検討をし直しをしてるというふうな状況で、さまざまな方法を今考えて、職員も一生懸命案を出しているところでございますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 選挙管理委員長、井鷹志君。

選挙管理委員長（井 鷹志君） お答えします。

先に行われました対馬市議会議員一般選挙についての御質問でございますので、選挙管理委員会の立場から答弁をさせていただきます。

まず、立候補予定者説明会と同様、どうして選挙管理委員会事務局が中央に設けられなかったのかとの質問についてでございますが、このことは5月10日の議会議員一般選挙立候補受付事務についてのことととらえ、お答えをいたします。

御承知のとおり、市議会議員選挙の立候補の届出書類には、候補者届出書のほかに供託証明書、宣誓書及び戸籍の謄本または抄本が必要であるということは、議員の御承知のとおりでございます。

このことについては、4月6日に開催いたしました「立候補予定者説明会」の折に説明をいたし、事前審査の日時などもお示しし、早目に準備をお願いしていたところですが、立候補の届出につきましては、公職選挙法第86条の4の規定により、選挙の期日の告示があった日に郵便な

どによることなく、文書でその旨を届け出ることになっております。

したがって、告示日当日に立候補届に係る書類を作成し、立候補を行おうとする場合も十分に考えられます。その際、供託証明書が必ず必要となりますが、告示日当日に供託申請される方は、長崎地方法務局対馬支局の窓口申請をし、日本銀行代理店である十八銀行対馬支店に供託金を払い込まなければなりません。したがって、告示日当日には、長崎地方法務局対馬支局及び十八銀行対馬支店におきましても、特別に窓口を開庁していただいております。

また、当日は立候補届に必要な戸籍の謄本または抄本の交付申請ができるように、市民課の窓口も開庁をしていたところでございます。

さらに、選挙運動用通常はがきの取り扱いが、郵便事業株式会社新福岡支店蔵原集配センターに限られており、立候補届が受理されますと、直後から選挙運動用はがきが出せることにもなります。

以上のように、告示日当日に立候補届に係る諸手続を行い、立候補を行おうとする場合などに対応できるよう、各機関の所在地である蔵原町で立候補の受け付けを行ったところでございます。

次に、選挙運動用通常はがきの取り扱い機関についてであります。この取り扱い機関の指定は、選挙管理委員会が指定するものではなく、郵便事業株式会社が指定するもので、郵便事業株式会社に確認いたしましたところ、基本的には市町村が行う選挙については、当該市町村に1カ所のみ指定を行っているとのことでありました。

その理由として、差し出し枚数の確認が困難なこと、選挙用の自動押印機が蔵原集配センターしか所有していないことなどからということでありました。

したがって、対馬市が行う選挙についての選挙運動用通常はがきの取り扱い機関は、郵便事業株式会社新福岡支店蔵原集配センターのみということになります。

次に、期日前投票所の設置の件ですが、期日前投票制度は選挙の当日に投票所に行くことができない場合に、期日前投票所において前もって投票ができる制度で、平成15年12月1日に施行されたところであります。対馬市におきましては、合併当初から本庁及び各地域活性化センターの6カ所で行ってまいりました。

出張所についても、検討すべきではないかとのことでございますが、出張所に期日前投票所を設置する場合は、対馬市には出張所が5カ所あるわけですが、現在、出張所へは佐賀出張所の1名を除いて、他の出張所はそれぞれ2名の職員で業務に当たっております。期日前投票所を設置するには、それぞれに投票管理者が1名、投票立会人2名、さらに事務従事者が2名から3名必要であり、出張所の業務などを考えたときには、出張所の職員では到底対応できないものと考えられます。

また、本庁及び地域活性化センターからの応援につきましても、期日前投票事務、不在者投票

事務及び選挙当日の準備などに支障を来す場合も考えられ、難しいと思われま

す。期日前投票所を開設すると、確かに選挙人の利便性は向上すると思われま

すが、また反面、選挙の管理執行及び投票箱の保管などにおいて選挙管理委員会の手が届かないところがあり、危惧するところがあるのも事実でございます。

議員に御指摘の地域住民の利便性、投票率の向上についても努力、検討していか

なければならないことは当然のことであり、選挙管理委員会といたしましては、現在6カ所あります期日前投票所において、選挙人がどの期日前投票所でも投票ができるよう、選挙管理システムの構築を調査、研究しているところでございます。

また、導入するに当たっては、導入経費などの諸問題もありますので、市長部局と十分協議しながら、今後予定されている選挙事務の経費などを精査し、財源の確保を図り、同システムの導入を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、選挙管理システムの導入に係る経費を含めた導入時期、業務効率及び利便性を追求した選挙の管理執行に有効な方法として、早急の導入を目指してまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いをいたします。

以上です。

議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） ありがとうございます。ちょっと先に前後しますが、選管委員長さんのほうに私のほうから要望だけにしておきます。もう時間の関係で、時間がもったいのうございます。

とにかく、住民本位に物事を考えるということをお忘れしないで、事務方は言えば何とかそうせざるを得んわけですから、支所から本庁まで1時間かかるところがいっぱいあるわけですよ。交通弱者とかそういうことを常に頭に置いていただいて、これからは先ほど言われましたように、できる方向で検討していただいてほしいと思います。

それから、事務方、各投票所に車いすとかそういうことがありますが、空気も入ってないような車いすを準備しとるとか、そういう苦情がっておりますので、声をかけてください。声をかけたって、だれも出てこんというような苦情も来とるわけですから、いいですか、それぐらいできようは終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

ところで、イノシシに入ります。市長、先ほどの答弁でまあまあいたし方ないかと思

いますけど、私は行政委員のほうにお尋ねをしたいと思

います。これは、私が通告をしてから結構な日にちがあつとるわけですから、私これ議事録全部切ってきました。そして、イノシシ対策委員会の8回ぐらいにわたる報告書を全部読んできました。そしたら、すばらしい、先ほども言いましたけど、ほんとにすばらしいなと。それを取り組む、取

り組まないは別でしょう。だけど、今あなたが言われたように、十分課内で検討しようというような話、それから前向きにやりたいという気持ちだけは、私は受けとめます。

だけど、この8回にわたる報告書が、全然活かされていないような気がして残念でたまりません。だから、私がこれは今回資料を出してもらいました。この前同僚の阿比留議員のほうから出た資料、被害の状態ですね、あれはお粗末。今回この出たものについては、まさしく誠意をもってつぶさに報告がしてあります。

だから、被害の現状とかそういうものについては、例えば年度別に詳しく出ておりますので、私はここでいろいろやってみたって、スタートに戻るだけなんです。あなたが先ほど答弁されたように、対処療法になってしまう、こういう被害があつとるから、行って見て何とかせにゃいかんですねと、こういうことでは、私は元の木阿弥よ。そういう思いがしております。

私のいちばん期待しておるのは、市長は1年ちょっとになりますけど、答弁したことについては責任を持つと、こういう約束でした。これだけちょっと確認しましょう。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今糸瀬議員がおっしゃられるように、自分が答弁したことに対しては、責任持ってその方向に物事を進めていきたいというふうに常に思っております。

議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） はい。私（発言する者あり）せっかくですから、市長、私は同志で新しい議員の方が来られておりますので、ちょっと時間ももったいないんですけど、私にしては、発議の模様を、内容をここでちょっと朗読しますので、お互いの共通の情報として再度理解をしていただきたいと思いますよ。いいですか。

「対馬市において過去300年ほど前に、陶山訥庵氏の功績により10年程度の歳月を費やし、当時大きな農業被害を及ぼしたイノシシを退治し、撲滅させた歴史があります。その後、島内の作物をほとんど被害を受けることなく栽培が続けられてまいりました。しかし、平成の時代になり何人かの手により、野に放されたイノシシが野生化し、また繁殖を続け、平成7年、巖原町で1頭を捕獲された。ついに平成16年度に1,200頭を突破し、被害額も2,500万円を超える額となっております。

このことが農業就労者の生産意欲を失わせる結果となっていることは、否めない事実であります。この現状を対馬市議会として重要な課題と位置づけ、いろいろな角度から調査研究を進め、適正な対策を早急に実施する必要があります。そのような観点から、イノシシ等被害対策特別委員会の設置を提案するものであります」と、このような提案がなされたわけであります。

それから都合8回、私はその目的、それから最終、こういうものについても少し触れておきたいと思っております。「当委員会としては、イノシシの絶滅を前提として活動に取り組みたい、行政は

これまでいろいろと手を尽くしてきたが、今までの取り組みに対する洗い直しが必要ではないか。防鹿ネットや金網を効果的に最大限発揮し、被害軽減を図ることを行政側の徹底した指導が必要ではないか」と、このような意見が出たという報告がっております。

そして、最後に報告されましたことは、既に、誰だった、あの前の部長は、こういう部長もあってありながら、商品化に向けた報告書までできておったわけです。だから、先ほど言われたように、私も今回質問をするに当たって、地域活性化センターに行ってきました、上対馬の。そうしたら、市長が先ほど言われたように、まさしくすばらしい発想者もいますよ。読んでありますね、これは、読んであります。採択されたかどうかは、私もわかりません。本人にも聞いた。

ところが、私はこれが簡単に採択をされるとは思っていませんが、この発想がすばらしい。そして、私はここでお願いしたいことは、市長、本庁の課でもどこでもいいから、イノシシ対策委員会でも何でも立ち上げて、真剣に先ほど答弁があったように、真剣にもう一回、時間は遅れましたけど、前向きに進むようにどうですか、約束してくださいよ。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） その特別委員会の報告を受けまして、その後行政として商品化の部分で、私がちょっと欠落してた部分がありましたが、イノシシ肉等を使った試作料理等も協議会主催で物事をやってきたということもございます。

それは言葉足らずの部分を持た追加しただけでございますが、先ほど最後におっしゃいましたように、このイノシシ対策に対して今後どのような形で組織が立ち向かっていくのかというあれですが、現在、イノシシの担当というのは当然ありまして、ほぼ専門職的に物事をやっていただいております。

そして、県のほうにはまたさらに確か島根県のほうからお呼びした専門員の方もいらっしゃるはずですが。農政課だったと思いますけども、そちらの専門員の方とも連携をとりながら、物事はやっていきますが、各センターのほうとも連携をとりながら、プロジェクトチーム等を立ち上げながら、この問題にきちんと対処していきたいというふうに思います。

議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） 今私ありがたい。非常に前向きな答弁がありましたね。プロジェクトチームでもつくって、前向きに検討していきたいと、このようなことでありますが、私が一番大事なことは、これは全部各お茶の間に聞こえておるわけですから、ぜひ市長、そのような方向で私がどうしてここで大きな声を張り上げておるかということ、苦情で済むならいいですけど、この報告書の中にも、被害報告がつぶさに出てこないようになったと、こういうことが書いてありましたよ。読んでもらうとわかりますよ。

私もこの被害の状況を見てみて、年度別に非常に何が何でもかなと思ったら、報告書に報告して

も一緒だと、これは残念ながら行政不信につながる、私からすると。せめて私がきょう市長と熱くやりあっておるわけですから、お互いに市民のために真剣にやっておるわけですから、何とかこたえるように前向きに部長、いいですか、よく聞いとってくださいよ。そのようにしないと、行政不信、議会不信につながりますので、特に今回は私がお願いをしておるわけでありまして。何とかできることから、そのようにしていただきたい。

私は決してイノシシ対策課を提案しましたが、それができるかできないか、今行財政改革の真ただ中ですから、できることはやっていただきたい。だけど、やれないことまで無理強いはしません。

だけど、誠意を持って対応するという事だけは、肝に銘じて職員のみならず、各活性化センター私どこに行くかわかりませんよ。本当にどういう指示がおりてきましたかと。またボトムアップで、おたくの担当課はどのような発案をされましたかと、このようなことを聞くかわかりません。そのようにお互い切磋琢磨して、地域住民のニーズにこたえていこうと、このような思いを持っております。

ついでに、この上対馬町で発議といいましょうか、発案をしておりますが、これは大事なことですけど、このワンフレーズだけは私はちょっと言いたいと思う。「この計画は、緻密な調査と計画がなされなければ成功できません。それから、学識経験者、ほかの団体等の十分な協議を行い遂行すべきである」と、これは採択されるかどうかわかりませんが、だけど、非常に前向きの発想であることだけは評価をしてやってくださいよ。

それから、私、けさ、先ほど文書が私のほうに封筒が、市民の皆さんから届きましたので、これも参考まで、これは多分、先ほど市長が言われました陶山訥庵さんの大垣、中垣の話がこれ書いてあります。やっぱり、市民の中にも、このように真剣に考えてある方もおられるということです。だから、きょう私ここでいろいろ話しておりますけど、本当に農業をしてある方、また家庭菜園をしてある方、あすは収穫かなと思ったら上対馬でもそうなんですよ、起きてみたら、もうジャガイモもなかったというわけですね。見てみれば、男爵かクイーンか知りませんが、うまいほうから食べるそうですよ。そのような話まであるわけですから、ひとつ真剣に、くどいようですけどお願いをしたいと思っております。

時間が足りないから早口になりましたけど、私の意図するところは、市長も管理者は全部理解してもらえましたでしょうか。もう1回最後に答弁いただきましょう。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 職員が計画をしているその内容、熱い思いというのは、まさしく手法というのは陶山訥庵先生の手法を現在に置きかえた場合の手法というように考えております。当然、行政サイドだけでやれる話でもありませんし、市民の皆さんの協力も必要ですし、あるときは通

行に規制が出てくるとか、さまざまな問題がいっぱいある計画であります。しかし、どのようにしていけば、皆さんが不安なく生活できるかというふうなことに思いをめぐらしながら、これから先、その計画のことにつきまして、真剣に考えていきたいというふうに思っています。

といいますのも、私自身、15年ぐらい前ですけれども農業の担当をしたことがございます。そのときに、巖原のほうでイノシシがちらほら出てきたというときに、上見坂の山頂にわなを仕掛けに行った最初の男であります。大変この問題が拡大していくことに胸を痛めておったわけです。当然のことながら、この問題についてはきちんと真摯に物事をとらえながら対処していきたいというふうな考えは持っております。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） 私、せっかくですから担当部からもらいましたイノシシの現況といましようか、これは時間が5分ありますので茶の間の家庭の皆さんも気になっておると思っていますから、少しだけ報告をしたいと思えます。

イノシシの年度別捕獲頭数ということで、もうこまごまは言いません、平成19年3,230頭それから、20年が2,340頭、それから内訳はどういうふうな形かと、現状では箱わなが大半であります、大半。くくりわなが19年度で962頭、箱わなが2,068頭、あと銃もろもろで3,230頭、それから、20年度はくくりわなで759頭、箱わなで1,467頭、あわせて2,340頭と、こういうふうな状況であることも理解ができております。

それから、シカについては、このごろ少ないようであります。

もう一つ、最後になりますけど、有害鳥獣駆除に対する経費、これは恐らく市民の皆さんよく知っていないと思えます。私は議会議員ですから予算審議をしますのでわかりますから、このことについてもちょっとお話しをしたいと思えます。

イノシシ、ツシマジカで平成18年度で6,198万4,000円、多分金額はびっくりされると思えます。これは新しい議員の方もぜひこのようなことを理解をしていただきたいと思えます。19年度で5,354万円、20年度で3,944万円、これは御承知のとおり、1頭の捕獲報奨金が2万円から1万6,000円、1万2,000円、また1万円に減った経緯がありますので、こういう数字でございます。

このような状況の中ですから、これから議会としても真剣に取り組んでいきたいと思えますので、何分執行権者がよく勉強していただいて、市民の立場に立って、常に真剣に仕事をしていただければと要望して私の質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

議長（作元 義文君） これで、糸瀬一彦君の質問は終わりました。

.....

議長（作元 義文君） 暫時休憩します。午後は1時から再開いたします。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

次に、10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） 選挙も終わりましたので、改めてごあいさつをさせていただきます。このたび2回目の当選をさせていただきました10番議員の小宮教義でございます。市長さん、今後3年間ひとつよろしくお願いたします。何かあまりうれしくないようでございますが、私もこうして当選をさせていただきましたので、いろいろ事情がございましょうが、私はこういう人間でございますけども、もしかしたらまた市長さんのお力になることもあろうかと思っておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

選挙が終わったわけでございますが、選挙というのは非常に厳しゅうございます。市長におかれましては、1年前ですかね、選挙があったのは、今回の選挙は、皆さん非常に厳しい戦いでございました。私も774票をいただきまして当選することができました。この私にくださった774票の方のために、私に投じてくださった774名のために、私のスローガンとする市民の声を活かすと、市政に市民の声を活かすというスローガンのもとに、今後4年間頑張りますので、皆様ぜひよろしくお願申し上げます。

さきに通告しておりました4点、定額給付金、そして、2番目の条例制定、この条例というのは、滞納した議員が議員として立候補ができなくなると、するという条例でございます。

そして、3番目が、地元企業対策でございます。企業がどんどんどんつぶれております。この対策は何かないのかという点でございます。

そして、4点目が、この国の第1次補正予算1兆7,755億5,800万円のこの予算について、市がどのような取り組みをしていくお考えなのかという4点についてお尋ねをいたします。

まず、第1点の定額給付金でございますが、これについては、トップバッターの兵頭議員から質問がなされました。それで、私は1点だけ確認をして、その後自席にて質問をさせていただきます。

この問題はいろいろございましたが、それにしても、この対馬市のPR、テレビ、新聞等よくやっております。市長は非常にPRがうまい、対馬市をPRするのがですね。私の記憶ですと3回ございます。まず第1回目は、マイク投げ事件というのがございました。マイクを投げて、議長に投げて、それが大きく報道されました。そして、2点目がこの対馬の領土問題です。韓国の方が対馬の領土を買ってしまうんだと、乗っ取られ事件でございます。

そして、今回は、大々的にPRされました定額給付金の差し押さえ問題、これにつきましては、非常に大きく報道されています。さきの総務大臣、鳩山総務大臣ですか、その方もコメントされております。このようにコメントされていますよ。「定額給付金は生活支援と消費対策であり、国の方針どおり施行していただきたい」と、早くやめていただきたいというふうなコメントを出されております。そして、今地方分権などで、よく話題になっておられます宮崎の東国原知事、そして、大阪の橋下知事、橋下知事は、このようにコメントしております、この問題についてです。ね。「ばかじゃないんですか、愚策ですよ」と、このように切り捨てておるわけでございます。この日本は、非常に広うございますが、市長、地方公共団体の数はどのくらいあると思います、市町村で、今ですね、この6月現在で1,775市町村あるんですよ。その中で、この差し押さえしたのは、この対馬市だけでございます。さっきの点から考えると、このようなことも想定内であったのか、なかったのか、このようなことが起きるのが、その点をまず確認をさせていただきたいと思います。

続きまして、この条例制定、市民の代表たる議員が滞納するとは何事か、これは、去年の議会で議長が、名前はちょっと忘れましたが、その議長がこのようなことを言っておりますよ、これは陳謝しているんですよ。これは、去年の6月23日定例議会、このときに6名の議員が滞納しておりました。それに対する議長の謝罪でございます。ちょっと読みますよ、中ほどから読みますので、「市議会議員に市税の滞納及び未納があったことは、奉職の身であることからしてまことに申しわけなく、残念至極であります。私も議会議員は、政治倫理の面から見しても住民の皆様の代弁者であり、奉仕者であることを十分に理解しなくてはならない。その初期にわたる前、行動することが求められているにもかかわらず、また、市民の皆様に納税をお願いするという立場にある議員が、今回のような問題をみずから引き起こし、事は議員としてはあるまじき行為である。先日、この市税滞納及び未納があった問題に対して、議員全員協議会を開き、今後においては、二度とこのようなことが生じないよう、議員の品位と職責を十分に再確認して、議員全員が一丸となって対馬市議会の信頼回復に全力を尽くすことを申し合わせ、決意したところでございます。どうか、この心情をお酌み取りいただき、市民皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げますとともに、今後の市税滞納及び未納があった問題に対し、対馬市議会を代表して心からおわびを申し上げます」とこのように市民の方に陳謝をしております。

ところが、のど元も湯かぬ後、ことしの、これは長崎新聞ですが、ことしの4月22日、職員1人と議員3人が税金滞納、4人で何と194万円、2回も3回も同じことを繰り返すだけでございます。まさに、こういうのは天も恐れぬ不届き者でございます。こういうことが今後起きないように、これは行政のトップたる市長のもとにこのような条例の制定はできないのかという点でございます。

続きまして、第3点でございますが、地元企業対策について、1週間前でございますか、地元の老舗が港湾工事を行っているところが倒産をされました。大変な長きにわたり対馬のために貢献をしてくださった企業でございます。そのように今活動している企業が、どんどん減っている状態でございます。

では、どういうふうな対策を立てるのが、企業誘致もいいでしょう、しかし、今日は非常に難しい、ならば、今の企業が存続できるように、企業が減るのを少しでも抑えるように、行政としてできないのかという点でございます。

ここに、建物の清掃についての入札の資料がございます。これは、地元企業が2業者、そして、何と東北の群馬の果てから、この対馬に来ておられるであろう企業が参入をしております。建物清掃というのは、バケツとぞうきんで、基本的にやるわけでありますが、この北陸の群馬の業者の方は、北陸からわざわざ西北のこの対馬の地までバケツとぞうきんを持ってきて仕事をされるのでしょうか、とられた場合は、なぜこのような業者を参入されたのか、先ほど申しました今の企業を生かすためには、倒産を防ぐためには、今の状態を極力維持できるようにするのが行政ではございませんか。なぜこのような業者を指名入札に入れたのかという点でございます。

そして、4点目でございますが、今回の国の第1次補正予算、国も余計お金があるのでしょうか、ないのでしょうか、わかりませんが、非常に大きい予算を組んでおられます。この予算14兆7,755億5,800万円、すごい金額でございます、14兆円ですね。その中で、特に、この市がいただけるといいますか、交付していただくのは地域活性化経済危機対策臨時交付金、これが国の予算では約1兆円、それと、公共投資臨時交付金、これが1兆3,750億円ございます。その中で、既に決定しているこの経済危機対策交付金、これが市では既に11億円を決定しておるわけでございます。残る公共投資交付金については、まだ決定を見ていないというふうにお聞きしておりますが、両方あわせて約20億円の臨時交付金が交付されるであろうと思われまます。これをどのような形でやっていかれるのかをお尋ねいたします。

以上、4点でございます。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 小宮教義議員の質問に答えたいと思います。

冒頭774人という数字をおっしゃられました。774人のためと言わず、3万6,000人のためにお願いをしたいと、こちらからお願いします。

それから、定額給付金のことに関連しまして、私のことをPRがうまいとおっしゃられましてマスコミに3回出て、3回目が私というお話でしたが、決して奇をてらった政策でもありませんし、PRをねらったわけでもありません。先ほど、兵頭議員のときにお答えしたように、真摯に物事を考えたときに、定額給付金に関する根幹差し押さえではなく、給付後の差し押さえという

ことで、そういう施策を選択させていただいたというふうに御理解をしていただければと思います。

ちなみに、この差し押さえにつきましては、全国1,776とと思っていましたが、5に減っているんですかね今、1,775自治体のうち、うちだけではなくて、ほかに私どもが調べている範囲では4つの自治体が行っているというふうに聞いておりますが、小宮議員がおっしゃられるようなPRが上手だったのは5つのうち、うちだけだったということかもしれません。

ちなみに、長崎県の中で江迎とか、宮崎で西都、福島県の川内、それから大分市というふうなところが名前が上がっております。それにしましても、5つの自治体しか、このことには取り組んでいないという中で、橋下知事に至っては、愚策だというふうに吐いて捨てました。ところが、よくよく考えてください。この定額給付金の結果を、最近の新聞の報道によりますと、その消費動向はどうだったかと、通常的生活費に回ったのは、ほとんどだったというふうな報道でした。じゃあ、この定額給付金の政策は、本当で景気の下支えになったのかということに思いをはせていただければ、私はおのずとこの5つの自治体の問題、それから、総務省の見解の問題、最初のですね、総務大臣の見解の問題等々が解決できるのではないかというふうに思っております。

この差し押さえに件につきましては、どのような見通しだったかということですが、私、正直言いまして1,775の自治体、ほかもおのずと追随してくるものだと思っておりました。結果、5自治体だったと、ちなみに、九州市長会において、ほかの市長の方々と懇談をする際に、正直言って自分はしたかったということを口々に市長さんたちが言いに来られました。しかし、いろいろな事情において、そのあたり思い切れなかったというふうなことで定額給付の問題につきましては、御理解いただきたいと思います。

2点目の議員の滞納、税金の滞納問題、それに伴う立候補制限の条例の制定を行政側からできないかというふうなお尋ねでございます。

結論から申しますと、条例を制定し、制約を課すことはできないものと考えます。もう議員既に御案内のとおり、条例とは日本の現行法制において、地方公共団体が国の法律とは別に定める自主法であると規定されてはおります。ただし、自主法とは私は名ばかりだと思っておりますし、そこには多くの制約が課せられており、憲法第94条では、地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる旨規定されており、言いかえますと、条例は法令に反してはならないということになります。すなわち、憲法を頂点とする国内法のこの体系の一部をなすものであり、法の形式的効力の意味合いからして、国法よりも下位に位置づけられるものであります。

あわせて、市町村は、都道府県の条例に違反し、その事務を処理することもならないと定められております。このため、地方自治体、とりわけ、市町村が独自の観点で条例により規制を行うことができる分野は大変限られております。条例により、国の法令との抵触が生じることを避け

るため、条例を補足する意味で、要綱等を定め、目的を達成する手法も存在しますが、要綱は何ら法的根拠を伴うものでないことから強制力を有しておらず、行政指導が及ばないものであります。

さらに、日本国憲法第11条では、基本的人権が永久の権利として国民に付与されています。また、同法第14条第1項後段において、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されないこと、法の下での平等が規定されています。国会議員、県会議員等、国内におけるすべての選挙において立候補する際に、そういった制限規定が存在いたしませんので、本市が独自に制約を課する条例の制定はできないという判断に立っております。

次に、3点目の地元企業対策についてでございます。

清掃委託業務の入札参加についての御質問のようでございますが、庁舎清掃業務等については、対馬市契約規則第17条第1項に定める額、随意契約の範囲の部分でございますが、この17条第1項に定める額を超えるものは、原則指名競争入札をしております。

指名競争入札に関しましては、地方自治法施行令第167条の規定によるものであります。入札参加者の選定につきましては、平成21年度対馬市物品・役務の提供等の入札参加資格者名簿により、入札参加資格要件の確認を行い、地域的条件などを考慮し、指名業者の選定を行っております。平成21年度の庁舎清掃業務につきましては、新規参入業者1社を入札指名業者として新たに選定しています。

新規参入業者については、平成20年に対馬市に事業所を構え、平成21年度の入札参加資格申請書を提出されておまして、審査の結果、資格要件を満たしており、市の平成21年度入札参加資格者名簿に登録されています。

清掃業務については、市の仕様書に基づき実施されるものであり、一定の基準を満たしていれば確実に遂行できるものと判断しています。また、当事業所の本社を所管する自治体に、資格認定基準について確認しましたところ、有資格業者である旨の回答を受けているところであります。

以上のことから、現下の市の財政状況等をかんがみ、これらの委託業務については適正な管理基準のもと、より効率的な運用が図れるよう経費節減に努めておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

最後に、国の一次補正予算に対する市の取り組みについてでございますが、経済危機対策における公共事業及び施設費の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて地域活性化公共投資臨時交付金が創設され、総額で1兆3,790億円が補正計上されております。

なお、対馬市の交付見込み額については、現在のところ未定であります。市道、林道等の改

良事業や漁港整備事業等を予定しております。

また、地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全、安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じる細やかな事業を積極的に実施できるよう、地域活性化経済危機対策臨時交付金が創設され、総額1兆円が補正予算として計上されております。そのうち、本市交付見込み限度額は11億3,400万円であります。

地域活性化経済危機対策臨時交付金については、4本の柱である地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他、将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を中心に、事業実施の準備を進めているところであります。市といたしましても、これらの交付金を最大限に活用し、地域活性化につながる事業を積極的に実施していきたいと考えております。

なお、事業計画が決定次第、臨時議会において審議していただきたいと思っておりますので、議員の皆様の御理解、御協力等をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） 再度質問させていただきます。

さきに、この2点目の条例制定、これは、法を照らし合わせると地方公共団体の条例は制定できないということでございますね。そうなるかと思いますが、では、こういうふうな形で何かを規制をするとすれば、今対馬市は政治倫理条例というものがございます。この中に、政治倫理条例を改正をして、その中にこのような対処するものがないか、これは、できると思うのですが、市長お忙しい身でございますので、私が案をつくってまいりました。

これは、政治倫理基準でございます。第3条に議員及び市長というふうに入っております。第1号から第6号が、現在のものがございます。この一番下、赤で塗っている部分、赤で書いている部分、第7号、納税は納税証明書をもって報告し、滞納に至るものは、その職を辞すべきものとしなければならない。これを入れれば、納税しているか、していないかわかりますので、ぜひこのようなものを、一番いいのは、私ども議員で出すのがいいのですが、先ほど申しましたように、1回も2回も過ちを繰り返せば立つ立場にございませんので、ひとつこれは、この3条は、議員及び市長というのは入っていますから、このような第7号を加えていただくように、条例の改正をひとつお願いしておきます。どうぞごめいしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 政治倫理条例の改正をというお話でございます。

政治倫理条例につきましては、私は、以前の議会でも答弁させていただきましたが、対馬における最高の精神的な規範を掲げた条例だというふうに思っております。この高邁な精神というものを、実際私ども議員の皆様が、十分に胸に刻んで行動を起こせば、何も問題は起こらないとい

うふうに思いますが、あえて3条の中に第7号という形で、先ほど示された赤字の部分がありますが、その部分につきましては、十分にこの条例の議案発議をされた議会のほうで論議をされたほうが、まずもっているのかなというふうには思いますが、どうですかね。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） それが、一番妥当なんですよ、本来ならば。しかし、先ほど冒頭申しましたように、何回も繰り返すという行為があるわけですから、ならば、これはぜひ行政のトップたる市長が提案をしていただきたいと、みんな守ればいいんですけども、こういう状態ですから、これはやはりトップの市長がされるのが妥当と思います。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 私の答弁が悪かったのかもしれませんが、当初の議員発議でできた条例でございますので、議員の皆様で、この改正を、また発議されたいかがかというふうに答えたいつもりでございます。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） 先ほどのこの3条ですけども、これは議員、市長などが入っているんですよ。極端に言うと、市長が滞納することがあるかもしれない、もしかしたら。そういうものも踏まえての条文ですから、市長が出されても何らおかしくはないと思いますよ。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） ちなみに、その条例ができたときに、私のほうに一切相談はあっておらんこともつけ加えます。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） これは、条例ですから、例えば、市のトップになるなり、いろいろな状況の中で、これは何回も出てきているわけですから、こういう問題は、だから、何もなかったとか、そういう問題じゃないと思いますよ。報告がなかったとか、そういう問題じゃなくて、これはもうわかっていることですから、だから、そういう考えがあるのかなのか、条例を改正する。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 先ほどから申し上げておりますように、高邁な理念を掲げた条例を十分に心にとどめていただければ、別段私は問題はないというふうに思いますが、条例を改正するのは、当初の議案発議者である議会のほうから改正をされたほうがいいのではないですかというふうに答えさせていただいております。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） 結果的にはしないという御判断のようでございますじゃなくて、

しないんですね。わかりました。

では、この第1番目の定額給付金、これはいろいろと情報を聞くといろいろ交差するわけですが、この定額給付金を差し押さえた、定額給付金を差し押さえをしたという理解でいいのですか。一時は、していない、しているのと話がありましたが、市長の答弁などをお聞きすると、総務省の見解は、異にしたけれども、内部の見解は異にしたけれども、事実的には押さえた、給付金を押さえたというふうな話もありましたが、この給付金を押さえたのか、押さえていないのか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 給付金の根幹そのものを差し押さえはしておりません。給付金が振り込まれた口座を差し押さえをしたものであります。給付金を含む口座を差し押さえたものでありまして、給付金を押さえたというふうな考えはありません。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） では、ちょっとお尋ねしますが、例えば、私の給付金を押さえると、振り込んだやつをですよ。そして、押さえるんだから、私の口座にはお金が入っているか入っていないかの確認をしたいと思いますよ。そして、書類をつくって、そして、振り込んだのを確認をして差し押さえるわけですよ。

では、お聞きしますけども、何日前ぐらいから、口座を確認をして、そして、その1日か2日後だと思うのですが、そのころ時間的なものはどういうふうな差し押さえの手順をとるんですか。それと、差し押さえるときに、相手の口座に1万円以上、1万円以下、どのくらいの割合であったのか、差し押さえたのだからわかるでしょう、押さえた分については、

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今の御質問ですが、大変テクニカルな話になりまして、そこについては、私のほうもわかりませんので、それについては、市民生活部長に答えさせます。

議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

市民生活部長（近藤 義則君） 押さえ方の関係なんですけど、先ほど小宮議員さんが言われます方法とは違いまして、金融機関に行って、その人の預金をその場で差し押さえいたします。ですから、入っていない場合には、後で解除する方法をとっております。前日から準備してということじゃなくて、直接行って、金融機関で、その場で徴税吏員は、いつの場合でも金融機関で預金差し押さえできますので、当日、数名が分かれながら、この3月からの期間はいつも徴収月間でありますので、どこの金融機関に行ってでもその場で押さえるという形になっています。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） では、当日、その差し押さえの書類をつくって持っていくとい

うことですか。それでいいのですか。

書類は、それぞれの担当の印鑑がありますよね、最低でも1日はかかるんですよ。私が確認しているのは、金融機関に、この人の金額はどれだけ残っているのか、それを確認をして、何月何日に差し押さえをすると、その何月何日というのが定額給付金が振り込むその日なんですよ。ということは、定額給付金そのものを基本的に押さえるという行為を最初からしておったんじゃないですか。銀行にはその前から問い合わせが 있습니다よ。

議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

市民生活部長（近藤 義則君） 当初から記者発表でもあっていますように、あくまで定額給付金を含んだ預金を差し押さえしていると、たまたま差し押さえした中に定額給付金が入っていたということを確認いたしております。

議員（10番 小宮 教義君） さっきの銀行関係はどうなるんですか、銀行に事前に確認をして、その後に振り込んでとっているのではないのですか。事前の銀行確認はされたんですか、口座の。

市民生活部長（近藤 義則君） 銀行口座は、個人本人があらゆる金融機関を持ってありますので、どちらのほうに職員が行ったのかは、私としては把握いたしていません。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） 職員がどうしたかわからんということだけでも、職員が確認していることは事実なんですよ、この口座に何ぼ入っているのかというのは、そして、例えば、いっぱい入っていれば問題ないんだが、私が調べた範囲内においては、非常に金額はゼロに等しい人がたくさんいるんですよ、そして、定額給付金を振り込むその日に合うように、差し押さえの文書をつくって銀行に持っていくわけだから、定額給付金そのものを押さえたのと一緒にじゃないんですか、どうなんですか。

議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

市民生活部長（近藤 義則君） 定額給付金が入っていた口座が多数あったと思っております。ただ、先ほど言っていましたように、基本的には事務の煩雑化がありますので、残高3,000円以上のものを押さえております。

議員（10番 小宮 教義君） では、1万円以下はどのくらいあったのですか、1万円以上と以下は。

議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

市民生活部長（近藤 義則君） 件数については把握いたしていませんので、必要であれば後日調査して報告したいと思います。よろしいでしょうか。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） 言葉はどうあれ、一般の人が、例えば、さっき言われた定額給付金の押さえについては、1,775ある自治体の中で5カ所だけだということは市長がさっき言われましたよね。それだけ非現実的な行為なんですよ。私はいつも言うのですが、物事は客観的にとらえなきゃいけない、客観とは、だれが見ても明らかにその様っていうことですよ、明らかなもの、ならば、1,775自治体の中で5しかなかったんだから、だれが見てもおかしいと思いますよ、常識的に考えて。

こういうことを言っても、もうどうしようもないかもしれんが、しかし、では、もう1点だけお尋ねしますよ。

給付金の問題ですよ、時間がないね、ここに地元の新聞の欄がございます。これは4月3日、私でいえば、天声人語の欄ですが、ここにこう書いてあるんですよ、これはすごい。これで自殺するしかない、半狂乱状態で泣きつく市民に、職員はこう言っているんですよ、いいですか、死のうと生きようとあなたの自由ですよと、こう吐き捨てているんですよ。こう書いてありますよ、いかなる状況下であっても口にしてはならないことだと、こういう人が地域マネージャーになるわけですから、こう書いてありますよ、最後の文書には、地域マネージャーが聞いてあきれると、こう書いてあるんですよ。こういった職員、公務員ですからね、公務員は公務員の法律がありますよ。公務員は、公務員法30条は何て書いてありますか、全体の奉仕者ですよ。いつから、この対馬市民が公務員の下僕になったんですか、これは、懲罰を与えんといかんと思うがどうでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） その欄に関するコメントについて、その新聞が出てからそういう事実があったのかということで確認をとりました。それについて、一切ないということで、私は担当部局のほうからは聞いております。さらに、その新聞社に対して明確に言いました。新聞というのは、両論併記してから物事は成り立つのではないかと、新聞の役割というのを、そこを社長さんにも明確に抗議したところであります。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） ということは、この文書は間違いだということですか。こういう大事なことが間違いであるということならば、なぜ訂正をさせないのですか、新聞記者に、新聞社に。これは大事なことですよ、服務違反もいいところじゃないですか、なぜそれだけの自信があるならば、新聞社に訂正記事を書かせないのですか。新聞社も活字にするということは、裏を十分にとってのことなんですよ。裏を十分にとって、私も言うということは、裏を十分にとって言っているんですよ。じゃあ、どういう調査をされたのですか、確認をしたけれども、調査したけれどもなかったと、ただ単に聞いて回ってしたのか、それともどういう調査内容だったので

すか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 調査方法については、私のほうも細かいことはわかりませんが、部長に対して、このあたりの事実確認というものを指示をし、そして、返ってきた結果がそういう事実は一切ないと、そういうコメントはした覚えもないということで報告が上がった次第です。

議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

議員（10番 小宮 教義君） もっと細かく調査したならば、その内容をもう1回見ていただきたいと思いますよ。お互いに確認をとって言っているのだから、もう1回調査をしていただいて、そして、これがほぼ事実だと思いますけどね、事実なんですよ。これがそうであるならば、懲罰を分限もあるでしょう、懲戒処分もあるでしょうが、これは懲戒免職と一緒にですよ。もう1回調べて、もしそうであれば処分をお願いしたいと思います。こんなこと許しませんよ。

それと、もう1回調査する考えはありますか。訴訟問題になりますよ。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 私は、職員を信じて、報告を信じておるところであります。

そして、確かに新聞社に対して抗議をし、訂正までは私も求めなかったのはうかつだったかもしれませんが、そのことについては、抗議をしたことは事実であります。

議員（10番 小宮 教義君） 調査をするのか、しないのか、どうなのですか。

わかりました。では、後でいろいろな私もまた調査いたしますが、その真実が出たときには、どう対処されますか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 真実の判断はだれがするのでしょうか。

議員（10番 小宮 教義君） どう対処されますかということです。

処分の対象にするのか、しないのか。

市長（財部 能成君） その内容を、正確な内容をきちんと把握してから判断したいと思います。

議員（10番 小宮 教義君） わかりました。

ぜひいい判断をしたいと思いますが、お願いしたいと思います。

それで、時間がございませんから、この4番目の分、この臨時交付金、この問題についてお尋ねいたしますが、市長のお答えですと、市道とか、そういうものについてやっていきたいというお話ですね。11億円プラスすれば20億円つくわけですが、この中でぜひ私もお願いしたいと思う件があるのですが、これは昼ヶ浦のやつなんですけれども、これは棧橋なんですよ、非常に古い棧橋で、昭和49年ぐらいにできた棧橋です、非常に古い。この分を拡大するとこうなっているんですよ。もう腐れ落ちるばかり。これについては、昼ヶ浦部落の方が4年も5年も前か

ら言いよるんだけれども、してくれないよと、どうか話をしてくれということで、私もさせていただいているのですが、今、この管理者は市なんですよ。そして、今もっている状態は、仮のけたが5本、これは木なんですよ、これでもっているだけですよ。もし、事故が起きた場合どうするのか。こういうのを、この臨時交付金でできるのですから、これはぜひやっていただきたい。生命にかかわるものですよ。ゲートボールの屋根もいいが、ミュージカルもいいが、これは命にかかわることなんですよ、よろしいですか、これはぜひお願いしたいと思います。

それと、もう1つあるんですね。そして、同じ昼ヶ浦線で、こういう道路がございます。これはなかなか起債事業で先に延びない、これは途中で切れている分ですよ、途中で。そして、この反対側が、まだこれ反対にすれば反対になるのですが、この反対側の道路も、こういう状態でもう法を切ったばかり、起債だからできない、年間500万か600万円しかつかない、何十年かかってもできませんよ、こんな20億円かかるんだから。こういうものこそ、今度の臨時交付金を充てて5メートルのところを7メートルでも、そうしなければ、部落の方は非常に困っております、いつできるかわからん道路だから、これは昼ヶ浦の関係でね、ぜひお願いしていただきたいと思います。

それと、もう1つは、上県の消防署の問題、副市長何で笑いよるんですか、私がしよるのに、笑うとは不見識ですよ。これは上県の消防署です。この赤いラインが見えますかね、これは53年に、台風のときに水が上がったところです。約70センチぐらい上がっていますよ。このような状態、そして、大潮のときに非常に危険な状態になる。これも、今度の経済危機臨時交付金については、先ほど市長が言われたように、安心安全対策があります。その中に消防関係も入っていますから、これはそうしなければ、ここまで水が来たら、人を助ける立場の救急車なんかは逆に避難しなければいけない、それについては、次に小田議員が質問されますので、この答弁は小田さんにまたしていただいたらと思います。

それと、あと2分になりましたが、この3番目の地元企業対策について、これは、確かに指名はそうかもしれんが、ここに欄がありますけどね、これは交流センターの入札の関係の分ですよ、そして、本来ならば、土木工事にしても本来ならば3月までの入札は平成20年度に出した業者が入札に参加するんですよ、土木関係はきちんとすればね。しかし、これは清掃だということで、すぐ入札に参加させていますが、本来ならば、どういう事業でも実績実績という、しかし、この新しく群馬から来た会社、名前を言ってもいいでしょうければケービックス、これは対馬に来たのは10月ですよ。10月に来た業者が、何で次の3月31日の入札から参加できるのですか。そういうことだから、地元の企業がどんどんつぶれていくんですよ。バケツとぞうきん持ってから群馬から来ますか、こんなものが。

それとね、中を精査したらその対象になったというけれども、じゃあ、その中の対象というの

はこうあっているんですよ、この業者の入札の資格の一覧ですよ。ここに営業概要書とある、対馬には2名置くことになっています。米印が打ってありまして、対馬市に年間委任を申し込む営業所とあるんですよ。もともと、この会社は、企業派遣会社ですよ、人材派遣ですよ。だから、どういう審査をされたのか、対馬市には、年間委任を申し込む営業所とあるんですよ、これは、その人材派遣会社が、そこに登録をしたりするというような営業所ということですよ。どうなんですか、そういう審査をされたのか、最後に。

議長（作元 義文君） 最後です、1回だけ答弁を。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） まずもって、この清掃業務関係につきましては、以前から豊玉の体育館とか峰の体育館の管理委託の問題等々が議会の内部で論議されてきました。恐らく総務常任委員会のほうで、当時されたと思いますけれども、そのときの論議の中でも、島外からの新規参入業者を入れる必要があるのではないかという論議も議会の中でされたというふうに、私は聞いております。そういう中で、新規参入、確かに今経済状況がこのようになる中で、新規参入をしていけば、既存の島内業者さんが大変なことになるというお話も十分にわかりますが、また、市にとっても、そのあたりの節減を図っていくために、競争性を持っていただくという意味において、新規参入を認めていったというふうな経過でございます。

議員（10番 小宮 教義君） この分の説明もしてください。対馬市に年間委任を申し込む営業所とあるが、今回の分とはかけ離れるんじゃないですか、入札に入れるということ自体が。年間申し込む営業所とあるんですよ。どういう審査をされたのですか。申し込むだけの営業所なんですよ、これは。概要書はそうになっていますよ、これは審査は誰がされたのですか、審査委員長は。こういうことだから、だめなんですよ、対馬の業者がつぶれる。申し込む営業所なんですよ、これは。

以上。

議長（作元 義文君） これで、小宮教義議員の質問は終わります。

.....
議長（作元 義文君） 暫時休憩します。2時10分から再開いたします。

午後1時53分休憩

.....
午後2時10分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

次に、3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） 新人議員として一般質問の機会を与您にいただきまして、心より感謝を申し上げます。私事ではありますが、昨年の3月に対馬市消防本部を退職し、40年間の

長きにわたり市民の公僕として勤務することができました。市民の皆様に変にお世話になりました。この場を借りまして厚くお礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして2つの質問をさせていただきますが、新人ではありますが、4番バッターという重責を担っております。市長におかれましては、フォークボール、あるいはカーブ、このような曲がりくねった回答ではなく、直球勝負の回答をお願いするものであります。

1つ目の質問は、対馬市職員の島外出張旅費の取り扱いについて質問をいたします。

私は、対馬市消防本部に在任中、再三にわたり、このことについて本庁の関係部局と協議をしてまいりました。そのことについて、現在どのような取り扱いをなされているかお尋ねします。

対馬市職員の旅費に関する条例第7条は、旅費の計算であります。旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算すると明記をされておりますことは、市長も御承知のことと思います。また、公務員は、ほとんどがこのような取り扱いになっていることも御承知のことと思います。

そこで、まず第1点、島外出張を発する場合、たまたま勤務を要しない日、日曜日、土曜日、祭日等、このような出張はほとんどないわけではありますが、また、月曜日から金曜日の間に研修会等の出張があった場合、時間帯等を考慮し、出発地を職員の勤務地から、または自宅からとに区別をして出張命令を発しているかどうかをお尋ねいたします。

次に、第2点目は、対馬市職員の旅費に関する条例であります。

対馬市職員の旅費に関する条例第13条旅費の請求、旅費（概算払いにかかる旅費を含む）の支給を受けようとする旅行者及び概算払いにかかる旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとする者は、別に定める請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅行命令権者に提供しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部、または一部を提出しなかったものは、その請求にかかる旅費額のうち、その書類を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができないと。第2項で概算払いにかかる旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した後、別に定める期間内に、当該旅行について前項の規定により旅費の精算をしなければならない。

それから、第16条船賃でございますけど、船賃の額は、現に支払った旅客運賃による、それから、17条、これは航空運賃でございますけど、航空運賃の額は、現に支払った旅客運賃による。それから、対馬市財務規則第66条概算払いの精算、概算払いを受けた者は、債権金額が確定したときには、速やかに精算書に証拠書類を添えて支出命令権者に精算の報告をしなければならない。

第2項第64条第1項の規定は、概算払いの精算について準用すると。64条の第1項は、資金前渡の精算、これを準用しております。64条第1項、第61条の資金前渡職員は、支払いの

完了後（出張して支払った者については帰省後）7日以内に精算書（様式第36号）を作成し、証拠書類を添えて支出命令権者に提出しなければならない。ただし、給与、報酬については、前渡金の精算を省略することができると、このようにうたってあるわけでございます。

そこでお尋ねをいたしますが、出張旅費の概算払いの精算時に、証拠書類を添えて支出命令権者に提出しなければならないと明記されていますが、その証拠書類は、例えば、船の場合は乗船券、飛行機の場合は搭乗券になろうと思いますが、証拠書類として提出しているかどうかをお尋ねをいたします。

次に、対馬市消防署上県出張所の移転について市長の考えをお聞きしたいと思います。

私も大きな宿題を残したまま退職をいたしました。幸いにして質問の機会を与えていただきましたのでよろしく申し上げます。

対馬市消防署上県出張所の移転問題につきましては、前の廣田助役が6町合併前から台風による高潮等により、上県出張所の床上浸水等を直接現地で体験され、上県町長時代から上県出張所の移転に真剣に取り組んでこられた経緯がございます。平成16年3月1日、対馬市が誕生し、対馬市消防本部もこのことにつきまして真剣に取り組んでまいりました。よって、平成17年度から毎年振興計画に計上している状況であります。

これまでの経緯を申し上げますと、廣田助役の懸命な努力により、平成17年度の当初予算に組み込まれる予定でありましたが、ある業務のシステム変更に経費を要し、現在に至っている状況であります。

移転先の土地につきましては、上県町にありました長崎県の家畜診療所が廃止となり、建物もそのままの状態です。平成17年ごろ、そこに動物病院の開業計画があり、長崎県もその方向で事務を進めてきたわけですが、消防署の移転計画を長崎県に持ちかけましたところ、動物病院の開業を白紙に戻し、消防署の移転を優先すると回答をその当時いただいております。

私も消防本部を退職して1年が過ぎましたので、その後の状況を消防本部に尋ねましたところ、6月3日に消防本部で長崎県との関係者との協議が再度持たれております。

協議の概要は、消防署の移転事業計画を説明し、消防本部が次回の対馬市の補正予算に移転に必要な経費を要求します。補正予算が確定次第、県の担当職員にお電話いたしますので、長崎県のほうも土地、建物等、無償貸与できないかお願いしましたところ、ここでは回答できませんので、そのことは必ず上司にお伝えしますということで、その日の協議を終えたと聞いております。

消防の任務は、言うまでもなく、消防組織法第1条及び消防法第1条のとおり、国民の生命、身体及び財産を水火災または災害から守ることです。おひざ元であります対馬市消防署上県出張所が、火災の危険と向き合っている現状を認識いただき、国の21年度補正予算第2次経済対策にあわせて対馬市の補正予算に反映させていただきますよう切望し、市長のお考えをお聞

きしたいと思います。

以上です。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 小田議員の質問にお答えさせていただきます。

第1点目の市職員の島外出張の取り扱いについてでございます。

もう既に御存じのとおり、職員の出張命令は、勤務地からか自宅からかという御質問でございますが、対馬市職員の旅費に関する条例第2条で「出張とは職員が公務のため一時その在勤公署、いわゆる常時勤務する地を離れて旅行することをいう」と規定しており、勤務地からの命令といたしております。

次に、旅費の概算払いを受けた者が精算する場合に証拠書類は何を添付しているのか、もし添付していないとしたら、その理由、なぜかというふうな含みもあつたかと思ひます。議員御指摘のとおり、旅費の概算払いを受けた者は必要な書類を添えて精算しなければなりません。その必要な書類とは、旅費のうち実費支給である船賃と航空賃についての領収書等と解しております。

現在、その領収書等の添付はいたしておりませんが、対馬市職員服務規程第11条第3項で、出張した者が帰庁したときは、速やかに復命書を作成し、所属長に提出しなければならないと規定されており、その復命を持って命令どおりの行程であつたと確認をしております。

なお、対馬市財務規則第66条では、概算払いの精算を規定し、対馬市職員の旅費に関する条例第16条では船賃を、第17条では航空賃の実費支給を定めており、旅費の精算をしなければならないと考えられますが、議会議員、非常勤の特別職等、広範囲にこの問題は波及し、増大する会計所管課の事務量の問題、出張者の帰庁後の煩雑さを考えますと慎重に進めていきたいと考えております。御理解くださるようお願いいたします。

次に、2点目の対馬市消防署上県出張所の移転の問題、それから予算措置をできないかというふうな問題でございますが、お尋ねの上県出張所は、御存じのように、対馬6町村の常備消防発足に向け、昭和49年3月25日に竣工し、同年12月1日から消防出張所としての業務を開始いたしました。鉄筋コンクリート造平屋建てで築35年が経過した庁舎であります。

また、建物の敷地は432平米を佐須奈米農会からの借地であります。

この地一帯は埋め立てによる造成地で、海拔が低いため、秋口の大潮時に道路側溝に海水が逆流し、道路すれすれまでの海水が上がるところでございます。

当消防出張所の管轄は、上県町佐須奈校区、佐護校区、同町志多留・田ノ浜地区と上対馬町舟志・五根緒地区で出張所長以下10名の職員を配置し、ポンプ車、救急車、指令車のほか化学消防車を配備しております。

御質問の冒頭に、高潮による浸水が述べてありましたので、説明いたしますと、上県出張所へ

の浸水被害は、近年2回ほど発生しております。1回目は、平成15年9月12日から翌13日朝にかけて対馬西方海上を北上し、韓国南部に上陸し、日本海に抜けた台風14号接近により特別警戒中の午後8時過ぎに異常潮位が発生し、車庫から事務室、職員の居住区に浸水がおよび、クーラー室外機の交換、屋内電気配線の取り換え等の被害のほか、車両、機械器具が海水につかりました。

2回目の被害は、平成17年9月の大潮時に、車庫まで海水が上がっております。

市の動きについては、議員が消防本部在職時に動かれたとおりでございます。

動物病院の開業につきましては、旧家畜保健所の代替として、同建物の道向かいにあります市所有の建物を長崎県獣医師会に提供しております。

消防の任務については、議員御指摘のとおり、災害時に職員が市民皆様への消防サービスに最大限の力を発揮できるようにすることが私どもの務めであることも十分に理解しております。

移転については、常備消防の将来の組織のあり方等、さらに財政を含め協議をし、御提案がありました国の平成21年度、今年度第1次補正の事業として物理的に可能かも含めて検討をしたというふうには考えております。

以上でございます。まことに直球勝負で申しわけございませんでした。

議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） 出張先は、自宅か勤務先かということでお聞きしましたところ、すべて勤務先だと。先ほど、小宮議員の質問の中で、滞納者のいわゆる罰則条例、これは制定できないかという問いに対しまして、財部市長は憲法が最高法令だということを言われました。その上から順に下がってきますね、国家公務員の旅費等に関する法律、以下旅費をと言うんですけど、ここに質問がっております。出張先が自宅から直接出発したほうが便利な場合の旅費はどうなりますかと、質問、「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法によって計算するものとされていますが、在勤官署と用務地の間に自宅があり、自宅から直接用務地へ出発したほうが便利な場合には、その間の旅費を支給すればよいのでしょうか。旅費はすべて在勤官署から支給すべきであり、調整できないとの意見もありますが、いかがでしょうか」と。そして、回答が、「御質問の場合には、旅行命令が直接自宅から用務地への出張命令である場合は、自宅から用務地までの旅費を支給することとなりますが、職員が在勤官署へ出勤してから用務地へ出張命令である場合には、在勤官署から用務地までの旅費を支給することとなります。この場合、在勤官署へ出勤してから出張するか、または、自宅から直接用務地へ出張するかについては、出張の用務の内容、職員の公務上の必要等により判断されるべきものです。したがって、旅費はすべて在勤官署から支給すべきものであるということにはなりません」と、これは条例が逸脱をいたしております。

17年3月1日に、対馬市職員の旅費に関する条例の運用方針が総務企画部長を通じて各職員にわたっているところがございます。今言われましたように、交通機関適用公署の取り扱いについて、ジェットfoil、本庁（保健福祉部、議会事務局を除く、厳原支所、上県支所、上対馬支所、対馬クリーンセンター、日吉の里、消防本部）航空機適用公署、本庁（保健福祉部、議会事務局、美津島支所、豊玉支所、峰支所、浅茅の丘）これもすべて勤務地から勤務地ということなのです。

例えば、美津島に居住している職員が峰に勤務していると、そして、朝、福岡の8時、今45分ですか、そしたら、峰までいったんやるんですね。8時45分ですよ、勤務時間は、いったん峰まで用事がないのにやるんですね、そして、峰から空港までの旅費を出すということですね、そうなるでしょう。そして、帰った場合も、例えば、福岡の6時半の飛行機で帰ってきます。また、峰にいったんやるんですね。勤務地から勤務地ですから、そして、また自宅に帰りなさいという命令ですか、お答え願います。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 基本的に、在勤公署からというふうにしてすべてを処理を、現時点においてはしております。

議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） そしたら本人は、直接対馬空港に美津島在住の方が行っても、あくまで峰から旅費を出しておるといことですね、勤務地から勤務地ですから。

そして、また例を挙げてみますと、例えば、厳原に住まいの方が峰に勤務しておると、たまたま厳原で9時から会議があると、そこは厳原に住んでおられる方が、いったん、また峰までやるんですね、9時から会議があるのに、勤務地から勤務地、私は今島外出張でこれ質問しておりますけど、島内出張の場合も同じ取り扱いとしますけど、厳原に住んでいる方を9時から会議があるのに、何で自宅からやらないのですか、わざわざ勤務地から勤務地にするので、お尋ねします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今の、島内、後段の厳原に居住の仮に峰の人が厳原で会議があった場合というお話、島内旅費は、支給を全くしておりませんので、そのことはなかりうかと思ます。

議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） 旅費はないですけど、バス代が発生してくるでしょう、公用車を使わなかった場合は、勤務地から勤務地ですから、公用車を使わなかったら自家用車であればキロ60円ですか、バス代を使えばバス代が当然必要ですよ。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 時間帯にもよりますけど、先ほど9時とかいう話があったものですから、私はそのような発言をしましたが、それ以外の時間であれば、当然勤務地まで行って、そこから公用車で移動していただいているというのが実態であります、島内についてはですね。

議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） だから、今例を言いましたように、9時から本庁で会議があると、巖原に在住職員を、わざわざ私は峰支所までやるんですかと言っているんですよ。勤務地から勤務地という出張命令と言うものですからね。私が命令権者であるならば、あなたは9時から会議が本庁であるから、自宅からそのまま出勤しなさいと、私であればそういう出張命令をします。その旅費がつく、つかないは別問題です、命令ですよ、あくまで。

そして、今言いましたように、最終便が福岡6時半ですかね、夜の、それをわざわざ勤務地まで、また勤務地から勤務地ということは、勤務地まで行きなさいということなんですよ。そのまま、あなた自宅に帰っていいですよということじゃないんですよ。そして、今言いましたように、あくまで勤務地からしておると、これは国家公務員等の旅費法の取り扱い規定なんですから、我々行政マンは、地方財務提要、あるいは旅費については国家公務員等の旅費法の規定に基づいていろいろ勉強しながらやっていると思っております。ケース・バイ・ケースで、ぜひその点は改めていただきたいと。

ここでお尋ねしますけど、教育部長は今峰ですかね、そして、上対馬ですよ、きょうはどこから出て来られました、自宅からでしょ、勤務地から来ていないじゃないですか。自宅から来たということでしょ、教育部長は。だから、徹底するなら、ケース・バイ・ケースで、自宅から出張命令を出したり、勤務地から、それは1時からの会議であれば、だれでもそれは執務をして、いい時間帯に用務地まで行きますけど、あくまで原則勤務地から勤務地はわかるんですけど、すべてを勤務地からということであれば、私は矛盾があるかと思えます。

それから、2点目の証拠書類、復命書をもって職員を信じて今のところしておると、資金前渡と概算払いで領収書がつけられない分もあります、例えば、公費で出す見舞金、あるいは香典等、こういうものについては、相手から領収書を取ることができませんので、これは行政実例等でも添付しないでもいいよと、確たる証拠があればいいよということになっております。ただ、乗船券、搭乗券につきましては、国、県につきましては、人事管理上、すべてそういうものを添付をいたしております。果たして、空出張はあるのか、ないのか、そして、ジェットフォイルを適用したのは、旧巖原町時代に、巖原町が積極的にジェットフォイルを導入したと、よって、市職員もジェットフォイルを適用しようということで17年3月1日に運用通知が出たわけです。それまでは、16年3月1日から1年間は、すべて飛行機の旅費規程でした。だから、この運用規定には、私は否定をいたしません。ただ、出張命令の概算払いが船で出ていて、精算時に果たして船で帰

ってきているかと、そのことが懸念されるわけでございます。今兵頭議員からもお話がありましたように、航路の問題もありました。実際、市職員もこのように努力しているんだと、船を適用していると、福岡県を渡り、佐賀県を渡り、ちょうど20年前の我々の出張、今時代に船の適用者は戻っております。

それから、国の実例を二、三挙げさせていただきます。これは6月19日、ごく最近の農水省56人を処分、これは農水省の出先機関の農政事務所、記憶に新しいと思いますけど、減反計画の米の在庫調査、非常に大事な調査を出張することもなく、また謝礼も着服した事例が大きく新聞に載っております。

パックで出張、精算は正規料金、国交省2,766万円不正、国土交通省は27日、職員1,826人が飛行機で国内出張した際、実際より高い航空賃を請求し、差額分を不正に受け取ったと発表した。01から05年度の不正請求は、計2,353件で、総額2,766万円、同省は、全員に過払い分の全額を返還させるとともに、91人を戒告や訓告などの処分にする。国交省の調査によると、宿泊代込みのパック料金で出張しながら、航空券の半券を示して正規の航空運金を請求したケースが大半、正規の航空チケットを買い、領収書を受け取った後キャンセルし、割引チケットを買った例もあったと、個々の職員では、回数で6回、金額で16万円が最高と、このような不正旅費の請求もっております。

それから、16年度会計検査員、これは、航空機を利用した出張等にかかる旅費の支給が課題となっているもの、沖縄税関と函館税関を会計検査員が検査をいたしております。その件数が合計229件、旅費支給額2,028万5,294円、左のうち過大に支給されていた金額369万3,815円、これらにおいては、旅費の請求者が実際には割引運賃の航空券を購入して出張等しているのに、その支払い額よりも高額な航空賃の領収書を、旅行業者等から入手し、これを所定の請求書に添付するなどして、過大に請求したということで、こういう事例も出ております。

よって、私は決して職員を疑うわけではございません。これは当たり前の手続です。条例でも書いてありますように、証拠書類を添えて精算払いをなさいと、それから、船、飛行機については、あくまで実費ですよと、支払った金額が旅費ですよと、日当とか、宿泊代は定額ですから、それは個人の、余っても自由です。

市長にお伺いしますが、市長もジェットfoilですよ、本庁ですからね、出張命令の場合は、実際出張命令どおりに往復ずっとされておりますか、お聞きいたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かに、経済的な最も有利な経路を選択しなければいけないというのは事実でございますが、そういう中で、業務等の関連で、どうしても急ぎと、時間等がないと、そして、まして旅行日等も全くないというふうな状況でありますので、移動日ですよ、私のケース

は、正直言いまして、事務を自分自身でこなしておりませんが、飛行機で出張経路は設定をされているというふうに自分自身思っております。正直言うて見たことないです、申しわけありません。

議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） 私は、その四角四面で旅費規程を設けなさいとは言っておりません。対馬は経済圏は福岡です。だから、職員が病院に行きたい、あるいは歯医者に行きたいという場合は、私はケース・バイ・ケースで福岡の空港、飛行機で出張命令してやってもいいのではないかと、そういう気持ちは持っております。ただ旅行命令に従わなかった場合、公務災害の場合、非常に困った問題が出てきます。旅行命令に従わない旅行もありますけど、それは、天地災、交通が遮断されたとか、そういう場合は、事前に市長なりに報告すれば帰ってきた後、旅行命令に従い旅行で認められると思いますけど、あくまで公務災害を考えた場合は、通常の場合、何もなかった場合は概算命令どおりに帰ってこなければ、幾ら公務災害が起きても難しい問題が出てきます。また、人事管理上、不可欠ではないかと思っております。

私も消防本部にありましたころ、土曜、日曜が消防団は出張が多くて、勤務地からですよ、何がおれ土曜日やとに本部まで行く必要があるか、空港の近くやけ空港にそのまま行くばい、おれの旅費は自宅から空港まで百何十円で切ってくれと、いや、本庁が勤務地からと言うとですよ、何しにおれが勤務地まで行くとかと、土曜日に、玄関に行って、玄関から帰ってこいと言うとかと、これまた作元、今議長ともずっと出張もしましたけど、土曜、日曜ですから、だから、ケース・バイ・ケースで、自宅から命令したり、あるいは時間帯によっては、勤務地からという方法で今後進めていただきたいと思っております。

なお、ジェットfoilの場合は、ほとんど職員も飛行機で行けば、恐らく赤字になるうかと思っております。これは日当、宿泊料は別ですけどね、ジェットfoilの場合は、往復で概算が出ますし、飛行機の場合も長崎県離島割引で飛行機が出ますので、どちらが得かといいますと、飛行機のほうが得でしょうから、概算払いは船でもらいながら、ほとんどの職員が飛行機で行っているものと、私は認識をいたしております。

もし、そのように船で行っておれば、今度は巖原港の駐車場の問題も、これは職員から出てこようかと思っております。家族から往復送っていただいている職員については、そのようなことはないかと思っておりますけど、ぜひ、改めていただいて、それから、この17年3月1日の運用方針についても、パック、協議会、団体等で一括された際のパック、旅行代金については、当該実費料金とすると、団体、どこまでが団体なのか、これは1人でも今パックがありますね、小泉内閣のときに、国の規制緩和により自由競争になって、航空会社があの手この手でいろいろなメニューを出してきております。だから、こういうのはわざわざうたわなくても、条例ではつきりうたわ

れているわけですから、航空賃は実費によりますと、だから、こういう船についても往復割引によりますとか、わざわざうたっておりますけど、条例で船賃についても実費によるとはっきりうたっているわけですから、そのような取り扱いをお願いしたいと思います。

それから、上県の消防署の出張所問題につきましては、私も写真を何枚かお借りしております、小宮議員が大きなパネルで皆様方にお示しをいただきましたので、また台風状況等についても市長のほうから直接お話がありましたので、この国の経済対策、うちの補正予算で3号、4号になるかわかりませんが、ぜひよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

今後、旅費規程を見直す機会があるのか、それとも、そのままにしておられるのか、もう一度市長にお尋ねをいたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、小田議員のほうから、旅費の取り扱いについてるいろんな質問がございました。疑義を提示されたわけですけれども、正直言います、私も行政内部にいたときに、財政のほうで伝票を検収する際、最も悩んだのが旅費の扱いであります。ほかの伝票よりも一番難しいのが旅費というふうに、自分自身感じておりました。あやふやなところもありますし、どこまでやればいいのかすごく難しい分野だというふうに感じております。そういう中で、私どものこの規則と、それから、旅費法、そのあたりと照らしながら、本当で、私どもの、この対馬に合った旅費の支出のあり方といいますか、経路の設定の仕方といいますか、そのあたりについては検討をしていきたいというふうに思います。

議長（作元 義文君） 3番、小田昭人君。

議員（3番 小田 昭人君） 時間が10分ほどありますけど、私の質問は以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（作元 義文君） これで、小田昭人君の質問は終わりました。

.....
議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会を3時5分。

午後2時50分休憩

.....
午後3時04分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

次に、黒田昭雄君の質問になっておりますけれども、市長のほうから答弁の訂正がありますので、それを受けます。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 先ほど小宮議員の質問に対しまして、以前の総務委員会において島外業

者の参入が論議されたというふうに私が発言をしておりますが、総務で論議された内容につきましては、あくまでも第3の業者といいますが、新規参入者を促すべきではないかという論議までしかされていないということで、私の解釈違いでありましたし、発言が間違っておりましたので、その部分については、取り消して訂正をさせていただきたいと思っております。どうも申しわけありませんでした。

議長（作元 義文君） 再開します。

次に、2番、黒田昭雄君。

議員（2番 黒田 昭雄君） 皆様こんにちは。公明の黒田昭雄でございます。市民の皆様の声を代弁するため、この場に臨んでおります。5月17日に選挙を終え、今日まで島内をめぐり市民の皆様の声を聞いてまいりました。ようやく1つ1つの声をお届けすることができます。議長さん、副議長さんを始め、先輩議員の皆様方、また市当局の方々には、種々御指導賜りながら郷土対馬市の発展のため、またこの地に住むお一人お一人の幸せのために、与えられた4年間しっかり議員として働いてまいります。初登壇の不慣れな点もございりますが、どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

障害児が義務教育、または高等部を終え、就労し、自立するまでの市の支援対策についてお尋ねいたします。

最初に、義務教育を終えて高等部に進学する場合をお尋ねいたします。

現在、学校教育法の改正により、県下でも充実した特別支援教育を地元の幼稚園、小中学校で実施しております。しかし、対馬に特別支援学校の高等部がないため、島外の学校に入学せざるを得ない状況であります。

地元にいさせたい、でも教育は受けさせたい、就職もさせたい、結婚もしてほしい、どこまでも子供の可能性を信じたい、障害児を持つ御家族の言葉にならない思いであります。最終的には子供には寂しい思いはさせるけれども、子供の将来のために入学させなければと身を切られる思いで本土教育の決意をされるそうであります。保護者の方だけを頼りに生きてきた子供たちです。子供のために月2回程度、週末に帰省させるそうです。まず、保護者の方は、金曜日で、一人で長崎に迎えに行きます。その日のうちに、子供と一緒に対馬に帰り、週末を家族で過ごし、日曜日に、また寄宿舎まで一緒に戻ります。送り届けた後、保護者の方は一人でまた対馬に帰ってきます。そのために、保護者の方は月に4往復ほど長崎へ行かなければならず、愛する子供のためとはいえ、心も体も疲れ、さらに、経済的な負担も強いられております。障害と離島という二重のハンディを負いながら教育を受けている現状であります。雨が降れば濡れて寒い思いをしていないだろうか、カレーをつくれれば食べたいだろうな、何かを縁にして、遠く離れた子供に思いを

はせるそうであります。対馬で生まれた子供たちは、みんなかけがえのない対馬の財産であり希望であります。対馬に特別支援学校の高等部、分教室の設置のさらなる働きかけをお願いいたします。

この問題は、平成21年3月の定例会で小宮先輩議員の質問に引き続いてお尋ねするものであります。そのとき、教育長は、答弁の中で、特別支援教育連携協議会において、対馬に高等部ができた場合、果たして入学をされるのか、また、通学の時間等の問題を調査しているところですのでお答えになりました。調査中とのことですが、その調査状況を教育委員長にお伺いいたします。

言うまでもなく、特別支援学校高等部の設置は、県の事業であります。市長の力強い県への要望なくして、かなう事業ではありません。保護者の皆様の切実な願いを深くとめておられることと思いますが、高等部の設置についての市長のお考えをお聞かせください。

次に、島内での義務教育、または長崎本土の高等部を終え、対馬で就労及び自立のための具体的な支援策を教育委員長をお願いいたします。

在学中に就労支援をしっかりと取り組む必要があります。職場体験の拡充、さらに、福祉保健部との連携で一人一人に即した就労支援が求められます。あえて教育的立場から教育委員長にお伺いするものであります。

以上、よろしくお伺いいたします。

議長（作元 義文君） 教育委員長、村井成枝君。

教育委員長（村井 成枝君） 黒田議員の御質問に対してお答えをいたします。

対馬市教育委員会では、平成18年11月に、特別支援連携協議会及び同実務者会議を立ち上げました。本協議会においては、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が連携し、障害のある子供、保護者に対する相談支援体制の整備、生涯にわたり支援するための体制づくりを目指して協議を重ねてまいりました。その協議の中において、特別支援学校高等部の必要については、意見が一致しているところでございます。

そこで、平成20年度の活動の1つとして、中学校卒業後の進路希望や不安、戸惑い感などを把握するためのアンケートを協議会で作成し、教育委員会において本年3月末に実施いたしました。

対馬市内の小中学校に設置された特別支援学級に在籍する児童生徒は25名、鶏鳴小学校と鶏知中学校に設置され、近隣地区から通学して通級指導教室での指導を受けている児童生徒は16名でございます。また、参考のため、対象の多くが島外の特別支援学校高等部に在学している児童生徒11名、計52名を対象にアンケート調査を依頼し、28名から回答を得ることができました。

対馬市内の小中学校の特別支援学級及び通級指導教室における集計では、回答いただいた

24名中21名、87.5%が進学を希望しておりました。また分教室の設置場所による進学希望数は、上地区設置の場合が5名、中地区設置の場合が5名、下地区設置の場合が10名でありました。これは、当時のアンケート対象者数と関係が深いように思われます。

島外の特別支援学校在籍者の回答は、回収率が低かったものの、最も希望が多いのが下地区への分教室設置で、4名中3名が希望をしておりました。

現在、集計を終えた段階であり、特別支援連携協議会での協議はいたしておりませんが、本調査を精査のうえ、改めて必要な方策を思索してまいりたいと考えております。

問題は、県教委が言う集団による教育効果が得られる一定規模の生徒数を継続的に確保できるかということでございます。県教委が言う一定規模の生徒数というのは10名以上でございます。アンケートで進学希望した21名の中には、分教室には入学できない児童生徒もおります。特別支援学校高等部への入学に当たっては、学校教育施行令22条の3に該当したうえで、各学校の選抜要領によって入学者が選考されることとなります。通級指導教室の児童生徒は、特別支援学校への対象とはならず、また、現在特別支援学級に在籍していても、特別支援学校対象とならない場合もあり得るということでございます。

今後においても、この調査、検討を継続しながら、県教委等関係機関に対し、働きかけていく所存でございます。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 引き続き、黒田議員の質問に答えさせていただきます。

特別支援学校高等部設置についてお答えいたします。

高等部設置については、私も、保護者からの要望等もお聞きしており、当然必要性は痛感しております。

先ほどの黒田議員の質問の中で、金曜日を、そして、土、日と送る親子の姿を思い浮かべておりました。子を持つ親の一人として、胸が痛む思いがいたしました。

先ほど教育委員長の答弁の中でもありましたように、教育委員会でも特別支援連携協議会を立ち上げ、高等部設置に向けてのアンケート調査など、取り組みを行っており、市といたしましても、対馬市の地理的条件や、子供、保護者の実態等を踏まえ、できる限り身近な地域において、より専門的な指導や支援を受けられる体制整備を築くために、県教委などの関係機関に対し、地元選出の県議会議員の力添えをいただきながら、今後とも強力に働きかけていく所存であります。

次に、就労支援等の問題について、教育委員長のほうでよろしいですか、こちらでやりましょうか。

私のほうで就労支援の分については答えさせていただきます。

障害者の自立支援につきましては、障害者自立支援法の制定により、平成18年度から障害者

の地域生活と就労を支援し、自立を目指した施策が進められております。現在、対馬市には約2,400人の身体障害者手帳所持者と約250人の精神障害者手帳所持者、約280人の療育手帳所持者がおられますが、本市におきましても、この障害者自立支援法に基づいた支援事業を実施いたしております。

本年度においては、当初予算に自立支援給付費として約5億2,400万円、うち就労支援分を約1億9,400万円、また地域生活支援事業として3,400万円を計上いたしております。

就労支援の具体的な内容としましては、養護学校等の卒業後、企業への雇用に結びつかなかった障害者や一般の事業所において就労が困難な障害者に対し、生産活動や就労に必要な知識及び能力向上のための訓練、その他の必要な支援を行っており、現在、市内では知的障害者通所授産施設「あゆみ園」と「ほのぼの」に49名、身体障害者通所授産施設「杉の木ホーム」に23名の障害者が通所されておられます。

また、自立支援の内容としましては、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、療養介護等の介護給付と機能訓練、生活訓練等の訓練等給付のほかに、更正医療、育成医療等の自立支援医療給付による経済支援を行っております。

さらに、地域生活支援事業として手話通訳、要約筆記者の派遣等のコミュニケーション支援、日常生活用具の給付、移動支援、地域活動支援センター「きらり」、「さわやか」の運営補助を行っております。

以上が本市で行っております支援策の概要でございますが、御承知のとおり、対馬市の雇用情勢は極めて厳しい状況にあり、特に、障害者の一般事業所への雇用となりますと、さらに厳しいのが実情でございます。

この状況のもと、本年度市職員の採用におきまして、障害者を対象とした採用試験の実施を8月16日に予定をいたしております。

また、対馬市障害福祉計画に基づく自立支援事業の実施とあわせて、一般事業所への雇用促進についても、ハローワーク対馬との連携のもと、国や高齢、障害者雇用支援機構の助成金制度等の活用をPRし、障害者の雇用促進につきまして鋭意努力してまいり所存でございますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

議員（2番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。一定規模の児童生徒数が、今教育委員長のほうから県の考えは10名以上だとお話がありました。そこで、お伺いいたしますが、今、対馬市の調査につきましては、委員長のほうから協議会において調査しているということで、市のほうはわかりました。県の、逆を言えば、現在10名以上の入校する可能性が継続的にないと

いう、その調査結果を得ていると、何らかの調査で一定規模に達していないと、そう今県のほうからずっとそういうお話が起きているということ、保護者の方からもお伺いしておりますが、その県の調査方法、それ、わかれば教育委員長のほうから教えていただきたいと思ひます。

それと、今の市の調査方法、アンケートというのを伺ひしました。平成18年11月に設立したその協議会において、初めて、この前アンケートが実施されたということでありますが、今まで市の調査は、ずっと保護者の方は県にお願いしたり、財部市長の前の松村市長からずっと再三再四にわたって行政のほうにはお願いしているということでありますが、その調査というのはアンケートだけなのでしょう。それも伺ひいたします。

議長（作元 義文君） 教育委員長、村井成枝君。

教育委員長（村井 成枝君） ただいまの質問に関しましては、教育部長の中村が答弁させていただきます。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） ただいまの質問、県の調査の方法についてということでございますが、県の調査の方法につきましては、こちらのほうでは、まだ把握をいたしておりませんので、この分につきましては、後日、調査をさせていただきますと思ひます。

それから、市の調査方法につきましては、現在、話し合い等いろいろな方向で協議等はされておりますが、保護者に対する調査につきましては、まだ今のところアンケートのみでございます。このアンケート調査につきましては、現在集計をした段階でございまして、まだ分析等もいたしておりません。今後、これを分析等、教育委員会ですながら、またこの連携協議会のほうへ協議のほうをお願いをしていきたいと思っております。

議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

議員（2番 黒田 昭雄君） 今の答弁を聞きまして、多分テレビを見られる保護者の方は、非常にかかりましたのではないかなと思ひます。事は本当にナイーブな問題です。このアンケート、紙切れ1枚で人の思い、親の思いがわかるのか、直接、保護者に会って丁寧に調査をしてほしいなと思ひます。

次に移ります。御存じのことと思ひますが、特別支援学校は、その地域の障害者教育のセンター的役割を担い、学校外の幼稚園、小中学校においても特別支援教育を受けている生徒に対して指導、または支援などを行えます。対馬に高等部ができた場合には、幼稚園、小中学校においても今以上により専門的な高い教育が受けられるようになるかと思ひます。そういう情報を保護者の皆様に知らせているのか、また、そういうことも含めた障害者教育の支援の行政の啓発活動を市が行っているのか伺ひいたします。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 教育委員会といたしましては、この今までの分で、調査等教育委員会で実施をされておりましたので、先ほど申しますところの教育連携協議会、こちらのほうを立ち上げて、こちらを中心に、各方面から各委員さんの参入をいただいて、そういう形で各保護者等も入っていらっしゃいますので、協議をしながら、その支援については努めているところでございます。その保護者のほうに、どういう形で周知等をしているのかということにつきましては、私も細かいところまで把握をしておりませんが、この支援体制の中で、協議をされた部分につきましては、いろいろな取り組みがされているところでございます。

議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

議員（2番 黒田 昭雄君） 市長の思いとは全く沿わない動きを教育委員会、教育部署のほうで行われているなあと、非常にがっかりいたしました。

一定規模の人数がそろわない状況であります。そういう直接お会いして調査するとか、または特別支援学校ができたならこんなに学校の教育についても、または地域にあっても変わってくるんだ、そういう啓発活動をしていけば、私は、10名以上はそろってくるのではないかなと思います。

次に移ります。この特別支援学校の分教室、同じ離島の五島の島には、高等部が既にあるにもかかわらず、2年後には小中学校の開設が決定しました。高等部を調べてみました。ここで紹介いたします。学校名は鶴南養護学校の五島分教室であります。生徒数は現在13名、今まで9名の卒業生を輩出しております。この卒業生9名のうち、一般企業に3名が就職、職種はガソリンスタンドとお菓子製造とパン製造です。通学手段は、徒歩と自転車、そして、路線バスと自家用車です。スクールバスはありませんでした。通学時間で一番長い方は、約1時間でした。保護者と一緒に路線バスで通学しています。社会勉強の思いからあえて路線バスを使っているそうです。

一番びっくりしたことは、就労支援にける分教室の考えでした。代表の先生が、学校の威信にかけて、子供の能力に応じた職場を探していく、就労は学校として大きな柱であると言われたことです。

また、当たり前のことですが、地元五島の企業が職場体験の会社であり、授業の中で体験学習をさせてもらい、そのような会社が子供たちの就職先となっているということでした。子供の性格からよい面、悪い癖まですべてわかっている先生が、一人一人の可能性を見つめて受け入れてくれる、体験学習できる会社を日々開拓しているということでありました。

障害者の就労と自立は、今までお伺いした市の支援対策は不可欠であります。それと、あわせて地元対馬に高等部の分教室を設置することがどれだけ大きな力となるか、改めて感じたところであります。成長していくありのままの子供を、地域の方に認めてもらいたい。成長していく

子供に地域の人にも関わってもらいたい、これは親亡き後の自立をただただ願う親の切なる思いであります。島外の養護学校から自立の最初の支援策として就労支援があります。

そこで教育委員長にお伺いいたします。対馬の子供たちが長崎本土で訓練したからといって、対馬の地で訓練していない職場、環境で、果たして頑張れると思いますでしょうか、お伺いいたします。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） ただいま議員さんのおっしゃられるとおり、言われたことにつきましては、できるだけ地元のほうでこういう勉強等もさせてやりたいし、高等部におきましては、職業訓練等受けられる経験になると思います。したがって、先ほど申し上げましたアンケート結果を細部にわたり、また分析、検討いたしまして、県のほうには要望をしていきたいとは思っております。

議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

議員（2番 黒田 昭雄君） 今回は、義務教育を終えて高等部にという、その質問だけ特化したいと思いますが、次回は、福祉保健部長のほうに実際に障害者の方を受け入れてくれる地元の企業の働きかけ、啓発をしているかということも本議会の中じゃなくても、また折々聞いていきたいと思っております。

去る4月9日、県立改革推進室の幹部の方が、対馬での分教室の設置基準は、先ほど申し上げました集団による教育的成果が得られる一定規模の人数の継続的な確保が前提条件だと何度も何度も語られたと聞いております。長崎本土の学校に行けば、数十人の同級生、そして、100人以上の全校生徒、その中で切磋琢磨して大きく成長していくと思います。確かに、そのときは、教育的成果は大きく得られることと思います。しかし、対馬の子供たちは、結局対馬の地元に戻ってくるのです。対馬の社長さんにかわいがられながら、対馬の職場で体験学習をし、対馬のおじさん、おばさんに声をかけてもらいながら、分教室に通って、愛する家族の中で甘えたりできるほうがよっぽど集団による教育的成果が得られると思っておりますが、いかがでしょうか。

それは保護者の方の悲願であります。生まれた地元対馬で働ける可能性がより高くなるのです。島の中で多くの障害者の方が暮らしております。しかし、あまり見かけないということは、障害者の方が希望する基本的な生活を送れる島にはまだまだなっていないということでもあります。障害者も含め、だれもが生き生きと働いて、普通に暮らせる社会であれば、これから高齢化がますます進む対馬において、だれもが働きやすく、だれもが暮らしやすい社会になると考えます。

逆に、障害者も含めて働きにくく、暮らしにくい島というのは、これから極めて多くの方が働きにくく、暮らしにくい島になっていくおそれがあると思っております。実際に障害を持つ子供の教育のために、家族全員で島外に移り住まれた方も聞いております。その意味からも障害者の自立、

雇用という問題は、社会のこれからの対馬が抱える諸問題が凝縮されていると思います。

高校生での努力が、その後の人生に大きく左右します。高等部の分教室での教育は、それ以上に障害を持った子供と、またその御家族の人生を大きく決定づけます。どうか、高等部分教室の県の設置基準の考え方をもう一度再考していただくよう、県への積極的な働きかけをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 黒田議員の熱い思いを、今いっぱい受け止めております。昨年8月の初旬に、河合教育長と私、県教委の寺田教育長のほうに出向きましてお願いはしたところでございます。その後、確か12月でしたか、9月でしたか、はっきり覚えておりませんが、地元選出県議のほうも、この問題については県議会で取り上げられておられます。また、市としまして、この問題に、黒田議員の思いをそのまま県に対して伝えていきたいと思っております。しっかり取り組みますので、いましばらくお待ちください。

議長（作元 義文君） 2番、黒田昭雄君。

議員（2番 黒田 昭雄君） ありがとうございます。本当に積極的に働きかけをよろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。（拍手）

議長（作元 義文君） これで、黒田昭雄君の質問は終わりました。

議長（作元 義文君） 本日予定しておりました登壇者5名の市政一般質問はすべて終了しました。

29日、月曜日は定刻より市政一般質問を続行いたします。

なお、各議員へ通知しておりますように、29日、月曜日は市政一般質問終了後、議員全員協議会を開催いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時46分散会

平成21年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第5日)

平成21年6月29日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成21年6月29日 午前9時59分開議

日程第1 市政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 市政一般質問

出席議員(21名)

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 曆幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
16番 大浦 孝司君	17番 小川 廣康君
18番 大部 初幸君	19番 兵頭 栄君
20番 中原 康博君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員(1名)

15番 桐谷 徹君

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	渋江 雄司君
参事兼課長補佐	長野 元久君	副参事兼係長	國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君
総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君
観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	川本 治源君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	一宮 英久君
教育部長	中村 敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本 政次君
峰地域活性化センター部長	永留 秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬 良久君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	大石 邦一君
教育委員長	村井 成枝君
選挙管理委員長	井 鷹志君

午前9時59分開議

議長（作元 義文君） 報告いたします。桐谷徹君より欠席の届け出がっております。

ただいまから本日の会議を開きます。

・

日程第1．市政一般質問

議長（作元 義文君） 日程第1、市政一般質問を行います。

本日の登壇者は4名を予定しております。12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 皆様、改めましておはようございます。質問に入ります前に、去る5月17日に執行されました対馬市議会議員選挙に、私ごとでありますけれども、立候補し、多くの市民の皆さん方から御支持をいただき、当選させていただき、議会へ送っていただきましたことをこの場をおかりいたしまして、心からお礼を申し上げます。

また、市民の皆様方の御期待に添えるよう私自身は一生懸命努力するつもりでありますけれども、同僚議員を始め、また市長を始め理事者側と力を合わせ対馬市の活性化、また私のモットーであります「市民のためのまちづくり」を目指し、精いっぱい頑張りますので、今後とも市民の皆様方の温かい御指導、御鞭撻を切にお願いをいたすものであります。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

対馬市役所に用事で訪れる際、来客用の駐車場の現在の現状、合併に伴う人事異動で生じた遠距離通勤者に対する通勤手当の支給状況、職員の安全管理状況及びこれらに関する事項についてお尋ねをいたしますので、市長の明快な御答弁をお願いするものであります。

まず、私の質問に関連がありますので、本題に入る前に市長にお尋ねをいたします。現在、対馬市役所本庁には何人の職員が勤務されていますでしょうか、お尋ねをいたします。市役所内の駐車場について、市役所本庁に用事で行くとき、いつも思うのが車をどこに止めればよいか迷います。市役所の前はいつも満車状態であるが、来客用の駐車場は確保しているのでしょうか。

2、対馬市が合併後、職員の広域人事に伴い遠距離通勤者が多数生じているが、通勤手当の支給状況について。

（1）通勤方法は大半が自家用車使用と思われそうですが、路線バスも利用している職員があるのかどうか、その状況はどうでしょうか。

通勤手当の支給状況は、対馬市職員給与に関する条例第17条第2項第2号の中で、自家用自動車使用距離に応じてアからセまでの区分のうち、支給割合が最も多いのはどの区分ですか。また、通勤手当を受けている職員は何人でしょうか。

自家用車通勤者の場合、庁内駐車場の使用許可をしているのでしょうか。また、免許の内容、任意保険、車両ナンバーなど把握はしているのでしょうか、これは全職員ともお願いをいたします。

全職員に対して、交通安全管理・指導はできているのでしょうか。免許失効対策などについてもお尋ねをいたします。

民有地借り上げ駐車場の数、また金額は幾らでしょうか。本庁、各活性化センターとも年間の契約金額をお尋ねいたします。

以上、質問を終わらせていただき、あとは答弁によっては自席から再質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） おはようございます。三山議員の御質問にお答えいたします。

まず、蔵原本庁の職員の数をおっしゃられました。嘱託職員とか庁舎のほかには社協とかいろいろなありますが、そういう人たち全部含めると約200名というふうな状況であります。

まず、来客用駐車場についての質問ですが、現在、本庁敷地内における駐車スペースは215台分を確保しております。公用車、それから商工会、社会福祉協議会等の車の駐車に65台を必要とし、2キロ以上の通勤者の職員駐りに140台、うち職員が124台、嘱託職員が16台、来客用に30台割り当てております。

また、現状の庁舎敷地内だけの駐車場では職員分が賅われないことから、近隣の民間駐車場を借り受けし、20台分確保しております。

来客用駐車場につきましては、相対的に駐車場が狭いとは私自身常々思っております。特に会議等を開催した折には、ほとんど駐車場所に余裕がない状態になってしまいます。

ただ、平常時においては、来庁された方が駐車できずにお困りになったとか、違法な場所に駐車して近隣に御迷惑をおかけしたというような話はまだ聞き及んではおりません。とは言うものの、来客用駐車場は十分確保されている状況とは言いがたく、駐車スペースをもっと確保したい気持ちは山々でございますが、現在の財政状況等から考え合わせますと、これ以上民間の駐車場を求める状況ではないというふうに考えております。

なお、本市においては、年々職員数が減少傾向にあり、駐車場の空き数がふえている状況にありますので、来庁者に不便がかからないよう、少しずつでも来客用駐車場の割り当てをふやしてまいりたいというふうに思っております。

次に、職員の通勤手当に関する支給状況の御質問ですが、職員の通勤手当は給与条例第17条により、通勤距離が片道2キロ以上で交通機関を利用し、あるいは自動車等を利用する場合に支給されます。

6月1日現在、一般職の職員は、646人在職しておりますが、このうち465人、72%という割合でございます。この465人の職員に通勤手当を支給しており、交通機関利用者は1名、自動車等利用者が残りの464人となっております。

交通機関利用者については、定期券または回数券で算出した額が支給され、自動車等利用者については、使用距離に応じ5キロ刻みで、5キロメートル未満から6.5キロ以上まで14区分、支給月額3,300円から最高5万7,500円が支給されております。

14区分ある使用距離の内訳ですが、該当者の多い順に申しますと、5キロ以上10キロ未満

及び10キロ以上15キロ未満がともに96人、次に多いのが5キロ未満の95人となっており、この3区分で287人、全体の44.4%を占めている状況です。

次に、通勤者の駐車場の使用許可についてでございますが、現在、職員からの申請はとり行っておりません。通勤手当が支給される通勤距離2キロ以上の通勤者に対しては、駐車場が必要と思われるので、通勤手当受給者であることを確認したうえで、駐車場の割り当てを担当課が行っております。

また、職員の免許証、保険、車両ナンバー等の把握については特に行っておりません。

次に、職員への交通安全の管理指導についてでございますが、公務員は一般市民に対し模範を示すべき立場にあり、交通ルールを守るのは当然の義務であります。職員に対しては従来から機会あるごとに注意を喚起しているところでありますが、ただ、注意喚起を行っても交通反則切符を切られている事実もあります。その際は庁内の懲罰委員会で行政処分を厳正に行っているところです。県下で最も厳しいのではないかとされる内規を採用しております。

最後に、借り上げの駐車場の数につきましては、合併に伴い職員が増加した本庁と豊玉地域活性化センターにおいては、既存の駐車場で賄うことができませんでしたので、民間の駐車場と土地をお借りしております。

本庁におきましては、先ほど言いましたように20台分を借り受け、月1台当たり5,000円で年額120万円の賃借料を支払っております。

豊玉活性化センターにおきましては、公用車、職員分及び来客用駐車場用地として3カ所、合計面積で1,645平米、92台分を借り受け、年額119万7,000円の賃借料を支払っておるところであります。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） まず、現在、市役所に勤める職員の数、これおおむね200人ということによろしいですか。市役所の例えば社協とか嘱託職員を除いて、本当の正職員の数というのはどのくらいでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 内訳としましては、市役所職員が約180、それから外部、外郭団体等が20というふうに報告を受けております。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 次に、第1点目の市役所の来客用の駐車場、これ私がいただいた資料では、玄関の左右にありますね、この黄色の部分が来客用駐車場ということで30台、これには私も現地に行って確認をしたわけですが、確かに黄色のラインを引いていると。ただし、

これの奥には白のラインがあって、そこには車が止まっているんですね。

例えば、本庁市役所の右側の駐車場、労金のＡＴＭがある、あの付近には奥には白のラインがあって、車が止まっているわけです。市役所の事情を知らない人は、私が止めたら後ろの車が出られんじゃないかというような気持ちを持つ人は結構いると思います。黄色のラインは引いていますが、表示板も何も全くありません。市長、その辺はどうでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 三山議員がおっしゃられるように、確かに縦列駐車をする形をスロープの周辺は確かにしております。ダイダイ色というか、黄色といいますが、あれで囲んでいるところ、私どもとしましては来客の方たちがどんどん止めていただければいいなと。しかし、奥側には職員が止めさせていただくと。そのスペースに使わせていただくということで、職員自身もその間自分の自家用車を外に出すことはないもんですから、５時とか退庁時しか出しませんから、と思ってそういうふうな配置にしているわけですが、今おっしゃられるように来客する人が、後ろに止まっているために、止めづらいといいますが、確かにそういうふうな感覚を抱かれるのは確かに今あっそうだなというふうに思いました。

どういう形でそのあたりを来客の方にわからしめしていけばいいのかという手法というのが、今すぐ浮かびませんが、何らかの形でそのあたり、来客される市民の方たちが心置きなく置かれるような手法をちょっと見つけて、研究したいなというふうに思います。

議長（作元 義文君） １２番、三山幸男君。

議員（１２番 三山 幸男君） 市長、私はせめて外来駐車場、向かって右側に１３台、左側に１７台止められるスペースがあるわけですが、ここには少なくとも、例えば来客用駐車場とか、立て看板を立てたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、そのおつもりはありませんでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 看板立てることは可能だと思いますけども、今三山議員がおっしゃられたように縦列駐車を奥側に職員がしている部分について、どのように告知をしていけばいいのかという方法が問題かなというふうに今思いますが、来客用駐車場ですと、そこに立て看板をしたとしても、奥にあったらやはり止めにくいという部分が起こるでしょうから、そのことも含めて考えていきたいと思います。

議長（作元 義文君） １２番、三山幸男君。

議員（１２番 三山 幸男君） ちょっとくどいようですが、例えば奥に４台止められるスペースがあるわけですね、右側のほうに。ここには奥の車の前にロープでも張れば、そういうような止めて悪いのかなあという気持ちにはならないと思うんですが、手っ取り早くすればですよ。

それと、これ私思っ、例えば私もそんなに数多く行くわけじゃありませんが、私が聞いている人の話からして、駐車場の数が足りない。どこに止めていいかわからない。そうすることによって、例えば右側の部分、これ6から27まであるわけですが、22、今これは職員が止めていると思うんですが、このあたりを来客用に開放するようなそういうような検討も今すぐはできないでしょうが、お考えは、そのようなことを検討しようという考えはありませんか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今おっしゃられました6から二十何番までを開放することによって、来客用の駐車場を確保できないかということですが、おのずとその十何台が玉突きで出ていくことになります。その駐車場をどこにどのような形で確保するかということがまた考えなくてはいけないということにもなりますし、実は今の一番上の駐車場とか、裏の第2、第3、段々になっておりますけども、あれを広げていくために定かな数字ではありませんけども、1億数千万とかいう金額がかかった、以前ですね、こともあります。そのあたりもどうしても財政的な問題等がございます。そのあたりを十分に考えていかないといけないのかなあというふうに思いますし、仮に今後の職員数の推移、そのあたりを見ながら周辺のところを借り受けるとか、いうことも必要でしょうし、なかなか来客駐車場も行事によってすごいばらつきがあるものですから、なかなかそのあたりの難しさがあるなというふうに今感じているところです。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） いずれにせよ、市民があつての市役所ですので、市民が利用しやすいような駐車場の形態をなるべく早く構築してほしいと。これは要望も込めてお願いをいたしておきます。

次に、先ほど通勤手当で最も多いのは5キ口から10キ口、あるいは15キ口というようなお話がありましたが、当然、この通勤手当を出される、あるいは職員に対しては当然通勤をするわけですから、支給するのは当然のことですけども、市の条例は何を根拠に通勤手当をつくられたのか、あるいは県の条例とか何かに準じてつくられたのかどうか、その辺をお尋ねをいたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 条例が制定されたときの経緯については、今私も即答は明確な答えは出し切りません、正直言ひまして。今までの通勤手当等の算出するに当たっては、当然国県等の手当、旧条例等を参考にしながらつくり上げているはずだと思っておりますが、今明確な答えは出し切りません。申しわけありません。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 私は、職員に対してどうこうと言っているんじゃないんですよ。

ただ、当然条例の中に通勤手当の金額が載っていますので、これについてどのような基準で設けられたのかをお尋ねしているわけで、市長が先ほどこれが条例としてつくられた経緯はよくわからないと。多分県とか国あたりの条例なり法律に準じてつくられたと思うというような答弁ですけども、実は私ここに、長崎県と国の通勤手当に関する資料を持っています。国は法律で、あるいは長崎県は条例で決めてあります。

これは、長崎県は国に準じてほぼ同額です。ただ、対馬市の場合、この条例が必ずしも県とか国の条例なり法律に準じる必要もないのかもわかりませんが、対馬市の場合はほぼ倍額に近いぐらいの金額が出ている。この状況があれば、例えば県に準じてとか、国に準じてというようなことは出ないんじゃないかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 通勤手当の額の算定根拠の話になっておりますが、以前のこれは話ですけども、バス利用をした場合の金額が算定基礎になっていったこともあったと思うんですね。そうなりますと、その地域地域によってバスの運賃等が違ってまいりますので、そのあたりから島内の公共交通機関の値段が、運賃が高いということが反映されているのかなと、今思いましたけども。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 例えば市長が先ほど10キロから15キロぐらいの通勤手当ということでしたけども、これ国では6,500円ぐらいなんですね、手当自体が。で、県も同じです。ただ、これが対馬市になりますと1万2,900円と、こういうような支給額が出てきているわけですね。

確かに路線バスといいましょうか、そういうものの運賃をキロ数で掛けたものかなあとは思いますが、どうかその辺があいまいなところがあると私は思っていますが、その辺、あるいは今後見直すようなお考えというのはありますでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） どのような算定基礎でこれができるのかということをも十分にまずもって把握をしたいと思えます。そういう中で、その算定のあり方が間違いであるならば、当然見直しをしていかなければいけないというふうに思いますが、島内の公共交通機関等を基準に物事を考えたり、福岡と対馬の油の値段の違いとか、そういうところもきちんと反映されたときに妥当な金額かどうかというのは、今後研究が必要かというふうに思えます。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 金曜日の一般質問の小田議員の質問の中で、例えば出張の際に自宅から勤務地からかと、そのときのバス代がキロ当たり多分60円というような金額を聞いて

たような気がするわけですが、そういうこともあわせてしたのかなあと、こういう通勤手当を出したのかなあとと思いますが、ただいずれにしても、国とか県とかを比較をした場合、かなり高額な金額が出ているのは間違いありませんので、そういう経過についても、市長が先ほど状況把握に努めるということですので、ぜひ検討をしてほしいと思います。検討していただけますか。検討してくれるということであれば、なるべく早い機会に検討していただいて、私は先ほど言いましたように、職員に対してどうこう言ってるんじゃない。ただ、条例を見たときにおのずからそういうような疑問点が出てきたということで、今回質問をさせていただいております。

次に入りたいと思いますが、市長、例えば職員の異動で、対馬市の場合片道65キロぐらいのところから通勤している人がいらっしゃるわけですが、そういう人を人事異動によって、例えば上対馬の活性化センターから巖原の市役所へ異動させたときに、そのときの通勤とか、あるいは住居については職員の意思にお任せしているんでしょうかどうなのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 住まうところの選択は憲法で保障されている問題でありますので、当然本人さんの意思に任せております。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） それは本人の判断にお任せしているということですので、それはそれでいいと思います。

市役所内に職員に駐車場を許可をしていると、割り当てていると、職員用の駐車場ですね。これについてはもうそのとおりととっていいわけでしょう。

その次に、例えば、対馬市の職員に限ってはこういうことは全く心配することはないと思えますけれども、例えば免許の種類とかですね、免許の種類といっても自家用車で来てるわけですから、免許の種類、あるいは任意保険、車両ナンバー、こういうものの把握はされていないというようなことでしたが、必要ないと思われているわけですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 公務員という身分の中で仕事を職員はしていただいておりますが、ほとんどの方が採用された時点で普通免許を取得されているように確認はしておりますが、その後の更新につきましては、先ほど言いましたように公務員として最低の部分でありますので、それはきちんとなしているというふうな考えのもと確認はしておりません。

任意保険につきましては、ある意味個人の自由になろうかと思っておりますので、そこまでの強制はしておりません。

ナンバーにつきましては、すべては抑えていないというのが事実です。どうしても、通勤手当

の申請があった段階でのことでありまして、その後の更新関係については一切確認はしておりませんし、個人が車を買いかえた場合も届け出は求めてないというのが実情であります。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 例えば今市長の答弁の中で、任意保険とかなんかは本人の判断に任せているというようなお話で把握はしていないと。ただ、通勤途中にもし不幸にして人身事故とか大きな交通事故に遭った場合、あるいは起こした場合、例えばその人が不幸にして任意保険は掛けてなかったと、自賠責は当然もう掛けているわけですが、自賠責で対応し切らないときに市に対して損害賠償とかなんかというような、そういうことは想定されませんか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 通勤途中につきましても、ある意味勤務の範疇でありまして、市に対してのそういう責めが確かに来るかもしれませんね。しかし、任意保険という性格上、それを強制をしていくというのは、またそれも難しいんじゃないかと、自賠責はもう当然ですけども。しかし、ほとんどの職員がいろんな団体の任意保険というものに今のこの御時世ですからそれぞれ入ってくれているものというふうには思っておりますけども、あえて確認、強制等はしていないというのが実態であります。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 私は、個人的に考えたときに、例えば遠距離通勤者がいますよね、車の運転をして1時間以上片道かけて来る人たちというのは、当然朝早く家を出られて、仕事が終わって夜遅く帰るわけです。そしたらどうしても疲労の度合というのかなり疲労してお帰りになると思います。

そういう中で、おれは起こすことはないよと自負はされていても、交通事故なんていつ起こるかわからないし、私があるようなことを言ってるように聞こえるかもわかりませんが、私はあくまでも不幸にしてそういう事故になった場合、市にはそういう損害賠償は生じないのかということとを心配してお尋ねしているわけで、強制はできないでしょうけども、その辺の指導といいたしうか、例えば自賠責ばかりでなくて、任意保険にもできるだけ掛けるように努めるよという、そういう指導、そういうものは市役所でもしていただいてもいいんじゃないかと思うんですが、再度確認ですが、どうでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 指導するにしましても、専ら緩やかな指導という程度までしかできないのかなというふうには思います。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） それから、例えば今巖原の市役所の本庁で民有地を借り上げて

おられると、20台分、先ほど言いました1台月5,000円の12カ月で120万、確かに今
厳原市内で月極の駐車場大体5,000円から6,000円ぐらいでしょうか、屋根のない駐車場
ですね。例えば借り上げ料といいたいでしょうか、これは地主から言われたとおりの金額で市役所
が借ったんでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 青空駐車場を20台借りておりますけども、当時の話、私は直接担当で
もありませんでしたが、当時の周りの実勢価格といいますが、そのあたりを踏まえて低廉な価格
で交渉をしていったというふうに思っておりますけども、そういう意味で今言われた5,000円、
6,000円というのが相場かなというふうに思っております。そういう中で安い金額で契約は
されたものというふうに思いますけど。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 市長が直接携わっていないということですが、今出席されてい
る部長連中、部長どなたかわかりませんか、その辺の経緯は。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） おっしゃっております駐車場につきましては、市役所の裏の奥
のところ20台お借りしておりますけど、平成18年にお借りするときに近隣の調査をしながら、
貸し主である方と協議をして5,000円に決めたというふうにお聞きをいたしております。
借地については平成18年からお借りをいたしております。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） ここに図面があるわけですね。個人、市だけでなく個人が
3台借りてるわけです。で、私は個人には当たっていません。当たっていませんが、例えばこの
20台分のスペースを借るとしたら、市長は5,000円から6,000円が適当な値段でと言わ
れましたが、例えばこの駐車場全部借るような気持ちで1台、例えば当時のことで市長も携わっ
ていない、総務部長もそういう話を聞いたということですが、もっと安く借れなかったのか。
1台5,000円ならここじゃなくてもどこでも借れそうな気が、私は考えればするわけです。
そのあたりの考えがどうか私たちから見たときに、例えばここは50台か60台止めるスペース
がある、そのうちの20台であれば、この金額でないと貸せないと言われるかもわかりません
が、23台しかとめるスペースがなく、そのうちの20台を市が利用しているわけですから、例
えば1カ月3,000円なり4,000円で貸してほしいというようなそういうような交渉とか経
緯は聞いていませんか。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 本市が合併いたしますときに、仮の本庁舎が厳原に決められた

ときに、駐車場がないということで市長も先ほど申しましたように、今本庁舎の3段階ぐらい分かれています、1番上をつくり出しております、53台程度の駐車場、それでもなかなか難しいということで、今交流センターT I A R Aが建っておりますけど、その横にあります丸和さんの土地を一時職員なり、住民の方への駐車場ということでお借りをした経緯がございます。そこから辺が、丸和さんの駐車場が結構高いということで、額的にちょっと今覚えていませんけど、契約が解除されて、どうしても職員駐車場が足りないということで、近隣に駐車場がそんなにあるわけじゃございませんので、いろいろ交渉する中、今お借りしているところで話をつける段階で、既に個人の方が借りてありましたものですから、市としては残っている20区画についてお借りしたいということで、この土地をお借りいたしましたので、今議員さんおっしゃいます個人の方が確か3台程度お借りされていますけど、その方を除いて全部を市が借りるとするのは、駐車場借りること自体に非常に難しかったというふうに思っております。

以上でございます。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） 私の最初の質問の中で、民有地を借り上げ駐車場はないかと私質問しました。そこで市長の答弁の中では、現在の今の問題になっている駐車場、そして豊玉の活性化センターの駐車場2カ所出てきましたが、交流センターの横のミドリ薬品の上の野外といえますか屋上の駐車場、あそこは市は借りていないんですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 借り上げておると聞いております。御質問が市役所の本庁に限定をされているのかなと思って、あそこは公民館用というふうな形の位置づけにしているものですから、市役所の本庁来客用という位置づけじゃないものですから、あえてそこについては言及はしなかったというふうに御理解いただきたいと思います。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） そしたら、例えばミドリ薬品の屋上の駐車場というのは、交流センターあるいはあそこの教育事務所なり図書館、そういうところに用事がある人は自由に使っていていいわけですか、どうでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） あそこに39台の確保をしております、職員が二十数名、23名ほどいるということで、あと16台ですか、それについては公民館利用者とか、その他その図書館等利用者の方が使っていただく分は一向に構わないということで、恐らく表示もしてたと思えますけども、あそこには、

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） ミドリ薬品の屋上の駐車場に上がる際に、図書館とか交流センターに用事のある方は利用してくださいという立て看板は確かに立っています。

で、ちょっと話をもとに戻りますが、例えば20台を借りている駐車場、市役所に近くて職員は多分便利なところだと思うんです。市役所庁舎内とはいきませんが、歩いてほんの一、二分のところですので。例えば私が思うには、天道茂に駐車場がありますね。あそこは市の駐車場ですか。ちょっと市の駐車場か、たしか商工会が管理をしていると思いますが、どうでしょうか。議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 今おっしゃっています天道茂、いわゆる昔の巖原警察署跡の駐車場につきましては、市が設置した駐車場でございます。設置目的につきましては、商店街の方の駐車場がないということで設置をいたしまして、管理につきましては、商工会のほうに現在委託をしているところでございます。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） あのあたりは私巖原に行くたびにいつも通るんですけども、駐車場はいつも空いているというのが現状みたいです。そんなに多く利用はされていないと思いますよ。月極の駐車スペースが何台分ありますが、いつも満車ということは今まで見たことはほとんどない。巖原で何かイベントがあって無料開放するときは別ですけども、日常はほとんどが空きみたいですが、例えば市の駐車場であれば商店街の活性化ももちろん必要ですが、例えば今対馬市役所、対馬市は財政再建で一生懸命努力をされていると思うんですよ。市民、私どももいいまいしょうか、市民には補助金とかなんかは、20年度は10%カットだと、21年度はあるところでは20%カットだと、こういうのが実態なんですよ。

そういうように市民には財政が苦しいと、苦しい間我慢してくださいと言ってるわけですから、年間120万、10年すれば1,200万になるわけですから、これはちょっと遠くても、天道茂の駐車場あたりに例えば職員の車を移動して、そこから歩いてもらうと、そのくらいぐらいの決断は市長、できませんか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今、天道茂駐車場については、商工会のほうに委託で出していると、管理をですね。そういう中で、私ども管理委託料は恐らくあそこは払っていないと思うんですが、仮に私どもの職員の駐車をそこでさせるということになりますと、何らかの、何台そこにとるかにもよるでしょうけども、それなりの逆に月極駐車代金というのも向こうの経営を圧迫する部分がございますので、こちらが幾ばくかのものをまた出していかななくてはいけないというふうなことにもなるのかなというふうに今一瞬頭をよぎりましたが、そのあたりどのように数字がなるかわかりませんが、実際問題、あそこもしょっちゅう満車じゃない。確かにしょっちゅう

満車ではありませんけども、しかし、ある程度の金額があそこも上がっている状況が確かでございます。病院等も近くでございますし、どんどん回転はしていると思うんですね。

そういう中で何台分そういう形でとれるのかと。そして、あそこから七、八百メートルは優にあるかと思えますけども、どこの職員さんをそこに配置をしていくかとか、いろんな問題も含んでいるかなというふうに思います。何はともあれ、いただいた御意見というものはきちんと庁舎内で、そして相手様もあります、商工会という、そちらのほうとも一緒になって考えてはいきたいというふうに思います。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（12番 三山 幸男君） もう残り時間もありませんので、市長、私、同僚議員にお願いをして、他の市の状況もお聞きしました。インターネットで調べていただいたりなんたりもしました。長崎市役所は職員駐車場はないそうです。もちろん交通機関も便利なところですので、必要もないのかもわかりませんが、駐車をする人は民間の駐車場に入れてるということです。長崎市役所にはバイクは100台ぐらい止められるスペースがあると、そこでは職員から月に1台当たり3,000円徴収をしているというような、そういう話も聞いてるんですね。

私が申し上げた職員の、決して職員をどうこう言ってるんじゃないですが、通勤手当が、例えば県とか国とか市と比べた場合倍額以上ある、あるいは駐車場は無料で市が、例えば民有地を借りてまで駐車をさせていると。こういうことがわかれば、私も今回これを調べて初めてわかりました。ほとんどの同僚議員もわからない人もかなりいたと思いますし、市民はほとんどわかっていないと思います。

無駄を省くのはこういうことを省くべきであって、市民にばかり風当たりをするんじゃなくて、やはり市役所全体が一丸となって私は財政再建に臨むべきだと、そういうことを思いますが、市長、今後そういうことを検討するようなお考えはありませんでしょうか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 私の勉強不足で長崎市が職員から料金を取っているということは初めて聞かせていただきました。そのあたりの認識も変えなくてはいけないかなというふうに思います。駐車場の問題につきましては、三山議員がおっしゃられるように、長崎市というふうな公共交通がきちんと整ったところについては、駐車場は全く要らないと、私は思います。しかし、明らかにこの対馬においては、これだけの公共交通機関が脆弱な状況でございますので、どうしても自家用車通勤というのをお願いをしなくてはいけないというふうなことになります。そのあたりも十分に踏まえ、そして先ほどの有料駐車場もあるよというお話ですので、それも検討材料の中に入れて、市民が納得いく形での駐車場の使用のあり方というものに努めていきたいと思えます。

議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

議員（１２番 三山 幸男君） ちょうど時間もいっぱいになりましたので、これが最後をお願いと要望としたいと思います。

ぜひ豊玉地域活性化センターで借りている、９４台分でしたか、ここはやむを得ないのかなと思います。市役所内で借りている、個人の民間の駐車場を借りてる２０台、年間１２０万、これだけはやはり知恵を出せば私は借りなくても済むところだと思うんです。その辺をぜひ市長、前向きに、できれば次の議会あたりにでも何らかの検討ができたのかどうか、再度質してみたいと思いますので、できるだけ早く検討に入り、結論を出してほしいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 検討に入りますが、今ちょっとこちらからお尋ねしたいんですが、豊玉のはいいが、巖原のはという、その根拠はどういう意味でおっしゃられたか、ちょっと教えていただきたいと思います。

議員（１２番 三山 幸男君） 豊玉のはいいがと言ったのは、豊玉の今の駐車場の中には九十何台こちらに移すスペースがないんじゃないのかと、これは私素人なりに思いました。例えば、今の豊玉の活性化センターのこの前のほうの駐車場、あるいは上の公会堂の駐車場に入れても九十何台はとても入り切れないでしょう。

で、私が言ったのは、豊玉のはやむを得ないが、例えば市役所の敷地内に入れるのは恐らく無理だろうと。ただし、２０台ぐらいなら知恵を出し合えば、私がさっき言ったような検討の仕方があるんじゃないかというような、私そういう気持ちで、豊玉のはせんでいいと言ったわけじゃありません。そういうことで検討をぜひお願いします。

議長（作元 義文君） これで、三山幸男君の質問は終わりました。

.....
議長（作元 義文君） 再開は１１時５分から、暫時休憩します。

午前10時53分休憩

.....
午前11時04分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

次に、１６番、大浦孝司君。

議員（１６番 大浦 孝司君） このたびの一般質問におきましては、特に先立っての選挙戦の中で、市民の皆様の要望やいろいろな問題を取り上げました。したがって、一般質問とはある程度対馬全島にスケールの大きな質問をするのが私は筋と思いますが、４件ほど少しスケールの小さいといいますが、地区の問題あたりを取り上げております。その点を了承のうえ、ただいまか

ら質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして市政一般について質問を行います。

まず1点目、入会林野整備事業についてお尋ねいたします。

対馬市ケーブルテレビによる入会林野整備事業に係る嘱託職員の公募、7月1日から3月31日までの間がございましたが、管内で現在着手されている対象箇所の進捗状況、そして完了見込み、今後の新規着手の計画について市長にお尋ねをいたします。

2番目に、観光の実態についてお尋ねをいたします。

平成19年度長崎県観光統計資料によりますと、観光客の島外客は26万4,541人の実数となっております。このうち韓国観光客は6万5,490人でございますが、これは入国の実数と思われ、問題ないかと思えます。しかし、国内観光客が20万人来島しているこの数値について、とても認めるところではないと私は思っております。調査方法に問題があるかと思えますが、対馬市が観光産業に力を入れていく以上、国内観光客のおおむねの実数を把握することは、とても大切なことであり、市独自の対応をとることも必要と思えますが、市長の見解について伺いたいと存じます。

また、厳原市内の団体観光客の観光時、大型バスの駐車場スペースが全く不足し、大変困っているとのことですが、去年は違反で検挙された事例も発生していると聞き及んでおります。このような問題について、関係機関を含めどのような対策を講じようとしているのか、お尋ねいたします。

また、豆酩崎公園道路の離合場所がなく、大型観光バスの対面交通といった非常に現場では困難していると聞いております。担当課はこのことを把握し、いろいろ検討されると思いますが、そのことについてお尋ねをいたします。

3点目、介護保険の運用について、地域支援事業の中で、特定高齢者施策の対応として訪問型と通所型が存在する中で、現在、対馬市では通所型の対策は講じていないということですが、今後の展開に期待し、具体的に計画があればお尋ねしたいと思えます。

4点目、対馬市法定外公共物管理条例の運用について、このことについて、対馬市管内において第14条の原状回復に伴う事例について、裁判中とお聞きしておりますが、これは和解に至る手段は方法はないのかというふうなことを思いますが、市長にこのことについて御意見を伺いたいと思えます。

以上、4点についてよろしく申し上げます。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 大浦議員の御質問にお答えします。

第1点目の入会林野整備に伴う嘱託職員の公募から始まったわけですが、この嘱託職員の

公募につきましては、年度途中で退職されるということで、補充的募集を行ったところでございます。

また、現在着手している地区の進捗状況と今後の見込みについてのお尋ねでございますが、着手している地区は、巖原町の安神地区と美津島町の大船越地区の2地区でございます。

安神地区におきましては、地区の集会を重ね、整備計画書案の作成に入っているところで、現在、対馬振興局と事前打ち合わせも行っている段階で、情勢に特段の変化がない限り、本年9月中に県知事に対し認可申請ができるものというふうに思っております。

また、大船越地区につきましては、懸案事項等がございまして、なかなか思うように進んでいない状況にありましたが、先月、県より方針が打ち出されましたので、早期完了を目指し整備計画を進めているところでございます。

今後の新規着手の見込みについての御質問もございました。大浦議員も御承知のとおり、公共事業の早期着手の観点から、主要地方道の吹崎工区と、国道改良に伴います小船越地区に着手しなければならないと思っております。そのためには、囑託職員の雇用の確保を図り、整備の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、この入会林整備は入会権者全員の同意と8割程度の権利者の確認書が必要であることから、地元入会集団の協力が絶対不可欠であり、市の努力だけでは到底整備できるものではありません。地元の入会林野整備に対する機運の高まりが必要であるというふうに考えております。

次に、観光客の実態についての御質問でございましたが、現在の観光統計については、若干疑義があるなというふうに私自身も感じておるところです。国においても、この調査のあり方について検討を行うべき調査を進められているというふうに伺っています。

また、過去においても九州郵船様の協力をいただき、乗船時における調査が行われたこともありますが、お客様の積極的な協力を得ることができず現在に至っている状況であります。

市といたしましても、観光客数の適正な把握というものは観光行政上必要不可欠なことととらえ、観光統計との整合性もありますが、本年幾つかの試行的調査を行うよう考えているところであります。

まず1点目でございますが、長崎県より提案がっております観光地実態調査事務委託「緊急雇用創設事業」を活用し、観光施設及び交通機関等に協力をいただき、乗降客の実態調査を期間限定であります実施していきたいというふうに考えています。

次に、現在提供をいただいております各月の空路、航路、主な宿泊施設の総利用者数のさらなる精査と調査協力事項、施設数の増加を依頼し、より実態に近い利用者数の把握に努めていきます。

本議会において予算審議をお願いいたしております観光客受け入れ体制強化事業により人員を確保し、観光客数の年間調査を実施していきたいというふうに思います。

次に、観光時に大型バスの駐車場の問題でございますが、本対策には正直言いまして苦慮しているところであります。御承知のように、巖原市内、特に交流センター周辺部においては駐車場として使用可能な場所もなく、多くの方に御迷惑をおかけしております。南警察署からも御相談があり、関係部署により協議を行っていますが、現在まで解決策を見出せないままであります。

今後におきましても、観光バス運行会社の自助努力をお願いし、さらに関係機関による協議を進めてまいります。当面は巖原港等の空き地に移動していただき、携帯電話等の利用により観光客の皆様にご迷惑が掛からないような配慮を運行事業者のほうにお願いしたいというふうに考えています。

次に、対馬最南端の豆酩崎の道路の問題でございます。

この豆酩崎は、対馬にとって欠かすことのできない観光名所の一つとして上げられ、近年、観光客のニーズが多くなっています。この豆酩崎に至るまでは、延長約2,190メートルの市道尾崎山線、それと延長3,238メートルの市道美女塚線を皆さんは通行しておりますが、途中の美女塚線と尾崎山線の接続部分で鋭角な交差点があり、大型バス等において数回の切り返しを行わなければ通行ができない箇所や、幅員が大変狭隘であることから、離合に支障を来している区間などが存在しております。

観光の発展は、対馬市経済への大きな貢献を示していることも認識しておりますし、市道を管理する対馬市といたしましては、何よりも事故等の発生が懸念されますので、安全な通行の確保のため、曲線部の改良や拡幅、待避所の設置などできる範囲の対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、特定高齢者の問題でございます。

特定高齢者に対する通所型事業ですが、要支援、要介護になるおそれの高い人を対象とする介護予防事業には、特定高齢者把握事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業及び介護予防特定高齢者施策事業がありまして、その中で議員がおっしゃるとおり、通所型介護予防事業につきましては、実施をしていないところであります。

通所型介護予防事業のサービスを受けるためには、特定高齢者に認定される必要があります。要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、特定健診や個別健診等により、特定高齢者の決定を行っているところですが、制度開始年度は19名でありまして、対象者が非常に少ない状況にありました。

しかし、平成19年度は244名、平成20年度は208名という状況でありますので、この通所型介護予防事業にも取り組んでまいりたいと考えております。

通所型介護事業は「運動機能の向上」「栄養改善」「認知症予防」「うつ病予防」「閉じこもり予防」などを図るために介護予防に効果があると認められるプログラムを実施することになりますが、介護予防事業を実施する法人を公募し、委託する方向でまいりたいというふうに考えております。

最後に、対馬市の法定外公共物の管理に関する問題でございます。

一昨年12月定例会及び昨年12月定例会に行政報告しておりました、美津島町鶏知甲42の1に隣接する法定外公共物、これは水路でございますが、この公共物を住宅団地造成業者が許可なく埋め立てを行ったことに関し、当該地区の上流を開発しようとしている地権者2人が、長崎地方裁判所に対馬市を相手として法定外公共物に投棄された土砂の撤去に関する訴訟において、平成20年10月28日、判決があり、「原告らの訴えをいずれも棄却する」との言い渡しでありました。

しかしながら、原告らはこの判決を不服として、平成20年11月8日、福岡高等裁判所に控訴したもので、現在も公判が行われているものであります。

お尋ねの和解に至る手段として、手続上、和解することはあり得ることでありますが、本件解決には、対馬市と原告との当事者間の合意では済まない部分が大部分を占めているため、法定外公共物を埋め立てた第三者との意見調整が必要不可欠になることから、それらが整わない限り、和解は難しいものというふうに考えております。

以上であります。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 入会林野のことで質問に入ったわけですが、このことは私も安神と大船越が現場の共有地の分割、もしくはその他の方法で問題処理をしようとしていることは把握しております。その中で、進捗のことを少し触れたわけですが、実は過去に旧町村時代、美津島町時代にちょっと申し上げますが、尾崎、今里、加志、箕形、大船越、小船越、芦浦、鴨居瀬、濃部、この複数の地区を手がけておったんです。これは個人分割と、2つの方法がございまして、個人分割の処理方式と、それから1つの名義にする生産森林組合方式、この2つが入会林野の手法になるわけですが、残念ながら濃部と鴨居瀬2地区の生産森林組合型が完了し、この2地区しか終わっておりません。

そしてあとはみんな頓挫です。せっかくの複数の作業員を投入しながら、長い年月をかけながら頓挫しております。市長、私はきょうこのことを申し上げたかったことは、入会林野というふうなことの処理について、特定の期間に集中して処理をするという基本を持ってほしい。そうしないと人事異動とか、あるいは若い職員を束縛した中でなかなか引き継ぎがうまくいかんとかいうこともございますので、その辺を管理する市としてはそういう上部の指導の思いをひとつ徹底

をしてほしい。これを一つ申し上げたい、これが1点です。

次に、実は今答弁の中で県道の拡幅改良、あるいは国道のことについては同じですが、入会権共有地の処理については、従来長崎県が当然用地の班が、用地係がこれを処理しておったんでしようが、この入会権においては市が、地元自治体が責任持って解決してもらわない限り、県道の改良はいたしませんよというふうなお話を道路課長から聞いたんですが、このことは以前からでしようかね、それともいつごろからこのことについてそういうふうな取り決めがあったのか、まずその点の認識をまずお聞きしたいと思います。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 1点目の短期集中型で物事に取り組んでほしいと、そして職員のある意味人事においても、専門性を持たしてくれよというお願いだと思っております。それにつきましては、おっしゃるとおりだというふうに思っております、今も専門的に職員も取り組んでおりますし、今度公募をかけておりました部分につきましても、専らこの入会林の問題に特化した仕事をやっていただくということで考えておるところです。

それと、もう1点目が、国県道における入会林の整備がないと物事が進まないよというふうなことはどういうふうな、今までの経緯ですかね。まず発端は、会計検査院が、この問題は、からの指摘ということで、何はともあれ、用地購入されたものが登記が移転がされていないということが大きな問題であるということが始まりでございまして、そういう中で今ある共有地とか入会の問題、このあたりをクリアにしないと当然移転登記がままならないということになりましたので、入会林の問題について市のほうが今まで以上にきちんと取り組みをしていってくださいと。そのうえで国県道のことでしようというふうなスタンスは、何年前とは私も言い出し切りませんけども、最初の根起こしは会計検査院だったというふうに記憶しております。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） もちろん私が言いたかったのは、県が地元の県道拡幅、国道改良というふうな中で、地元自治体に入会林野の作業をすべて完了するようなことで地元がやってくださいよと、そしてその負担は地元でお願いしますと、こういうことをいつそういうふうなことに取り決めがなったかということ聞いたんですが、回答がなかったから先に進みます。

実は、先立っても県知事が来て懇談会、あるいは意見交換会がございまして、吹崎の工区の県道のことを尾崎でかなりやられたよと、また議会議員からも、市議会からも小川議員含め私も話しました。

それで、市長が前回からずっと関連でこの話をしておられますが、まず鶏知の工区が平成15年から平成22年で完了見込みになっておりまして、この経費が21億円かかるということで進めてきたわけですよ。ところが、現段階でこれを平成24年に期間を2年完了という言葉

延ばすと、はっきり道路課長のほうが申し上げております。

その後、問題がなければ吹崎工区に入りますよというふうな言葉でございます。吹崎工区は延長3,200メートル、トンネル2カ所、35億かかりますよと。これは概略の積算を道路課のほうは持っておられまして、そしたら入会林野はどれだけ入っているんですか、この中に、いえ、まだはっきり把握はしておりません。ただ、あるはずですよというふうな話しかしませんでした。

しかし、これは詰めていきますと、今年度以降23年度までにそういう方針と方向が地元対馬市の中で吹崎工区の対応をいかにしようとするかということが見えない限り、このことは前に進まないという私は見解を持ちますが、市長、そのところを、今後は別としまして、平成21年度内にどう考えておるかをお尋ねします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 吹崎工区の入会林の今後の進捗をどのように考えているかという御質問ですが、現時点におきましては、ふるさと雇用の事業等で実はできれば2名の雇用を新たにしたいというふうな考えを現段階では持っております。

そういう中で、今県と協議を進めておるところでありまして、いずれにしましても、この吹崎工区の問題、箕形と加志ですか、入会が存在しています。この2つの地区を整備計画をきちんとつくり上げなければいけないというふうに思っておりますので、できれば今年度からでも雇用し、その工区に特化した仕事をしていっていただきたいというふうな考えで、今県と詰めておるところであります。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 非常に具体的な私は取り組みを聞きまして、安心したわけです。このことが事をしようとせん限り、道路課は一切対応はしないような方向でありましたから、非常にこのことはポイントになるうかと思うんですが、本年度からじわじわやらないことには、恐らく間に合わない。しかし、ひとつ市長に事務の流れの中で、過去にそういうふうな作業をしてきた資料なり、あるいはその途中の証拠書類も活用できるかどうかはわかりませんが、その辺を事務方の中でひとつ十分連携のうえ、活用してほしいと思います、今までのことを。

それでもう一つは、国土調査をやった地区は非常にこの作業が早くできます。この地区は国土調査は既に終わっております、吹崎・加志工区。ですから、私はある程度時間が短縮できるものと思って、今の市長の答弁に期待をしているいろいろ突っ込もう思うけれど、このことは私もまあそれなりによく考えておられるということで認めて、まずこのことを終えたいと思います。

それと、美津島の旧町村以外に阿連の人口324名、そして美津島の4集落の方含めて1,000名の方がこの通勤ですね、いろんな格好で小茂田経由よりこの道路を通ったほうが近いというふうなことで、阿連地区、尾崎、今里、吹崎、加志、皆さんがこのことに非常に期待を

されておりますので、そのことをひとつお願いいたしまして、入会林野については終えたいと思います。

それから、観光のことなんですが、この県の資料によりますと、先ほど26万4,541が実数として上がっておりますね。韓国がそのうち6万5,000、そうしますと20万の方が観光客というふうなことです。飛行機に乗った方が実数で27万7,000掛けるの0.5になりますから、それからフェリー等船に乗った方が21万5,000、これの0.5、ですから実質船と飛行機乗った方が対馬に来て帰る、約25万人ぐらいが実数というふうになっております。

ですから、観光客がその中で何人実際に来たんだろうか、これは非常に疑問の数字であります。市長、その辺おおむねどのくらいの方が来たという実数を実感持っておられますか、本土から。思いは、お願いします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 一番難しい質問です。正直言いまして先ほど私答弁の中で申し上げましたように、自分自身もこの観光統計というものに対して、以前から疑問を抱いてた人間でございます。ある意味実態とかけ離れているんじゃないかというふうな思いでおったものですから、今年度さまざまな形で取り組む実態調査、短期間等期間が短いとかいう問題もございますけども、その調査結果を見たいというふうに思いまして、私自身何人、感覚的に来ているかというのは今私ではちょっと言いにくいかなと思っております。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） もう5年前になりますが、いつか空路の対策の特別委員会をつくって東京のコンサルタント、これはお金も払っていませんが、8%あるかないかだろうと、飛行機で、そして九郵の所長さん、10%船であろうかなだろうか、そのくらいの数字をおっしゃいましたので、船と飛行機、そういうふうな感覚でとらえていいんじゃないでしょうか。

そうすれば、先ほど実数が25万ぐらいの中の数字で1割、これが本当の数字じゃなかろうかという話ですが、ですから、ここらがあまりにも現実の中で対馬に人が来とらんというふうな数字を抑えた中で観光政策を再度見直す必要があるという中で、非常にその数字を抑えるということは大切であると。そういう調査もいたすというふうな話を答弁で聞きましたので、できれば3月の時点、あるいは年間を通してその調査報告を私は聞きたいと思っております。楽しみにしたいと思います。

その中で、先ほどの関連ですが、三山議員さんのほうも巖原市内の駐車場、非常に職員、市民困っておる。また私も言いたくないんですが、現在、観光専用バスが対馬交通に10台、ホテル対馬11台、アイランド観光8台、グリーンネット5台、その他白バス5台、計40台、おおむね40台のバスが夏場にはフル回転したときもあると。

これは、先ほどの普通車の駐車場以上に難しい話だなと、私は思います。そして、きょうの答弁では巖原港の空き地、駐車場に移転していただいて、市内におろして移転していただいて、携帯で乗り込むときにその調整を図っていただきたいという答弁でございましたが、そのほかには考えられることは市長、ございませんか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 先ほどの答弁の中で、当面はということで巖原港の案を発言させていただきました。実際問題、大型バスの駐車場を確保するということは大変難しゅうございます。役所の近くに、今どういう形で契約されて駐車されているかわかりませんが、民間会社の所有地がございます。600坪を超える広い面積の場所がございますが、以前、私自身これは五、六年前の話になりますけども、計画をしたことがございます。

そういう中で、大型バスが一時的な駐車ができるようなスペースも確保しながら、それから市民の皆さんが駐車ができる、そういうスペースも考え、さらに以前のあの場所は江戸時代の家老の屋敷でございましたけども、長屋門等の復元等を考えながら、そこに関係機関等が入っていたきながら使っていただくとか、いろんな案を考えたことがございますが、そのときざっとずっと自分自身が試算したとき、5億円を超える金額が、整備まで含めてですね、というふうなことがありました。

そういう中で、あそこは文化財包蔵地区でもございまして、文化財包蔵地区となりますと、当然600坪を超えるところすべてを発掘調査もしなければならないということで、その金額も含めた事業費でございますが、そういう計画も自分自身の担当のときはしたことございますが、いかんせん、金額が大きゅうございますので、今ちゅうちょしている状況でございます。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 若干私が聞いた話と今のことが異なるわけですが、やまや旅館の跡地ですね、今のお話は、3,500平方メートルの敷地に、そこをやまやさんが買ったまではよかった。買った後に文化財の指定をされた。理由は宗家の家老屋敷ほかその史跡として発掘調査をせにゃならん。当然開発業者がその負担を持てと。その金は私が調べたところによりますと、人夫賃の作業の賃金、それからそれに伴う機械あるいはその他の経費含めて3,500万かかるということで担当課から把握しましたが、これは間違いでしょうかね、3,500万相当であります。そして、丸和さんが購入したお金は、こんなこと言うたらいいませんが、2億をきる1億8,000万の、まあ、お金を投じたんだらうという噂がございましたが、これは市長、そういう認識はされておりますか。私は聞いた範囲で言ってるんですよ。巖原、元、旧職員、これ間違いですかね。

で、1つちょっと私はお話したいことは、せっかく開発しよう思うて、多分食品会社の世界

ですから、あそこにそういうふうな店をつくらうとしたんでしょうが、買った途端、文化財の指定をされて、そしてその発掘調査をせんと、その開発できない。これに多額の金がかかる。私は、不合理な格好で、このことについては、このままずっと、その未解決でいくのか、1つの方針として何か話し合う必要はないか、こう思うんですが、今の段階でもし何かありましたら、その点についてお話を聞きたいと思います。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） どういう取り引きがされてたかは、私自身正直言うてわかりません。

それと、3,500万という発掘調査のお話でしょうが、その金額、もう少し、まだかかるんじゃないかというふうに思っております。今の市道部分、それから県道部分等々発掘調査をした後に、今埋め戻している状況ですが、あの面積だけでも相当の費用がかかっておりましたので、あそこの全体、600、残りの20坪ですか、それを発掘調査をしようとするれば、また相当の金額が、もっと3,500万とは言わん金額がかかるんじゃないかというふうに思います。

それと、文化財指定の話がございましたが、あくまでも文化財包蔵地区ということでの指定でありまして、その民間会社の人がそこを開発しようとしたときに、その文化財包蔵地区の指定をしたというものではなくて、ある一定、以前からその地区は包蔵地区としての指定を受けていたというふうに御理解をいただければと思います。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） これは過去の話ですから、今からのこととはちょっと異なりますが、しかし、恐らく知らずに買ったということでしょうね、そう思いますよ。いやいや、そのところが、今後の展開に、この土地をどう活用するかという中でスタートを切らにゃいかんと思うんですよ。金のない時代やから、私はそれで、その、買えということはすぐ言い切りませんよ。しかしね、あの土地の巖原の一番、私は残された大事な、大切な土地と。これを丸和さんが、そういう状態で、もう手も出ないと。しかし、これが財政がやはり健全化していく中では、あの土地を買おうと、取り戻して絵を描こうということを含めて、私は市はそういう方針を持つ必要があると思うんです。ですから、一時的にも、この対交、ホテル対馬、アイランド、グリーンネット、その他の中の、いわゆる観光産業バスを活用する皆さんと、担当部署と話し合いをされて、丸和さんが、それは確が高い、その値段のというような話聞きましたけどもね、その中で再度協議を、一時的でいいからして、長期的には私は港の開発がありますからそれはまだわかるんですが、再度そのことについて、私は一番適当な場所として思います。そういうふうなことを含めて検討をしていただきたいということで、一応これを切りたいと思いますがいかがですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） あのやまやさんの場所につきましては、文化財の金石城ほか保存計画の

整備委員会の中においても、あそこの金石城、万松院それから清水山城、この3つの文化財、国指定の文化財ゾーンのエントランスゾーンとしてのつくり込みをきちんとしなさいということが、国の文化庁のほうからも指示されておるところでございます。そこの整合性も考えながら、今おっしゃられることについて、財政との当然絡みも出てきますが、巖原、あそこの城下町としてのつくり込みをきちんと視野に入れながら、計画等も考えていきたいと思いますが、当面地権者の方とも一度協議に入りたいなとは思いますが。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） そういうことで、私も、次に進めさせていただきます。

豆酩の問題は、私も現場に行ってみたら、なるほど大型同士の会えばバックをずっとせにゃならんなどというのはわかったんですが、まあ離合場所をあまり、その、ようけつくるんじゃないけども、先ほどの答弁では、やはり対応を一部せにゃいかんところもあろうということでもございましたので、ひとつ道路専門の皆様と協議のうえ、スムーズな流れがなるようお願いして、そういう理解としてよろしいでしょうね。先ほどの答弁はそういうお答えでございましたが。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） そのように考えていきたいと思えます。ただし、大浦議員も既に御存じかと思いますが、この豆酩崎、尾崎山と言いますけども、この土質っていいですか、岩質っていいですか、これが頁岩で、東側に斜めに傾いている岩質でありまして、今、ずっと崩落している状況がございます。そういう岩質、土質等を踏まえ、本場で退避場所としてつくれる場所等をきちんと見つけなければいけないというふうな考え方でありますので、今しばらくお待ちください。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 土地のことをさっきから言っておりましたが、例えば市が公共的土地を取得をする、こうなれば土地の開発基金というような基金を運用する、使うということになろうかと思いますが、例えばNTT跡のことを含めて、いろいろな巖原市内のことがございますが、基金の残高は、副市長、幾らになっておるか現在の内訳をお聞きしたいと思います。対馬市にその土地を買うひとつの基金が幾ら残高があるか。

議長（作元 義文君） 副市長、大浦義光君。

副市長（大浦 義光君） 今の御質問ですけれども、約8億1,500万。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 執行権者は市長ですから、先ほどの丸和の土地も長期的にはいろいろ積み立てをして、そういうふうな方向で検討を、私はお願いしたいと思います。個人的にはそういうふうなことで努力していただきたいと。で、長期の中でそういうことは可能かもしれませんが私には期待したい。そして、市が活用するような方向、方針を、あの地区に持ってほし

いと思います。

次に進みます。（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 先程、副市長が8億1,500万というお話をしましたが、これは土地基金総額の方でございます、土地で保有している部分、それから現金で保有している部分、2種類がございます。現金につきましては3億4,600万ということで御理解をいただきたいと思っております。残りについては、土地のまま保有をしていると。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 介護保険法の運用ですが、二百数名の方が対象にあるということで、前向きな検討を通所型にしたいと、するということですが、これは何年度から、あるいは21年度途中からやるのか、その辺については福祉保健部長を含めてその検討されておるならば具体的にお話を聞きたいと思っております。

議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

福祉保健部長（扇 照幸君） 今年度から取り組んでまいりたいと思っております。まず、通所型介護予防事業の実施要綱を、今年度策定をいたしまして、その要綱に基づきまして事業所の公募を行いたいというふうに思っております。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 最後になりますが、時間もございません。で、法定外公共物管理条例の運用の中で、先ほど、まあ裁判があったとか、あるいは原状回復の命令が過去にあって、現在に、まあ、進んでおらない、現場の回復が、その中でいろいろなトラブっておると。で、市長、私はですね、条例がある以上、これはやはり争う世界はなるだけせずに、話し合いでこの問題を解決するにはどうしたらいいかというふうな思いで思っています、心の中は、で、1つ検討してほしいことは、現行の中で現場がその非常に無理がいて、交渉が難航しておるといふようなことも耳にしたんですが、機能交換という、いわゆる水の流れを1カ所に集中するのではなくて、分散する方式、方法が現場で取れないかということ、できればいろいろな角度から検討していただきたい、ないかどうか。その努力は1つあるんじゃないかというふうに、自分では思っております。ですから、14条にあります原状回復のことを、過去の首長が公文書で、いわゆるそのしなさいというふうな達しを出しております。なかなか現場が難しいというふうなことで回答もあつとることですが、いずれにせよ、これを解決するためには、一部機能を交換するという、流れる場所をほかに検討できないかというふうな中間案が、仲介案が、私はあってもよいと思っております。その辺の検討について、市長どう思われますか。専門的じゃあないと思っておりますが、建設部長の答弁も含めて、そういう可能性がないかどうか、もしよければ建設部長、その辺のことはい

かがですか。もしよければ、支障がなければ、現場のことなんです。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） できれば争わないのが一番いいんですが、訴えられたのは私どもでありまして、私どものほうからそのあたりについて提示をしていくというのいかなものかというふうに、私は思っております。今おっしゃられた、その機能交換ですか、という方も、それはもしかしてあるのかもしれませんが、その前に、私どもは訴えられたほうだという立場で物事を対処していきたいというふうに思っております。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 1分しかありませんから。

訴えるとか、訴えんとかいうことは事実あつてますが、原状回復について、市がその管理上させる責任があるというふうなことがうたわれているわけですから、それが時間がなかなか経っても進展せんということであつたんでしょ。双方の、左も右も、私は味方することなくこの場所におらにやいかんわけで、大事なことは、原状回復をせにやならんということ結論を出しとる以上は、裁判があろうとなかろうと、最終的にはやらにやいかんということだけは、私は結論だと思ふんです。その辺は、なぜ、裁判をされたのかというふうなことに私は思ふ。最初から話し合いをして、この問題をやらにやいかんと思ふんです。ですから、もう、どう進んだにしても、残るは、私のさっき申し上げたようなことが最後の手段かなと、こう思ふ。で、そういうふうな行政訴訟ですから、簡単に言えば、あまりそのいい形ではない。できればそういうふうなことで、私は、財部市政の中で検討していただきたいと、そういうふうな思ひでございます。

時間が来ましたので、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（作元 義文君） これで大浦孝司君の質問は終わります。

.....
議長（作元 義文君） 午後は1時10分から再開いたします。

午前11時55分休憩

.....
午後1時09分再開

議長（作元 義文君） 報告します。齋藤久光君より早退の届け出がっております。

再開します。

次に、20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） 改めまして、皆様方こんにちは。冒頭に、市民の皆様方に、この場をお借りいたしましてお礼を述べさせていただきます。このたびの選挙におきまして、市民皆様方の絶大なる御支持、御支援をいただきまして、当選の榮譽をいただきましたことを、改め

ましてここに厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

選挙遊説で島内を回らせていただきながら、市民皆様の声をいろいろと聞かせていただきました。今、冷え切った対馬に活力を取り戻すために、これからの議会において信念を持って市民市政発展のため取り組んでまいります。市長及び理事者の皆様方、どうぞよろしく願いたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は、常備消防の職員の勤務体制と各出張所の統合についてであります。

各出張所の職員の配置が足りないために、業務に支障を来していると思われませんが、現状をどのように考えておられるのか。また、今後各出張所の統合も考えていくときに来ていると思われ

ます。

内容につきましては、常備消防につきましては、現在、各出張所の職員は10名配置されております。1小隊5名体制勤務であります。出張所の所長が外れ、2小隊は4名になります。また、救急車を出勤させるときは、絶対3名搭乗しなければなりません。4名の勤務体制のときには、代理勤務を1名、だれか頼まなければなりません。そのような状態がずっと続き今日までできております。一般的な職場の勤務体制とその時間は、消防の職員の皆さんには、かなりの差があるように見受けられます。市長、内容的にどこまで御存じなのかお伺いをしたいと思います。

2点目は、曾ノ浦港の港湾整備についてであります。

位之端の港湾ができたようにありますが、集落の状況から見ても半分ぐらいの完成しか見えません。地元の要望をどのように聞き入れてあるのか。また、遊説で回りましたが、集落の中央であります。できた道路と取り付け現道が曲がりにくい状況にあります。完成したばかりかわかりませんが、改良の余地があると思われ

ます。

3点目は、対馬ソウル間の国際航路についてであります。

6月5日の対馬新聞によりまして、国際航路のことはよくわかりました。また、市長の25日の行政報告で内容的なものもわかってまいりましたが、今後の受け入れ体制をどのような考えを持って対処していかれるのか、具体的な市長の考えを伺いたく思います。

なお、市長答弁の後、自席より再質問をさせていただきます。よろしく願いたします。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 中原議員の御質問にお答えします。

まず、第1点目の「常備消防職員の勤務体制の問題と出張所の統合」についてであります。

平成21年4月1日現在における消防本部の勤務人員は総員81名であり、このうち3名が事務職員です。さらに5名が消防学校において、8月末まで初等科教育中でございます。したがって、現場活動に従事する消防吏員は、消防長以下73名の体制で行っており、人員不足に関

して過渡期的状況にあるという認識は十分持っているところであります。

このような状況は、平成18年度から行われました職員の早期退職制度によるところもありまして、消防だけではなく各部署とも手不足な状態でやりくりをしているところです。

御指摘の、特に「出張所における職員の配置不足」というものは、過渡期的状況が解消された後の出張所10名体制におけるものというふうに考えております。

この状態において、2週間に1度の割合で夕方から翌朝まで1名の欠員が生じる体制が現状であります。出張所の最低人員を3名としておりますので、欠員補充勤務について職員には、勤務人員が4名のときに休ませ、時間のバランスは取っております。

消防本部のほうでは、平成28年及び30年に職員の大量退職期を迎えます。これに対して、平成17年ごろに、当時の「財政再建・行政改革推進課」などの関係部局を含めた協議を行いまして、議会の議決をいただき、平成19年条例第10号を定めたところであります。

この条例の附則には、定員の読み替え規定がございまして、職員定数が最大98名とする期間がありますので、こういった期間は現体制の再構築を考えるよい機会と考えております。

出張所の統合につきましては、救急隊の現場到着に要する時間が、平成18年の全国平均では6.6分なのに比べて、対馬では9.6分となっております。統合いたしますと、さらに時間を要することとなりますので、将来予測される当市の人口減による消防事業等を勘案し決定すべきものと考えます。

こういった大きな問題が組織統合の前には横たわっておりますが、対馬市の将来を見据えたうえで統合問題を考えるとき、斬新でありながらも、より慎重な考え方が求められてくるものだというふうに思います。

次に、2点目の曾ノ浦港の港湾整備でございます。

県管理の曾ノ浦港湾は、対馬東岸の中央部に位置し、岬に囲まれた入り江になっている天然の良港で、対馬市屈指のイカ釣り漁船の基地港でもございます。整備前の本港湾の現状は、イカ釣り漁船などの漁獲物の物揚げ場などの漁船への対策施設が未整備で、漁業活動に支障を来していた状況がありました。この漁業活動の支障を解消するための物揚げ場の整備を始め、主要地方道までを結ぶ臨港道路や防波堤の整備が平成4年度から着手され、平成20年度に完成いたしております。事業の概要につきましては、物揚げ場180メートル、臨港道路幅員4メートル、延長460メートル、防波堤150メートル、総事業費約28億円の整備事業でございます。

この港湾整備に当たって、地元の要望をどのように聞き入れてあるのかとの御質問でございますが、事業実施に当たっては、まず将来構想を思い描いたたたき台の素案の計画をもとに、地元や関係者への説明会を実施し、要望、意見を拝聴し、必要であれば修正、見直しを行い、実施計画を詰めていくのが通常の形でございます。事業を実施する側といたしては、定められた基準や

制約の中で、できる限り地元や関係者が望む形、状況をどう構築してやれるかを前提に取り組んでおられます。本港湾の実施計画につきましては、地元説明会などを頻繁に開催し、当初の計画から現在完成になった計画への変更につきましても、地元説明会が開催され、協議を重ね、調整を図りながら、港湾整備事業の主旨について理解を得て事業を実施してきたとの県側の説明を受けておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、臨港道路と取り付けた市道が通りにくいという状況にあるが、今後の方針ということでございます。この件につきましては、臨港道路と既存の市道との接続部分は、侵入する市道の幅員が大変狭いために曲がりづらい状況に、確かにあります。このことにつきましては、既に対馬振興局港湾漁港課と協議をいたしまして、隅切りを検討するとの回答を既にいただいております。

次に、3点目の、対馬ソウル間の国際航路につきましてお答えします。

国際チャーター便の就航計画につきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、平成20年6月にハンソ宇宙航空社、現在のコリア・エクスプレス・エアー、略称でK E Aと申しますが、そこから対馬港湾行政連絡会議の中に、国際チャーター便計画が表明され、就航に向けた関係機関との調整や諸手続が、K E Aを代理して国内のハンドリング会社である千葉県エアロ・ワークス・インターナショナルにより進められております。

国際チャーター便の就航許可に当たっては、国土交通省から3つの条件が付されております。まず、C I Q、税関、入国管理局、検疫所との調整を図ること。2つ目は、日本国内に支店を設置すること。3つ目に、エックス線検査装置、金属探知機の設置を行うということであります。

K E Aでは、これらの許可条件をクリアするために、各関係機関との協議や調整を行い、C I Qとの調整や日本国内に支店を設置することなどの諸条件の解決に努められております。

その中で、K E Aからエックス線検査装置の設置に係る、財政的な支援や空港施設使用料の減額などが、県及び市に会議の中で要望されております。しかし、今回運航が計画されておりますのは国際チャーター便であり、継続的な運航について現段階では不確定な要素が多く含まれており、対馬市としての財政的な支援は困難であるとの回答を行っており、エックス線検査装置等、検査機器導入については、運航会社が行うべきものであるとの判断に立ち、市での設置は考えていない旨の回答を行ってきております。県においても、県営空港検査機器設置事業補助金実施要綱が設けられているものの、国際チャーター便については補助金の適用を受けることができない旨、K E Aへ伝えられたところであります。

国際チャーター便の運航につきましては、以前にも大韓航空によりB 7 3 7 - 9 0 0、1 8 8席の飛行機でございますが、この飛行機による運行計画がありましたが、受け入れ施設の問題や給油問題等の解決を図ることができず、採算性の面からも断念された経緯がございます。

今回のKEAは、就航に当たっては諸問題をクリアしてきており、エックス線検査装置につきましてもKEA側で準備を行うということで、国際チャーター便就航に向けた国土交通省への諸手続が進められ、6月22日にチャーター便の許認可申請を国交省へ提出し受理されており、許可の後、7月には正式就航が予定されております。

対馬市といたしましては、景気低迷の中、減少する観光客を地道に増やしていくことにより地域の活性化を図っていく必要があります、地域に人が残り、地域を守っていくことは、島を守り、ひいては国境に接する対馬においては、国を守っていくという使命を果たしていくことができると考えております。外国人観光客の受け入れに対して、観光客のマナーの悪さなどが取りざたされておりますが、今後さらなる交流の拡大及び地の利を生かした外国人観光客の受け入れを進めていくうえで、避けては通れない課題であり、現在観光物産協会と一体となって、お互いの文化や生活の違いを理解するためのパンフレット等の作成や配付など取り組みを進めており「アジアに発信する歴史海道都市対馬」として、今後も観光交流の拡大に向け、真摯に対処していく所存でありますので、御理解を賜りたいというふうに存じます。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） 市長、消防署の年次休暇代勤代休のこういう一覧表は見られたことはありますか。代休簿ちゅうやつですね。（発言する者あり）はい。代勤代休簿を見られたことがありますか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） こちらまで決裁が上がってきませんので、見たことはございません。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） これでいきますと、平成15年に代勤の回数1,323回に伴いまして、この平成20年には2,315回、992回の上回った代勤の勤めをしておるわけですね。そして、また、そのときの代勤の時間数ですね、平成15年では4,655時間、約ですね、20年では6,634時間、約1,979.24時間、2,000時間にも及ぶ、全体の人数からの時間ですけれども、かなりのオーバーになっております。また、代休の回数、平成15年は571回に伴い、平成20年は904回、333回の代休を取ってある状況にあります。

このようなときに、やはり、1名不足して、各出張所が1名不足のために、いろいろと今市長がバランスを取りながらやっておるという答弁でありますけれども、1名のことで大変出張所は苦慮してあるように見受けられます。そして、また、消防の施行令では、救急車に乗るときは3名になっておりますが、火災のときに出動のときは消防組織法の整備指針の中においては、消防ポンプ自動車は5人と、本部自動車1台につき5人とするという、そのこれがちゃんとうたつてあるわけですね、搭乗員がですね。だから、この5人とするところからすれば、全くの、今の

出張所の所員では足りないわけですね。いろいろと非番の方や何かを、携帯電話等で呼んでみても、当初から乗り出すときの5人がおらないと出勤してはできませんよという、こういったうたい方があるわけですが、この件に関して市長どうですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 消防署の業務というのが、さまざまな制約の中で動いてあるということは前から話は聞いておりまして、さらに出張所が確かに10名という単位の中で、第1、第2小隊が5名、4名という割合、人数で、所長さんの日勤の分を入れながら物事をやっていくということで、大変いっぱいいっぱいのところで物事を今やってあるということで、先ほどの答弁でも言いましたが、今この過渡的な状況をどうかしてこなしていってもらわなければいけないというふうに考えております。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） 人員をふやせば、それだけまたいろいろと出費が多くなると思いますけれども、やはり生命、財産を守る消防署職員の考え方とか、もう少し対馬に配置する人員は、それなりの人員が要ると思うんですね。これだけ、今、先ほど言われました、到着時間が遅くなるとかあります。そうなることによって、なおさら人員が少なければ、人員がそろってまで待つかなかできんちゅう状況にあります。そしたら、なおさら到着時間が遅くなると思いますよ。また後で統合の問題も話をしますけれども、そういったときに、職員が少なければ少ないように、そろそろ考えていくときに来とるんじゃないかなあと思うもんですから、私はこの問題を今提起しております。

それと、昨年はお二人の方が亡くなってあります、消防職員。一生懸命頑張られて、家庭においても所帯主の中心的な役割、消防署においても中心的な40代、50代の、ばりばりの方がお亡くなりになっております。このようなとき、また、そして、この3月には3人も、20代が1人、50代が1人と、消防署をやめてあります。こういった亡くなった方とかやめられた方とかちゅうのは、市長、何か原因があると思うんですね。消防署がそんなに働きづらい職場なのかなあと、私1人考えるだけでしょうかね。市長、この辺どうお考えになりますか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かに、昨年職員が亡くなりました。大変心を痛めたところでございます。なぜそういうことが起こるんだろうというふうに、消防長に来ていただいてお話を聞いたところでした。そして、若い人が、昨年確かに3月末にやめられました。これについて理由を尋ねましたところ、若い人方につきましては、次なる展開っていいですか、いうこともあったとも聞いておりまして、今の勤務実態と直接的な関係はないというふうに、若い人については聞いておるところであります。

できれば、中原議員さんがおっしゃられるように、みなさんが健康で、そしてずっと勤め上げていただきたいという思いは重々持っておりますが、そのために、じゃあ統合を進めた場合、先ほどの6.6分が、全国平均が6.6分が、今の現状の対馬は9.6分という中で、統合することによって当然それよりも時間がかかる状況というのは、もう短縮されるということは考えられないわけでありまして、そのあたりで大変悩ましい、私自身問題だということで、正直申し上げて苦慮している問題でございます。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君）ほんと、この2人ですね、お亡くなりになられた方は、ただただ御冥福を祈るばかりでありますけれども、やはり、日ごろのこう蓄積ですかね、体内、人間の体はだれしもわかりませんが、何かのこう因果関係があったのではないかなと、私は全然ないとは言えないんじゃないかなと思うわけですね。やはり、家庭も振り返らずに、いつ何どき出勤が要請があるかわからない、非番のときでも気が気でないという、そういった体制を取ってあったと思うわけですね。そういったところを、やはり市長、考えていくべきやと思うんです。やっぱり、職員の増員は、無理のいかない働きやすい職場にしなければならぬんじゃないかなと思うんです。それができなければ、やはり統合も視野に入れていかなければならぬんじゃないかと思います。ただ、今言われる到着時間は決して早くなりません、はい。その点が問題であらうと思います。だから、道路もますますよくしていかなければならないと思います。いろんな関連が出てくると思います。

また、若い方は、市長が先ほど言われますけれども、1人はいろいろな自分の将来の思いたちがあるということで、進路を変えられたということも聞いておりますけれども、1人の方は、やはり自分の体調不良で、そういった、やっぱりついていけないというところがあったように見受けられます。若い20代の職員が、市役所の職員の方でそんなにやめられる方は、まずおられないんじゃないかなと思います。いかに、やっぱり消防は、労力、体が資本ですので、体がないと勤めもできないんじゃないかなと、普通の一般職の職員と違いますので、そういったところの健康が一番ではないかなと思う次第なんですね。そういったところ、市長、この亡くなられた方をどうのこうのじゃなくて、そういった因果関係は幾らか蓄積を私はあると思うんですが、どのようにお考えですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君）因果関係につきましては、まあ、あるのかないのかにつきましては、まだそこは検証してはおりません。まあ、今のこの、特に合併後、勤務体制というのが過酷な状況に置かれてると、御指摘のとおりでございますが、その方の、亡くなられた原因というのがその勤務体制が直接原因だったのかと言われても、それは私は、今ここで即答はできないという

状況であります。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） 今、救急救命士が足りないですよ、まだですね。救急救命士が足りないというところで、救急救命士の1月に35時間もオーバーする人もおるそうなんです、勤務がですね。今もっか皆さん勉強してありましょけれども、各町にまだ今4名体制ですかね。各町に5名いたほうがいいという話も聞いております。あと、3名ぐらい、約、足りないとかいう話ですので、こういったことをやはり消防長、一生懸命職員の方にも勉強していただきたいなと思います。それで、普通の勤務の方でも聞く話では、1月で約7時間、多い人で15時間オーバーする、これが一般的な時間オーバーらしいですから、だから、それで先ほどの時間数が1,979時間、七十七、八名の方のですね、そういったふうな時間になります。

火災のときの、その出動、消防ポンプ自動車に搭乗するその隊員の数が、1台につき5人とするとはいふことは、市長、御存じでしょう。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 正直言いまして、救急車の話は以前から何度も3名の話で、私も耳にたこができるほど聞かされておりましたが、消防自動車の分につきましては、いろんな形式のその車ですね、それがありますので、私はそれがきちんと5名という話は、私の記憶の中では正直言ってありませんでした。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） また、後で消防長のほうから、この資料をもらっていただきたいと思います。先ほど私が資料を持っておりましたので、消防長にも聞きましたけれども、消防力の整備指針、消防ポンプ自動車の搭乗員等に、第29条というところでしっかりと載っておりますので、やはり、やっぱり緊急、火災が発生したときには2名や3名で行かれてもどうもなりません。で、そういったホースとか、いろいろな鎮圧を行う場合に、それぞれの効果が得られる場合にあっては隊員の数を4人とすることができるとまでうとうとてあります。ですから、最低は、どうしても4人は必要かと思えます。

非常備消防でも、小型動力ポンプの場合は1台につき4人とすると、そこまでうたってありますので、各集落にある小型ポンプ自動車も4人、大体おって出動すると。そうでないと、火災現場に行ったときに火災が消しにくい状況にあるというところの指針のようにあります。できますなら、この5名体制の状況をつくっていかねばならないと思いますが、これについてどうですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 先ほど申し上げました職員の定数、対馬市職員定数条例の附則で掲げて

おります、柔軟に対応していく予定でおりますので、その範囲の中において物事を組み立てていきたいというふうに考えます。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） できますなら、早急な対応を取っていただきたいと思います。それと、この体制づくりは、消防署発足当時からほとんど変わっていないと思います。26日にも小田議員の質問がありましたが、上県出張所の問題におきまして、約10年近く前からわかっていても、そのまま建物を移設がなかった。いかにその塩害がひどいか、市長、わかりますかね。車に例えたときに、海岸近くにいる車と山辺にいる車とでは、かなり腐食の程度が変わってくると思いますけれども、そのところほどの程度の認識を持ってありますか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 塩害の話がありましたが、それ以上に、佐須奈の消防署につきましては、大潮による、そちらの対策が必要だというふうに思います。塩害はほとんどの対馬の、私の車にしても、どこにあっても、塩害というものはあろうかと思っております。

小田議員の質問の際に答えさせていただきましたとおり、佐須奈の出張所につきましては、今回の事業等、臨時交付金等の事業として物理的に可能であるならば、そこをクリアを、今回でもクリアしていきたいという考えには変わりはありません。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） やっぱり、消防車や救急車が塩害になりますと、長くもてないと思います。早急な考え方が必要かと思えます。そのようなときに、峰と上対馬の出張所は建築後34年、豊玉、上県出張所は35年経過いたしております。建物も見つ場合、あちらこちら、朽落箇所が多く見受けられます。また、休憩する仮眠室にしても、全く改装されずに今日まで来ておるんじゃないかなと思います。市長は仮眠室というか見られたことありますか。豊玉出張所でもなんでも構いませんが。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 消防署の事務室までしか入ったことはありません。仮眠室までは正直言います、のぞいたことはないのが事実です。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） 豊玉とか上対馬出張所とかですね、上対馬出張所が特にひどうございます。ぜひ1回出張所を把握していただきたいと思います。

今の時代にそぐわない仮眠室だと私は思います。1晩寝たら、もう、とてもやないけど、2晩目はもう私はいいですよという遠慮したいぐらいの状況にありますので、市長、きょう帰りにでもちょっとのぞいてください。豊玉、あそこを歩いていかないと、わずかな時間ですからね、ぜ

ひ見ていただきたいと思います。これは、先の議会において、総務文教委員長も議会的には報告をしておったところでございますけれども、全く改装されておりません。環境整備も大事なところじゃないんじゃないかと思えます。

そういったとき、救急出動していれば、何度も言いますけれども、もし火災が発生すれば、勤務している人数が足りません。道路事情も先ほど言いましたように、道路事情もあります。しかしながら、各出張所の統合を考えていかなければならないときに、私は来ておるんじゃないかなと。職員の人数をふやすのがやりにくければ、そうせざるを得んのではないのでしょうか。また、その出張所にしましても、建て替えどきに来るとるんじゃないのでしょうか。どうですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かに35年、34年という年数を聞きますと、あの構造から考えますと、そういう時期が来ているのかもしれませんが、中原議員のほうから統合というのを進めてもいい時期が来たのではないかというお話がございましたので、1歩進んでそちらの研究に入りたいというふうに思います。

まあ、建て替えてという問題につきましては、また財政的な問題が大きゅうございますので、じっくりと研究したいと思います。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） ぜひ、消防が働きやすい職場であるとPRができるような環境づくりをしていただきたいと思います。

次に移らしていただきます。その国際チャーター便の計画につきましては、市長も行政報告であっております。きのうの新聞によりますと、7月1日から就航するとも聞いております。そして、何か、きょうも来るとかちゅう書き方もしてありましたですね、対馬新聞にはですね。

それで、その、どのターミナルをどのような受け入れ体制をとって行かれるわけですか。ターミナルも何も要らないんですか。受け入れ体制も、やっぱりエックス線検査なんかもしないんですか、CIQの状況もありましょうし。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 私が聞いた情報によりますと、以前の対馬空港ターミナルですね、古いほうのあちらを使うというふうに聞いております。それと、答弁でも申し上げましたとおり、エックス線の検査機器等、金属探知機等については、KEAのほうが用立てをして、その体制をつくるというふうに聞いておるところです。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） そのときですよ、これは6月5日の新聞ですけど、大浦副市長の名前しか出てきてないんですけども、財部市長は出張が何かで会ってないと思えますけども、

そのときに、韓国のその航空会社は「対馬に航空学校の設立も考えており、現在日本の航空教育は他国に行っているようだが、これからは対馬でも学べるようにしたい」と、当社のプランを明かしたと新聞には書かれております。そして、また、大きく「対馬市は要望を断る」というところまで載っておりますけれども、先ほど市長が言われたエックス線の設置に600万程度の経費がかかるので、それは対馬市としては難しいという、厳しいという書き方がしてあります。

それで、先ほどの報告では、エックス線は航空会社でやるということでございますので、まあなるべくお金はかけずに観光客には来ていただきたいもんですけれども、観光客は今交流人口を増やしていかなければ、対馬の活性化につながりません。この、もしですよ、航空学校でもできるようになりますとすばらしいことになると思います。対馬の学校が、今、廃校があります。このようなところを利用していただければ、ものすごい、また、市のほうもよくなりますし、経済効果はあると思いますが、市長どうですか、ここは。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 確かに、このKEAさんは、航空大学校ですかね、そういう、正式には名前ちょっと私も存じ上げませんが、そういう大学がある意味母体となっている会社だというふうにも聞いておまして、そういうお話が出たと思うんですが、先ほど中原議員がおっしゃられましたように、きょう、韓国のほうから対馬空港のほうにチャーター便ですかね、プライベート便ですかね、それが到着したというのを、先ほど昼休みに聞きました。そういう中で、一応7月に向けた、この航路開設のプレイベント的なものが5時からあるというふうにも聞いておりますが、その中に、その大学の副学長さんですかね、航空大学の、そういう方もいらっしゃるようにも聞いております。そういう中で、正式、まあ正式っていいですか、恐らくそういうお話も改めであるのかなとも思っております。今後そういうお話をきちんと聞いて、精査して、対応していきたいというふうに思います。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） ぜひですね、市長、企業誘致でですよ、去年はほんと足が棒になるまで飛んで回ったという、行政報告の中にもありましたけれども、私は逆に韓国に、ソウルにまで市長、これ飛んで行ってもらって、こういった航空会社と相談をしていただいて、ぜひ、そしたら航空会社を対馬につくってくれんかとか、こういう対馬には立派な学校が廃校に、そのままありますよとか、そういったところの話も、今それこそ企業誘致になるんじゃないかと、大きくなると思いますよ、これは。そうしますときに、日本全国に限らずに、飛行機のパイロットを目指す方は、この航空会社に勉強に来られると思いますし、そのときには対馬の経済効果が大きく変わってくると思う次第でありますし、対馬市がそれだけ皆さんからわかられると思いますので、ぜひ、そこんところは頑張ってくださいと思います。

次に、時間がありません。位ノ端の港湾の問題ですけれども、市長も地元説明会をしながら、今の道路になったという報告ですけれども、これ、何年か前の図面かわからないんですけどね、きれいな青写真が県のほうから地元に出されて、今、完成した道路の反対側に、曾から、位ノ端の出張所まで道路がつく状況の青写真でございます。

これを見ましたときに、すばらしい青写真ができておるにもかかわらず、櫛の方向から今の臨港道路ができた。これは地元にも説明があったという県のほうですけれども、地元はなかなか納得していないようにあります。ですから、急に言うてできない状況にはわかりますが、今後、今の臨港道路ができた状況を、曾側の、曾のほうのホドキというところまで、ホドキ浦ですね、約950メートルの臨港道路をつくっていただければ幸いになるんじゃないかなと。やはり、台風のと きなんかは、波の打ち上げている場所もあるそうですので、そういったことがいろいろと困っていきますし、物揚場とかは今度は、もう、今現在できておりますので要らないと思いますし、ぜひ、臨港道路の建設を県のほうとも協議をしていただきたく思います。どうですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） この曾ノ浦港の港湾の問題につきましては、整備が今回で完了したということの認識で県はいらっしゃいます。そういう中で、今後これを港湾として扱っていくということは大変難しい状況に今陥っております。そして、ホドキ浦ですかね、そちらに向けての今道路が、岬周辺を巡っておるわけですけれども、それは建設海岸、護岸としてつくられたものでありまして、もう補助が入ってる部分であります。そういう中で、なかなか港湾で物事をやっていくというのが不可能な状況に陥っているというふうに報告を受けております。そうなりますと、逆に山手側を市道の拡幅という形でやっていくしか方法はないのかなというふうにも思いますが、いかんせん延長が700メートルあります。そういう中で、今後の補助事業というのも見つからない状況なのかなと。あそこの路線を見たときにですね。今後、十分な内部協議をし、どういうふうなやり方でやっていくかということの検討期間が必要だというふうに思っておりますし、建設護岸の管理者である県とも十分な協議等、指導も受けていかなければならないというふうに思っているところであります。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） これはすぐ片づく問題ではないと思います。まあ、地元の要望も今からあると思いますので、十分聞き入れてもらいたいなあと思います。

それと、現道との取り合いの部分は、今隅切りの部分は、工事をしていただくという県側のことでありますので、なるべく早急にやっていただくように念を押していただきたいと思います。

それと、話は戻りますけども、対馬ソウル間はチャーター便で、こっちから乗って行くことができないそうですね、今のところはですね。だから、先々は行けるように、ぜひそちらの交渉も

していただければ、対馬の国際航路としての重要な役割は1つできるんじゃないかなと私は思いますので、その点どうですか。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 私も、恐らく相互乗り入れっていいですか、そういうもんだと最初はざっと思っておりましたが、最近になって話を聞きますと、向こうで乗って、そしてこちらから新たな人は乗せずに帰るといふ、そういうふうな便で国交省なりの許可が出てるんですかね、そういう申請をされてるといふふうに聞いておりました、ああ、こちらからの乗り入れはだめなんだと、当面はですね、というふうに聞いております。まあ、十七、八名乗りの飛行機のようにあります。これから先、ソウルもしくは大邱ですか、そちらのほうから入ってくる、機種が変わって大型化していく中で、そのような相互の乗り入れができるようなことが可能になってくるんじゃないかと思っていますので、まずもって道を開いた、この十七、八人乗りのやつが恒常的に運航をしていただくことをまずは願っておるところです。

議長（作元 義文君） 20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） ぜひ、相互乗り入れができますように、国際航路としての役割ができますように、市長、任期中の間にぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願います。

最後に、地域振興に対して、国からもいろいろと交付金が出てきております。その交付金を対馬においては、これだけのことをしてきたと自負できるような計画を立てていただき、市民皆様方の暮らしに活力を取り戻せるまちおこし、市政づくりをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（作元 義文君） これで、中原康博君の質問は終わります。

.....
議長（作元 義文君） 暫時休憩します。開会は2時10分から願います。

午後1時58分休憩

.....
午後2時09分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

次に、7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 一般質問の前に、先の市議会議員選挙において、浅学非才な私に対し過大な審判を頂き、この場をお借りし衷心より厚くお礼申し上げます。今後4年間、議会人としての誇りと自覚を忘れず議会活動をしていくことを市民の皆様にご約束をいたします。

それでは、一般質問をさせていただきます。

地方分権により、分権型社会の主役たる本市においては自己決定権が拡充し、これまで以上に幅広い分野で大きな役割を果たすことになりました。これはまさに、地域間競争の到来であり、本市においても行政能力の質的、量的向上がなければ、他市との格差がますます拡大すると懸念されていることが現実になってきております。

協働型市政への改革と創造への挑戦のもと、サイレントマイノリティーとも称される市民の皆様の声に、真剣に耳を傾けることを念頭に全力を傾注し、将来の対馬のあるべき姿を模索してきたと自負する就任1年目の財部市政にお尋ねいたします。

それでは、地域活性化生活対策実施計画についてお尋ねいたします。

先に政府においては、平成20年第2次補正予算において、地域活性化等に資する事業、または生活対策を実施し、積極的に地域活性化に取り組むことができるように交付金制度が創設されました。これを受け、本市においても同様に実施計画がなされているものと期待いたしておるところであります。

その実施計画が地域再生戦略に沿った事業で、地域成長力強化としての農林水産業、地場産業の活性化、観光交流等の対策施策であるのか、また、地域生活基盤の確保としての医療、福祉、情報通信、生活交通等の施策になっているのか、これらの計画が今の対馬の現状に即したものになっているのか、はなはだ疑問を感じる施策が見受けられますので、その中の1点につきお尋ねいたします。

地域活性化生活対策実施計画のうち、平成21年度体育施設費の補助金として、佐須老人クラブへ800万計上されております。内容については、平成21年1月5日、市長あてに佐須老人クラブから雨天ゲートボール場建設に伴う要望書が提出され、市長部局から、同年1月13日に教育委員会が受理されております。同年2月18日、第3回対馬市教育委員会において平成21年度の予算審議がなされ、了承され、対馬市3月定例会に上程、可決されております。この体育施設費の補助金について教育委員長にお尋ねいたします。

第1点目として、本市において体育施設と社会体育施設の違い、それぞれの施設の整備状況と今後の整備目標、同時に今後の社会体育施設の整備は民間主体として補助金を交付するのか教育委員長にお尋ねいたします。

第2点目として、平成21年4月28日、対馬市社会体育施設整備費補助金交付要綱を委員会に上程、同年5月1日から施行する附則をつけ承認されていますが、この要綱の目的は佐須老人クラブへ800万の体育施設費補助金を交付するために、わざわざ委員会に上程されたのか、教育委員長にお尋ねいたします。

第3点目として、この体育施設費補助金は、対馬市補助金交付規則に該当するのか、また、体育施設費の補助金であれば、当然、対馬市契約規則第17条随意契約に該当せず、対馬市建設工

事執行規則に沿った入札方法を取られるのか、教育委員長にお尋ねいたします。

第4点目として、この体育施設費補助金対象である雨天ゲートボール場の建築確認申請はなされているのか、また、その申請者は誰なのか、同時に事前着工の疑いがないのか、教育委員長にお尋ねいたします。

第5点目として、対馬市社会体育施設整備費補助金交付要綱の第3条の対馬市単体行政区及び団体等となっているが、佐須老人クラブを団体として扱うのか、扱うとしたら、法人格のない佐須老人クラブに第7条(4)の施設の廃止に伴う撤去経費等はすべて申請者の負担とするとなっていますが、誰にその義務を問うのか、教育委員長にお尋ねします。

第6点目として、ここ数年財政再建途上の本市においては財政的余裕がなく、条例規則等に該当しないとの理由から、市民からのさまざまな要望を断っておられましたが、なぜこのたびの陳情については、新たに対馬市社会体育施設整備費補助金交付要綱を策定してまで受理されたのか、教育委員長にお尋ねいたします。

第7点目として、平成21年2月18日、第3回対馬市教育委員会において、体育施設費として平成21年度の予算審議がなされ承認されていますが、この時点では対馬市社会体育施設整備費補助金交付要綱は存在せず、一体どのように審議されたのか疑いを感じると同時に、教育委員長、教育長の教育予算の立案に対する資質に疑問をいただいております。教育委員長として、この時期の審議に対し、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

第8点目として、現職の市議会議員を応援する目的で800万円の補助金を出し、その見返りとして、佐須老人クラブがこの市議会議員を全面的に応援したとの風評が飛び交いインターネットにも掲載されております。そもそも教育委員会は、行政介入を排除した教育行政がなされるよう独立した組織であるにもかかわらず、なぜ市長部局から教育委員会に回された時点で、市長部局に対し教育者らしく気骨ある戒めができなかったのかお尋ねいたします。

次に、学校統合の社会的背景について質問させていただきます。

本市における人口は、昭和35年の6万9,556人をピークに、若者の都会への流出、少子化及び第1次産業の不振により過疎化が進行し、平成21年3月末時点においては、3万6,416人と大きく減少をいたしております。年少人口の割合も同様に減少し、平成21年3月末には、小学校児童総数2,133名、中学校生徒総数1,004名、総児童生徒数3,134名となっており、今後小・中学校の小規模化は一層進むことが予想されます。

小中学校の小規模化は、一定の学習集団の形成を難しくし、この状況は人間形成に欠かすことのできない社会性の育成という点では大きな問題を含んでおり、同時に集団社会への機会を奪うだけでなく、学級編成においても男女比率が極端になりやすく、児童生徒の人間関係、教育指導の充実、学校運営等、教育現場への影響が危惧されております。少年期に集団生活を営むことに

より、人間にとって最も大切な社会性、強調性、適度な競争心を自然に身につけるといわれ、児童生徒がこれらを身につけるには、それ相応の学校規模が望ましいとされ、本市においても平成18年2月に小中学校適正配置統廃合基本計画を策定し、具体的な方針及び内容を定めておられます。

その基本方針とは、小学校、中学校ともに1学年1学級以上を対馬市における適正規模と設定されており、平成18年から平成20年の第1次短期計画においては、瀬分校を豆酸小学校に統合されましたが、現在の生徒数は1年生8名、2年生11名、3年生11名、4年生2名、5年生7名、6年生6名の計45名であり、既に複式学級が生じております。

また、同計画において、内山分校、内院小学校、久和小学校を久田小学校に統合する計画でしたが、内院小学校、久和小学校においては、地元の同意を得ることができず、久和小学校については、現在児童数が5名という状況であります。内院小学校においても同意を得ることができず、久田小学校内院分校として再スタートしましたが、現在児童数が6名という状況であります。これらの現状を踏まえ、第1次短期計画をどのように評価されているのか、まずお尋ねいたします。

次に、第2次中期5カ年計画では、平成21年から平成25年までと定め、第3次長期10カ年計画では平成26年から平成35年までと定め努力されておられると推察いたしておりますが、これらの計画で本市における適正規模及び適正配置が図れるのかお尋ねいたします。

平成20年度、21年度の児童生徒数の推移を見ますと、小学校で34名の減、中学校で64名の減となっており、これらを単純計算すると平成30年では小学校で340名減の1,793名となり、中学校で640名減の364名となります。これは、長崎県の適正規模配置からすると、本市においては小学校で約4.92校、中学校で2.02校となります。

対馬の将来は、教員現場に期するところが大きく、今後の教育行政について将来の小中学校の適正規模化についてどのように考えておられるのか、基本的な考え、統廃合の計画についてお尋ねいたします。

次に、期日前投票についてお尋ねいたします。

先の対馬市議会議員選挙において全島を遊説した際、市民の皆様から次のことを要望されました。「母が病気で上対馬町から、現在私の住んでいる巖原町に連れて来て自宅で看病していますが、期日前投票に上対馬町まで連れて行かなければ投票できません。何のための合併だったのか理解に苦しみます。松村市政の4年間、また財部市政になってからも1年が経ちますが、なぜ市民の目線に立った市民サービスが受けられないのでしょうか。合併のツケを負わされるのは住民なんですね」との怒りの言葉でした。地方分権により、行政能力の質的、量的向上がなければ、ますます地域格差が拡大すると懸念されていましたが、本市においてはいまだに期日前投票でさえ住所地でしかできないという現状です。

隣の島々岐市では、平成19年度から、どこの投票所でもできるようになっていると聞き及んでおります。このことひとつを例に取っても、壱岐市に既に2年もの遅れをとっている。本市において、いつから期日前投票においても、壱岐市と同じように住民サービスが受けられるのかお尋ねいたします。

これは、他市との地域間競争時代における行政能力の質的、量的向上の欠落の一例にすぎません。財部市政が掲げる「協働型市政への改革と創造への挑戦」のもと、サイレントマイノリティーとも称される市民の皆様の声に真剣に耳を傾けることを念頭に、全力傾注して将来の対馬のあるべき姿を模索してきたと自負される就任1年目の財部市政が、幾らきれいな言葉を並べても、実務を行う職員の怠慢が壱岐市に何年もの遅れを取っているというのは結果であり現状であります。市長、職員双方が職務の怠慢に対し、みずから責任を取り、お互い緊張感があって対馬の将来があると思われれます。

このたびの選挙管理委員長及び事務局長の職務怠慢に対して、市長はどのように市民に御説明されるのかお尋ねいたします。同時に選挙管理委員長及び事務局長の職務怠慢が、長期にわたり市民サービスに迷惑をかけたことに対する自覚はあるのか、またその責任を当事者としてどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

以後、再質問は自席からさせていただきます。

議長（作元 義文君） 教育委員長、村井成枝君。

教育委員長（村井 成枝君） 阿比留議員さんの質問に対しまして、1の地域活性化につきましては教育部長が答弁いたします。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 先ほどの阿比留議員の質問に対してお答えいたしますが、質問がどんどん出てまいりまして、私もどこからどういうふうな説明をしていけばいいのかなということで、ちょっと不安を感じているところでございます。

議長（作元 義文君） 部長、順次説明をして、そしてまた、阿比留議員がそうじゃないという質問があれば再質問されますので、今、自分が書きとめた部分について答えを説明してください。

教育部長（中村 敏明君） まず、整備目標の件でございますが まず、対馬市の入札の件でございますが、この入札につきましては会計検査等の関係もありますので、教育委員会のほうでその手続等もよく把握をいたしておりませんので、関係各課、建設課等関係各課とで相談をしながら進めていきたいと思っております。確認審査の申請、事前の着工、これにつきまます確認申請等につきましても事業課のほうと協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

団体等という取り扱いにつきましては、社会教育団体ということで、ここで社会教育関係団体ということで、法人であると否とにかかわらず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事

業を行うことを主たる目的とするということがありますので、この関係、スポーツと社会教育ということで、老人クラブにつきましては社会教育関係の団体としてこの対象として考えております。社会教育団体の定義ということで、法人であると否とにかかわらず、公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいうということでもあります。

それから、あと、質疑の内容につきまして、また再度議員さんのほうからお願いをしたいんですが。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 補助金要綱ありますか、あなたたちが800万円出すためにわざわざつくった要綱が。 その要綱に、あなたたちが800万、わかりやすく説明しますね。800万出してもしつくれた場合、要らなくなった場合に、誰が撤去するのか、要綱に撤去するようになっています。佐須老人クラブが法人組織になってないので、もし10年先、不必要になった場合、取り壊す場合に、その今の代表、法人になっていない代表は生きておられるかどうかわかりませんよね。だから、法人化されているのか、そのときには誰に撤去するように要望するんですか。これで、まだわかりませんか。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） この施設の経費につきましては、補助金で支出をいたしますので、老人クラブのほうへの補助金ですので、撤去ということになれば責任を持って老人クラブのほうで撤去をしていただくというふうに考えております。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） そのときに、老人クラブは法人でもないんです。佐須老人クラブ何々は会名だけであって、今の現在の会長さんと30年後の会長さんはどうなっているかわからないわけです。あくまで個人ですよ。その人に対して、責任を問うっていうのはおかしいでしょ。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 教育委員会といたしましては、あくまでも老人クラブの会長さんあてに出しますので、老人クラブのほうで責任を持ってしてもらわないと、してもらいたいと思っております。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） もし、その老人クラブが30年後に、しない場合、誰に法的に撤去命令を出すように、誰を訴えるんですか。差し出すところがないんじゃないですか。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） その30年後ということにつきましては、まだこちらのほうも考えておりませんが、補助金としては老人クラブのほうへ支出をいたしますので、老人クラブ

のほうで責任を持って解体をしてもらうということです。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 何かね、意味が、私の言い方が、私があまり学校を出ていないもんですから、質問の意味が通じてないと思いますが、法人格があるところには、誰が会長になろうとも法的な賠償責任が生じてくるわけです。法人組織のないところは、亡くなった人を訴えるわけじゃないわけです。それをよく、もう少し勉強してください。

それと、もう一つ一番大事なのは、教育委員会、体育施設と社会体育施設とはどう違って、今、本市においてはどのぐらいあって、多過ぎるのか、少な過ぎるのか、これはどんなふう把握しておられますか。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 社会教育と社会体育ということですが、社会教育と社会体育につきましては、そう大差はないと思っております。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 社会教育じゃない、社会体育施設と体育施設はどう違うんですかとお聞きしている。と申しますのは、予算計上では体育施設費となっておる。あなたたちの要綱は、社会体育施設費となっておる。だから、どう違うのですかってお聞きしている。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 体育施設と社会体育施設については、その違いについては、そうないと思っておりますが。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） もう、ほんと、子供の質疑応答ですね。あなたたちは条例、規則等に、社会体育施設がこれだけ、体育施設がこれだけというのを明細はちゃんと載っていますよ。あなたは条例見られましたか、例規集見られましたか。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） 失礼いたしました。体育施設につきましては、すべての体育行事のできる施設でございまして、社会体育施設といいますと、社会体育をする施設ということで、多少社会体育のほう視野が狭くなってくると思います。

議員（7番 阿比留梅仁君） 議長、もうこの質問に対しては、私、後で再質問しますので、答えはいいです。

議長（作元 義文君） はい、わかりました。教育部長、答えと質問が釣り合っていないので、再質問されるということですから、よく勉強しておいてください。

そしたら、次の答弁。

議員（7番 阿比留梅仁君） 学校統合。

議長（作元 義文君） 学校統合の分について。そこです。

教育委員長（村井 成枝君） 学校の統廃合につきましては、平成17年度に策定いたしました対馬市立小中学校適正配置統廃合基本の計画に基づき取り組んでいるところでございます。

計画の全体構想につきましては、第1次計画（短期）が平成18年度から20年度の3年間、第2次計画（中期）が平成21年度から25年の5年間、第3次計画（長期）が平成26年度から35年度の10年間で計画、設定をしております。

平成20年度で第1次計画が終了しましたが、計画目標でありました瀬分校を豆酩小学校へ統合、また内山分校、久和小学校、内院小学校の3校を久田小学校への統合計画は実現できませんでしたが、一応の成果といたしまして、瀬分校の豆酩小学校への統合、内山分校の久田小学校への統合、内院小学校が久田小学校内院分校にと、ある程度の成果をおさめたものと考えております。

統廃合を進めるうえでの大きな課題は、当該地区住民や保護者への理解と納得を得るところであります。一部の当該地区で理解を得ることができませんでした。今後も継続して説明会を行い、理解を得るために努力してまいりたいと考えているところでございます。基本的には、何よりも子供たちの教育や将来を考えることを最優先とし、理解を求めてまいりたいと考えております。

対馬のこれからの学校教育を考えたとき、学校規模の適正化、つまり統廃合です、と、複式学級指導の充実が重点と考えられます。統廃合につきましては、21年度から第2次計画に入りますが、過去3年間、18年度から20年度の児童生徒の減少推移が予想以上の208人であったことと、中学校に複式学級ができたこと、また、学校に対する地域住民の思いや意向が強く、理解を得るまでに期間がかかることが予想されることから、教育委員会といたしましても「適正配置基本計画」の早急な見直しと検討が必要と考えております。

今年度に「学校統廃合検討委員会」を立ち上げ、さらに教育委員会会議で十分協議し、最終的には、議会の決議を得て統廃合を進めてまいりたいと考えております。見直し計画策定までの間は、現計画に基づき当該地区説明会を進めてまいりたいと考えております。

なお、幼稚園の統廃合につきましては、今年度5月から計画的に保護者説明会を実施し取り組んでいるところでございます。既に、久田、豆酩、巖原の。

議員（7番 阿比留梅仁君） 議長、幼稚園のことは聞いてない。もういいです。

教育委員長（村井 成枝君） じゃあ、はい。以上です。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） もう教育委員会の答弁はいいです。教育委員会の答弁は、私が質

問したことに對して同じことを言うだけです。だから、もう、教育委員会の答弁、よろしゅうございます。

選挙管理委員会の委員長、お願いします。

議長（作元 義文君） 選挙管理委員長、井鷹志君。

選挙管理委員長（井 鷹志君） 選挙事務の改善、期日前投票についての御質問でございますが、このことは先日の糸瀬一彦議員の一般選挙にございました期日前投票所の設置に係ることと類似した内容かと思われまゝ。詳細につきましては、先日の答弁のとおりでございますが、現在期日前投票所は本庁及び各地域活性化センターの計6カ所に設置し、選挙の告示の翌日から投票日の前日までの午前8時30分から午後8時まで受け付けております。また、先に行われました市議会議員一般選挙における期日前投票所における期日前投票者の数は3,157人で、当日有権者数の10.83%であり、実に10人に1人の方が期日前投票所を利用されているということになります。

選挙管理委員会といたしまして、選挙人の利便性と投票率の向上を図るための努力は当然であり、今後のあり方として、選挙人がどこの期日前投票所でも投票ができるよう選挙管理システムの構築に取り組み、例えば上対馬町や上県町に住民登録している選挙人が、美津島町地域活性化センターや本庁に設置する期日前投票所で投票ができるような方法のシステムを早急に導入できるように検討してまいりたいと考えております。そのシステムを導入することにより、期日前投票所より遠く離れたところに居住する選挙人につきましても、買い物などの外出の際に、最寄りの期日前投票所にて期日前投票ができるようになり、多少なりとも利便性も向上し、投票率の向上へもつながるものと思われまゝ。

今後におきましても、選挙人の利便性と投票率の向上を図るため、どこの期日前投票所でも投票ができるようシステムの構築を急ぎ、選挙人が投票に行きやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、導入するに当たっては導入経費などの諸問題もありますので、市長部局と十分協議しながら、今後予定されている県知事選挙に向けて同システムの導入を図ってまいりたいと考えております。御理解くださるようお願いを申し上げる次第でございます。

以上です。

議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 今の選挙システムの構築の問題でございますが、阿比留議員がおっしゃられるように、市民目線と、幾らきれいごとを言っても、市民目線になっていないじゃないかというふうな御指摘であります。私のみならず、職員みんなで市民目線というものをきちんと持ち、やっていきたいと思ひます。

先ほどの選挙システムの構築につきましては、今年度中に、できれば先ほど選挙管理委員長が申し上げましたとおり、県知事選挙が来年替わってであろうかと思いますが、それまでの間に極力システム構築をしていきたいというふうに思っております。

議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 議長にお願いをしておきます。あまりにも、わざとかどうか知らんけど、答弁が余分なところまでいって、肝心かなめのあれは全然質問に対して答えていただけない。それと、専門職でありながら何も理解されていない。それにものすごい失望しております。そこで、再質問としてもう1回させていただきます。

体育施設について、合併して5年が過ぎ、財政再建中の本市において、体育施設の整備、廃止に対する基本計画の策定もなく、平成21年4月21日から施行された対馬市社会体育施設整備費補助金交付要綱の第1条では、社会体育施設の充実を図るとしているが、教育委員会の体育施設の整備、配置に対する基本的な考え、中でも今後の体育施設整備を官民どちらが主体でやるのか、もし民主体となれば、体育施設の安全対策、管理、施設配置に対する撤去経費等の保全等についてどのように考えておられるのか、教育委員長に再度お尋ねいたします。

また、学校適正規模及び適正配置について、教育委員会の第1次計画、第2次計画、第3次計画の統廃合完了後の最終的小中学校として、小学校14校、中学校12校とされており、これを旧上県郡3町で見えますと、小学校で6校、中学校で5校となります。平成21年度で小学校の児童数は旧上県郡3町562名、中学校で生徒数285名となっております。また、最近の出生数を旧上県郡3町で見ると、平成16年106名、平成17年93名、平成18年82名、平成19年83名、平成20年95名となっております。

統廃合に当たっては、児童生徒数の減少や、極小規模校など早急な対策が必要な学校、また旧町境に位置する学校など、その状況に応じて通学区域の見直し、分校化、統廃合の広い観点から総合的に基本計画の見直しが必要であると思いますが、委員長のお考えをお伺いします。

簡単に教えてください。

議長（作元 義文君） 教育委員長、村井成枝君。答えをある程度明確にお願いします。

教育委員長（村井 成枝君） はい。ただいまの御質問に関しましては、教育部長がお答えいたします。

議長（作元 義文君） 教育部長、中村敏明君。

教育部長（中村 敏明君） まず1点目の体育施設の設備につきましては、行政が主導で実施をしていきたいと思っております。

それから、2点目の学校統合の件でございますが、議員がおっしゃられるように、児童生徒数の減少は激減しているような状況でございます。これ、計画をいたしております第1次、第2次、

第3次計画につきましては、予想以上に変革もしております。教育委員会といたしましては、この、検討委員会等を立ち上げて、再度この適正規模の、学校の適正配置の計画を見直しをしたいと考えております。

議長（作元 義文君） 阿比留議員、市長から答弁いただきましょうか。市長、今の件につきまして、はい。

市長（財部 能成君） ちょっと待ってください。（笑声）（発言する者あり）

議長（作元 義文君） いやいや、答えがなければ、これに、市長、教育長と書いてあるので最初に言えばよかったんですけども、言ってなかったので教育部長のほうに再度。そしたら答弁をふります。（「教育長が答弁ですよ」と呼ぶ者あり）そしたら、7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） 本当に涙が出ておりますよ。（笑声）選挙管理委員長、総務課長、あなた方の怠慢で、市民サービスがものすごく、壱岐市において、壱岐市からも何年も遅れている。あと1年後に、どこでも不在者投票が、期日前投票ができるというなれば、3年も遅れる。合併は一緒なんです。それは誰の責任か、あなたたちの責任です。仕事の怠慢はすごい。もうこれは答弁要りません。

最後に、本定例会において、全国的に話題になった定額給付金差し押さえ問題、議員報酬差し押さえ問題、税金の滞納差し押さえ問題、納税の低さ等々の問題に対する質疑答弁を議席から聞きながら、対馬の現状に寂しい思いをいたしております。

その中でも、新人議員である黒田議員の障害児の高等部設置に対する質疑には、私も涙をこらえながら聞き及んでおりました。それは昭和50年、すなわち34年前に手をつなぐ親の会の方より、同じように涙ながら訴えられ、対馬学園創設に走りまわった折に、長崎県及び対馬旧6町の担当者の反応が、先日の市長、教育長、職務代理者、教育委員長の答弁そのものでした。黒田議員、障害児の高等部設置に対する質疑が、あなたの4年間の議員活動の原動力となるよう、同じ新人議員としてエールを送り、期待しますので頑張ってください。

話は横にそれましたが、先に述べたさまざまな問題を、本議会で議論しなければならない原因はどこにあるのか、真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。今、対馬市民は市長に対する不満、官と民との所得格差に対する不満、行政に対する不満、議員に対する不満等々、不満が続出してあります。私は、三十数年前友人から「阿比留さん、五島の人には自分の子供の教育に幾ら送金しているかを自慢するが、対馬の人々は集団就職させた自分の子供から幾ら送金してきたかを自慢する。このことをどう思いますか」と尋ねられ、対馬の将来を見たような気がいたしました。そのときどう答えたかは、本日この議会を見てくださる市民の皆様方の想像にゆだねさせていただきます。

ところで、市長、あなたが今ここにおられるのは、1年ほど前、多くの支援者の皆さんがあな

たの高い政治に対する理想に期待し、物心両面にわたり犠牲を払われ応援して下さった多くの
の方々がおられることをお忘れではないでしょうか。本市で今大切な施策とは、ゲートボールの屋
根に補助金を出すことよりほかにあるのではないのでしょうか。今の対馬市の財政状況で、雨の日
はゲートボールを休んでいただき、我慢していただくように説得するのも市長として、また政治
家としての責務だと私は思います。

つい最近までは、対馬市の現状に照らし合わせた質の高い地域活性化生活対策実施計画になっ
ていると信じておりました。しかし、このたびのゲートボールの屋根工事に対する体育施設補助
金は、私だけでなく多くの市民、議会、良識ある職員の方々皆様が疑問を感じているのではな
いでしょうか。このたびのゲートボールの屋根工事に対する体育施設補助金より、今対馬で急を要
する施策を数例申し上げさせていただきます。

対馬市の最南端である豆敷に救急車が配置され、尊い生命が助かれれば、佐須老人クラブの理解
も得られるのではないのでしょうか。また、小綱保育所では、雨が降ると通園道路及び運動場に水
がたまり、園児並びに父兄が困窮しておられます。雨が降っても、園児は保育所に行かなくては
なりません。保育所の環境整備に反対する人はいないと思いますよ。

このような社会的状況下において、体育施設補助金交付決定の運びともなれば、公的補助金を
利用した公職選挙法の違反の疑いも濃く、議会として調査権発動も視野に入れなくては行けない
状況にならないかと憂慮いたしております。特に学校の統廃合の再検討に対して、教育委員会が
最近の児童生徒数の減少状況を十分見極めながら、何よりも子供たちの教育や将来を考えること
を最優先し、対馬市誕生に伴う旧6町間の町境付近の学校の利便性、該当学校の統廃合に伴う教
育経費など、さまざまな要求を勘案し、総合的に検討なさることを要望いたします。

最後に老婆心ながら、補助金交付決定においては、建築確認、事前着工、入札の不正防止、補
助金交付先の法人格、会計検査に対する対応等の事項を熟慮され、慎重懸命に対応されることを
期待いたします。同時に1年目を過ぎた財部市長が、対馬の経営者、崇高な執行者、そして大き
な政治家に成長され、対馬市の成長と住民福祉に寄与されることを期待し一般質問を終わらせ
ていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（作元 義文君） これで阿比留梅仁君の質問は終わりました。

議長（作元 義文君） 本日予定しておりました登壇者4名の市政一般質問はすべて終了しまし
た。

以上で、市政一般質問を終わります。

3時15分から議場において議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひいたしま
す。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時59分散会

平成21年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第9日)

平成21年7月3日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成21年7月3日 午前9時59分開議

- 日程第1 議案第57号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、2款・総務費、10款・教育費
- 日程第2 議案第57号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、3款・民生費、4款・衛生費
- 日程第3 議案第57号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)
歳入は、所管委員会にかかる歳入
歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費
8款・土木費
- 議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(比田勝港湾)
- 日程第4 陳情第2号 安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先
機関の存続を求める陳情について
- 日程第5 陳情第3号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出の陳情につ
いて
- 日程第6 陳情第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請の陳情について
- 日程第7 発議第6号 対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定
について
- 日程第8 議案第62号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事
(1工区))
- 日程第9 議案第63号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事
(2工区))
- 日程第10 議員派遣について
- 日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第1 発議第7号 基地対策予算の増額等を求める意見書について

追加日程第2 発議第8号 教育予算の充実、次期教職員定数改善を求める意見書
について

追加日程第3 発議第9号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負
担制度の堅持を求める意見書について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第57号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)

歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出は、2款・総務費、10款・教育費

日程第2 議案第57号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)

歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出は、3款・民生費、4款・衛生費

日程第3 議案第57号 平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)

歳入は、所管委員会にかかる歳入

歳出は、6款・農林水産業費、7款・商工費

8款・土木費

議案第61号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
(比田勝港湾)

日程第4 陳情第2号 安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先
機関の存続を求める陳情について

日程第5 陳情第3号 基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出の陳情につ
いて

日程第6 陳情第4号 教育予算の拡充を求める意見書の採択要請の陳情について

日程第7 発議第6号 対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定
について

日程第8 議案第62号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事
(1工区))

日程第9 議案第63号 工事請負契約の締結について(対馬市情報基盤整備工事
(2工区))

日程第10 議員派遣について

日程第11 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

追加日程第1 発議第7号 基地対策予算の増額等を求める意見書について

追加日程第2 発議第8号 教育予算の充実、次期教職員定数改善を求める意見書
について

追加日程第3 発議第9号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負
担制度の堅持を求める意見書について

出席議員（21名）

1番 脇本 啓喜君	2番 黒田 昭雄君
3番 小田 昭人君	4番 長 信義君
5番 山本 輝昭君	6番 松本 曆幸君
7番 阿比留梅仁君	8番 齋藤 久光君
9番 堀江 政武君	10番 小宮 教義君
11番 阿比留光雄君	12番 三山 幸男君
13番 初村 久藏君	14番 糸瀬 一彦君
16番 大浦 孝司君	17番 小川 廣康君
18番 大部 初幸君	19番 兵頭 栄君
20番 中原 康博君	21番 島居 邦嗣君
22番 作元 義文君	

欠席議員（1名）

15番 桐谷 徹君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	永留 徳光君	次長	渋江 雄司君
参事兼課長補佐	長野 元久君	副参事兼係長	國分 幸和君

説明のため出席した者の職氏名

市長	財部 能成君
副市長	大浦 義光君
副市長	齋藤 勝行君
総務企画部長	永尾 榮啓君

総務課長	桐谷 雅宣君
市民生活部長	近藤 義則君
福祉保健部長	扇 照幸君
観光物産推進本部長	廣田 宗雄君
政策補佐官兼地域再生推進本部長	松原 敬行君
農林水産部長	川本 治源君
建設部長	斉藤 正敏君
水道局長	一宮 英久君
教育部長	中村 敏明君
美津島地域活性化センター部長	阿比留正明君
豊玉地域活性化センター部長	橋本 政次君
峰地域活性化センター部長	永留 秀幸君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	糸瀬 良久君
消防長	阿比留 健君
会計管理者	森田 健一君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	大石 邦一君

午前9時59分開議

議長（作元 義文君） おはようございます。報告いたします。桐谷徹君より欠席の届け出が
あっております。また、河合教育長より欠席の申し出がっております。

これからお手元に配付の議事日程第4号により、本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1．議案第57号

議長（作元 義文君） 日程第1、総務文教常任委員会に分割して付託しております議案第
57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

なお、念のために申し上げます。各常任委員会に分割して付託しております議案第57号、平
成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）は、産業建設常任委員長の審査報告の後に、一括
して審議することにいたしますので御了承願います。

本案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。7番、総務文教常任委員長、阿比
留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君）おはようございます。ただいまより総務文教常任委員会審査報告を行います。

平成21年第2回対馬市議会定例会において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されました案件は、議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）で、歳入は、第1表中、所管委員会に係る歳入、歳出は、第1表中、2款総務費、10款教育費、以上1議案の審査の経過と結果を同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は6月30日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、初村副委員長は欠席でしたが、市長部局より総務企画部長及び担当課長5名、教育委員会より教育部長及び担当課長4名の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）のうち、歳入の主なものは、地方交付税として2,271万6,000円、県補助金で雇用機会を創出する取り組みを支援するため、県が基金を設け補助金実施要綱を定めて、市の申請に基づき交付されるふるさと雇用再生特別基金事業交付金として1,979万7,000円、雑入で学校耐震化関係経費へ充当するための市町村振興協会基金配分金が6,887万6,000円となっております。

歳出の主なものは、2款総務費では、対馬市福岡事務所職員2名分の職員住宅借上料140万7,000円、メガデータネット回線の接続工事が終了するまでの旧美津島有線テレビ伝送路の使用に伴う電気料及び漁港監視カメラの電気料の追加として112万6,000円の増額、10款教育費では、小学校で巖原小学校及び豊玉小学校の学校耐震化に伴う補強工事設計委託料1,784万2,000円、中学校費で鶏知中学校及び豊玉中学校の耐震化に伴う補強工事設計委託料2,994万4,000円となっております。

以上、本委員会に付託されました議案第57号については、慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、発議第6号が可決された場合は、その条例に基づき実施する旨の説明がなされております。

以上で総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

日程第2．議案第57号

議長（作元 義文君） 日程第2、厚生常任委員会に分割して付託しております議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、厚生常任委員長の審査報告を求めます。16番、厚生常任委員長、大浦孝司君。議員（16番 大浦 孝司君） 厚生常任委員会の審査報告を行います。

平成21年第2回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、本委員

会に付託されました案件は、議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、3款民生費、4款の衛生費であります。その款を修正してください。この審査の経過と結果を同規則第103条の規定により次のとおり報告いたします。

当委員会は6月30日、豊玉地域活性化センター3階小会議室において桐谷委員は欠席でありましたが、市長部局より扇福祉保健部長並びに各担当課長の出席を求め、慎重に審議を重ねた結果、当委員会に付託されました議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。その審査内容について次のとおり報告いたします。

歳入は、15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金1,395万7,000円の増額は妊婦健診における補助金であります。補助率は補助対象額の2分の1となっております。

歳出については、3款民生費1項社会福祉費4目国民健康保険費は、国民健康保険特別会計の繰出金87万5,000円は保険証の送付によるもので、今までは配達記録郵便で送付していましたが、本年3月1日より配達記録郵便がなくなり、簡易書留での送付となったところによる郵便料増額分の補正であります。

4款民生費1項保健衛生費3,131万6,000円は、母子保健事業委託料の追加で、従来妊婦健診の5回から今回14回にふえる内容となり、少子化対策であります。管内では350人分が対象となっております。なお、1人当たり9万8,000円が限度額となっております。

20節の扶助費98万円は、県外の健診を受ける場合に適用されるもので、直接本人に支出することになり10人分の計上となっております。

以上で、厚生常任委員会の報告といたします。

日程第3 . 議案第57号・第61号

議長（作元 義文君） 日程第3、産業建設常任委員会に分割して付託しております議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）及び議案第61号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（比田勝港湾）の2件を一括して議題とします。

各案について産業建設常任委員長の審査報告を求めます。産業建設常任委員長、小川廣康君。
議員（17番 小川 廣康君） 産業建設常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成21年第2回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により本委員会に付託されました案件は、議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（比田勝港湾）の2議案であります。その審査の経過と結果を同規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、6月30日、豊玉地域活性化センター3階第2会議室において、齋藤副委員長は欠席、市長部局より、永尾総務企画部長、廣田観光物産推進本部長、斉藤建設部長、川本農林水産部長、美津島、豊玉及び上対馬の地域活性化センター部長並びに各担当課長等の出席を求め、慎重に審査をいたしました。

議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算(第2号)、歳入は、所管委員会に係る歳入、歳出は、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費。

歳入については、14款国庫支出金において石油製品販売業構造改善対策事業費補助金557万6,000円、地域住宅交付金1,265万9,000円の、合わせて1,823万5,000円の追加と15款県支出金のうち、ふるさと雇用再生特別基金事業交付金1,979万7,000円の追加であります。

歳出については、6款農林水産業費のうち、農業振興費332万4,000円、水産業振興費748万9,000円の追加、7款商工費のうち、商工総務費557万6,000円、観光費1,038万1,000円の追加、8款土木費のうち、住宅管理費2,814万1,000円の追加が主な補正でございます。

6款農林水産業費、7款商工費の補正の内容は、主に平成21年度ふるさと雇用再生特別基金事業によるものであります。この事業により、今年度は10名を雇用する計画で、この事業は今後3年間継続されるものであります。また、商工総務費557万6,000円の補正は、全額国庫補助金による追加補正であります。8款土木費の住宅管理費2,814万1,000円は、17施設の公共建築物耐震診断調査委託料の追加によるものであります。

議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(比田勝港湾)についてであります。地方自治法第9条の5第1項の規定により比田勝港湾内にあるあらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するものであります。

以上、本委員会に付託されました議案第57号及び議案第61号の2議案につきましては、慎重に審査をし、採決の結果、いずれも賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。審査の過程で委員から出されました意見を申し添えますので、今後の行政運営に善処されますよう要望いたします。

まず、委託料、工事請負費において、予算の組み替えが見受けられますが、当初予算計上の段階でよく精査すべきものと思われ。また福岡事務所についてですが、開設後、間もありませんが、体制も整いつつありますので、今後の成果に期待するものであります。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告といたします。御同意のうえ、決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(作元 義文君) これから議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更

について（比田勝港湾）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第61号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（比田勝港湾）について採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、各常任委員会に分割して付託しておりました議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決であります。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

・ ・

日程第4．陳情第2号

日程第5．陳情第3号

日程第6．陳情第4号

議長（作元 義文君） 日程第4、陳情第2号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情についてから、日程第6、陳情第4号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請の陳情についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、阿比留梅仁君。議員（7番 阿比留梅仁君） ただいまより総務文教常任委員会審査報告を行います。

平成21年第2回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されました陳情第2号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情について、陳情第3号、基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出の陳情について、陳情第4号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請の陳情について、以上の3件の審査の経過と結果を同規則103条の規定により、次のとおり報告いたします。

当委員会は、6月30日、豊玉地域活性化センター3階第1会議室において、初村副委員長は欠席でしたが、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

陳情第2号の趣旨は、地方分権推進委員会が行った勧告で、国土交通省の出先機関の廃止、地方移管等本格的に実施するという内容に対し、国土交通省管理職ユニオン九州支部より、国民の安全・安心な暮らしの実現に向けた社会資本の整備、管理は国が責任を持って実施することが義務であるとし、意見書の採択を求めるものでありますが、本委員会としては、地方分権を推進する立場から不採択と決定いたしました。

陳情第3号の趣旨は、基地対策関係予算の増額等を求めるため、7月の明年度予算概算要求前、8月の概算要求時、年末の政府予算編成に向けての実行運動と適宜適切な対応を展開するための意見書の提出を求めるものであります。

陳情第4号の趣旨は、全国のどこで学んでも子供たちが等しく教育を受けることができるよう制定された義務教育費国庫負担制度の堅持と、義務教育の国の負担率を3分の1に引き下げられたものを2分の1に回復するよう要求しています。

また、県市町が教育施策を進めるために不可欠な地方交付税の拡充と、義務教育第8次・高校第7次職員定数改善計画策定を進め、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保するよう要望する内容のものであります。よって、陳情第3号及び陳情第4号の2件の内容と趣旨は十分理解できるものであり、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第2号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号、安全・安心な国民生活実現のため、国土交通省の地方出先機関の存続を

求める陳情についてを採決します。陳情第2号に対する委員長の報告は不採択であります。お諮りします。陳情第2号は不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

これから陳情第3号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号、基地対策関係予算の増額等を求める意見書提出の陳情についてを採決します。陳情第3号に対する委員長の報告は採択であります。お諮りします。陳情第3号は採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第4号、教育予算の拡充を求める意見書の採択要請の陳情についてを採決します。陳情第4号に対する委員長の報告は採択であります。お諮りします。陳情第4号は採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第7．発議第6号

議長（作元 義文君） 日程第7、発議第6号、対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定についてを議題とします。

本案について、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。総務文教常任委員長、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） ただいまより総務文教常任委員会審査報告を行います。

平成21年度第2回対馬市議会定例会の初日において、会議規則第37条の規定により、当委員会に付託されました発議第6号、対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定に

ついでに審査の経過と結果を同規則103条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

当委員会は、6月30日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、初村副委員長は欠席でありましたが、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

この発議は、対馬市立小中学校及び対馬市立幼稚園におけるよりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資することを目的に検討委員会を設置しようとするものであります。

今後の教育行政の推進のために、早急に取り組まなければならない大きな課題でありますので、これらの内容と趣旨は十分理解できるものであります。よって、発議第6号、対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定については可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号、対馬市立学校適正規模、適正配置等検討委員会条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第62号

議長（作元 義文君） 日程第8、議案第62号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（1工区））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第62号、工事請負契約の締結についてその提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、対馬市情報基盤整備工事（1工区）に係る工事請負契約の締結であります。別紙入札結果一覧表のとおり、去る6月23日、7社の入札参加申請がありましたが、そのうち1社が辞退したため、6社による一般競争入札を執行しました結果、西部電気工業株式会社長崎支店、支店長宇都宮進氏が、一金7億6,600万円で落札しましたので、これに消費税相当額を加算し

た額の一金8億430万円で、去る6月25日、同氏を相手方とした工事請負仮契約を締結しておりますので、本契約を締結いたしたく議会の議決を求めるものでございます。

工事の概要につきましては、別紙添付の参考資料及び図面を見ていただきたいと思います、当該工区は厳原市街地を除きます市内全域の加入者世帯に設置する多重情報受信機、いわゆるIP告知端末機でございますが、その取り付けと宅内のラン配線工事を実施しようとするものであります。

このことによりまして当該工区エリアのケーブルテレビ事業はすべて完成することになります。なお、工期につきましては、平成22年3月31日までといたしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 入札結果の内容に九電工が入っておりますね。この今回の入札の基準は、従来と通信部門の点数をどのように基準を設けたか、このことと、まずその1点を質問したいと思います。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） 今回の入札におきましても、従来から基準にいたしておりました電気通信工業の1,200点以上ということで実施をさせていただきました。

議長（作元 義文君） 16番、大浦孝司君。

議員（16番 大浦 孝司君） 1,200点以上ということは、今回九電工がそれをランキングを上回ったというふうなことでしょうか。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） そういうことになります。1,200点を、確かな点数までは私わかりませんが、1,200点を超えているということになります。

議員（16番 大浦 孝司君） 終わります。

議長（作元 義文君） ほかに。20番、中原康博君。

議員（20番 中原 康博君） 1点お尋ねをいたします。

これがIP告知がつけば、ついた時点から島内は無料でかけられるものか、来年3月いっぱいをもって4月1日から全部つきましてから島内が無料になるものか、どういった状況でしょうか。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） IP告知を設置した同士ですね。仮に私の家にIP告知がありまして、今中原議員さんの家にIP告知があると、この間は無料になります。IP告知がないお宅にかけられても普通のNTTの回線がいるということになります。IP告知がすべてが整

う来年の4月からは島内がすべて無料ということになることとなります。

議長（作元 義文君） よろしいですか。14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） 今総務部長の話では、これで終わりという話ですけど、いつぞや防災無線のことを難聴地域の解消をお願いしたことがあると思いますが、あれはCATVが配線が終われば解消できると、当時そのような答弁でしたけど、いまだに解消できてないと私は思っておりますけど、それはどういうことでしょうか。

議長（作元 義文君） 総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） IP告知を家庭に設置しますと、家庭内で放送が聞けるようになります。既にIP告知を設置が終わった家庭につきましては、防災無線が入っていくということで御理解をいただければと思います。

仮に、留守中に放送をいたしましても、8件ぐらいは録音されてますので、機械の中で点滅しておりますので、それを再生していただくと、その日に行った放送が聞けるということになりますので、そういうことで防災行政無線の解消ということを考えおりましたので、そういうふうに御理解いただければと思います。

議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

議員（14番 糸瀬 一彦君） 私が各家庭にそれがつけばわかります。だけど、いまだに防災無線の非常に感度が悪い地域とか、こういう苦情があっただろうと思うんですよ。それも解消できますというような話でした。それから、私は消防署に聞いたんですけど、まさかのときはどうなのかと聞きましたら、消防署から放送する音量について最大負荷でやっておるから大丈夫ですよと、こういう話なんです。

その場合には、いつぞや事故が遭ったときに、どっか防災無線が聞こえなかったというような経緯もありましたので、特に、各地区の苦情については対処してほしいと、こういうお願いをしたときに、工事が終われば解消できますよということだったんですけど、いまだに上対馬町の大浦ですけど、非常に感度の悪い音量で、朝は何か7時ぐらいにチャイムがなりますけど、そういうこともよく聞いていただきたいと思います。

議長（作元 義文君） よろしいですか。（発言する者あり）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号は会議規則第37条第2項の規定によって委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は委員会への付託を省

略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（1工区））を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は原案のとおり決定しました。

日程第9 議案第63号

議長（作元 義文君） 日程第9、議案第63号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（2工区））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務企画部長、永尾榮啓君。

総務企画部長（永尾 榮啓君） ただいま議題となりました議案第63号、工事請負契約の締結についてその提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は対馬市情報基盤整備工事（2工区）に係る工事請負契約の締結であります。別紙入札結果一覧表のとおり、去る6月23日、7社の入札参加申請がありましたが、そのうち2社が辞退したため、5社による一般競争入札を執行しました結果、西日本電信電話株式会社福岡支店取締役福岡支店長小椋敏勝氏が、一金4億7,200万円で落札しましたので、これに消費税相当額を加算した額の一金4億9,560万円で、去る6月25日、同氏を相手方とした工事請負契約を締結しておりますので、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、別紙添付の参考資料及び図面を見ていただきたいと思います。久田道と阿須を除きます厳原市街地の伝送路敷設工事と各加入世帯等への引込工事、多重情報受信機の取り付け及び宅内のランケーブル配線工事を実施しようとするものであります。

このことによりまして1工区と同じく当該工区エリアのケーブルテレビ事業はすべて完成することになります。なお、工期につきましては、平成22年3月31日までといたしております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号は会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号、工事請負契約の締結について（対馬市情報基盤整備工事（2工区））を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第63号は原案のとおり決定しました。

日程第10．議員派遣について

議長（作元 義文君） 日程第10、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり、長崎県市議会議長会主催の市議会議員研修会出席のための議員派遣であります。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣につきましては派遣することに決定しました。

日程第11．常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（作元 義文君） 日程第11、常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

総務文教常任委員長、厚生常任委員長及び産業建設常任委員長より、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の申し出がっております。

お諮りします。各常任委員長より申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長より申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。再開は11時から。

午前10時43分休憩

.....
午前10時59分再開

議長（作元 義文君） 再開します。

お諮りします。各議員へ配付のとおり、追加議事日程として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議事日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第1．発議第7号

追加日程第2．発議第8号

追加日程第3．発議第9号

議長（作元 義文君） 追加日程第1、発議第7号、基地対策予算の増額等を求める意見書についてから追加日程第3、発議第9号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてまでの3件を一括して議題とします。

各案について、提出者の趣旨説明を求めます。7番、阿比留梅仁君。

議員（7番 阿比留梅仁君） ただいま議題となりました発議第7号、発議第8号、発議第9号の意見書について順次提出します。

発議第7号、平成21年7月3日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員阿比留梅仁、賛成者、対馬市議会議員大浦孝司、同、小川廣康。

基地対策予算の増額等を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

基地対策予算の増額等を求める意見書（案）、基地施設周辺の市町村は基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設

等所在市町村調整交付金)が交付されている。

また、自衛隊の行為、または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のための国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきており、あわせて防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実状に配慮して、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記、1、基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成22年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。

2、基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ、平成22年度予算において増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年7月3日、長崎県対馬市議会、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、防衛大臣様。

次に、発議第8号、平成21年7月3日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員阿比留梅仁、賛成者、対馬市議会議員大浦孝司、同、小川廣康。

教育予算の充実、次期教職員定数改善を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

教育予算の充実、次期教職員定数改善を求める意見書(案)、義務教育は憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づき、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っています。豊かな教育の保障は、国の社会基盤形成の根幹となり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもあります。

しかし、平成18年(2006年)度から義務教育の国庫負担が2分の1から3分の1に下げられました。平成21年(2009年)度文科省の予算は、前年度比0.1%増となっていますが、平成17年(2005年)度比では、マイナス7.9%と国庫負担率が下げられる以前の水準に戻っていません。

また県市町が教育施策を進めるために、不可欠な地方交付税も平成21年(2009年)度は、前年度比2.7%増となったものの、平成17年(2005年)度比6.4%減と回復していません。

社会の変化とともに子供たち一人ひとりを取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供たちの安全確保等の課題が山積しています。子どもたちの健全育成をめざす豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

また、教育における地方分権は時代の重要な要請であり、地方において地域の実情に応じた多様な教育が可能となるよう、きめ細かな取り組みが一層必要になります。また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者の拡大、固定化がすすんでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはなりません。教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことが社会的な使命です。

よって、国におかれては、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画策定を進め、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成21年7月3日、長崎県対馬市議会、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様。

次に、発議第9号、平成21年7月3日、対馬市議会議長作元義文様、提出者、対馬市議会議員阿比留梅仁、賛成者、対馬市議会議員大浦孝司、同、小川廣康。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条の規定により提出します。

未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書(案)、義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等と義務教育無償の原則として全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるように制定されました。

この制度は財政力が豊かな自治体とそうでない自治体との間で、教育水準に格差を生じさせないように設置されました。義務教育費国庫負担制度は、国として最低保障するものであり、地方分権の推進を阻害するものではありません。すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは国の重要な責務でもあります。

また、未来を担う子どもたちに国民として一人ひとりが必要な基礎的資質を培うために、豊かな教育を保障するには、国の社会基盤形成の根幹となっております。しかし、平成18年(2006年)度において、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、義務教育費の国庫負担率は2分の1から3分の1に下げられました。また地方分権改革推進委員会は、平成20(2008)年12月8日、「第2次勧告」の中で、義務教育に係る規定は、国より義務づけを存置する必要はないが、残さざるを得ないものと判断しています。今後の地方分権改革推進委員会の審議によっては、国の義務づけが

ら外す可能性もあります。

現在義務教育費国庫負担金が減額された分は地方交付税で措置されていますが、平成21年(2009年)度予算の地方交付税は前年度比2.7%増になったものの、平成17年(2005年)度比6.4%と減らされたもので、相変わらず地方自治体へしわよせがきています。

県市町ともに、財政の厳しい中、全国的な教育水準の確保や地方財政をこれ以上圧迫させないためには、国の義務教育の負担率を2分の1に還元すべきです。教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命です。

よって、国におかれては、義務教育の負担率を2分の1に還元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成21年7月3日、長崎県対馬市議会、内閣総理大臣様、総務大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様。

以上であります。

議長(作元 義文君) これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号から発議第9号までの3件は会議規則第37条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、発議第7号から発議第9号までの3件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから発議第7号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号、基地対策予算の増額等を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

これから発議第8号に対する討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(作元 義文君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第8号、教育予算の充実、次期教職員定数改善を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

これから発議第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第9号、未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本会議における議決の結果、条項、字句、数字、その他において整理を要するものがあるのではないかと料されます。その整理権を会議規則第43条の規定によって、議長に委任願います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、整理権を議長に委任することに決定しました。

議長（作元 義文君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

市長よりあいさつの申し出がっておりますのでお受けします。市長、財部能成君。

市長（財部 能成君） 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして6月25日から7月3日までの9日間にわたりまして慎重に御審議いただき、御提案申し上げましたすべての議案について御決定賜りまして厚く御礼申し上げます。

本定例会にて議決いただきました案件につきましては、適正な事務処理に努めまして速やかに対処してまいりたいと存じます。

今定例会における議員皆様からの貴重な御意見につきましては、市政に反映させるべく一生懸命取り組んでまいり所存でございます。今後とも議員の皆様への御指導、御協力よろしくお願い申し上げます。

さて、話は変わりますが、本定例初日に行政報告いたしておりましたコリアエクスプレスエ

アーK E Aの韓国のソウルから対馬間の国際線チャーター便の運航計画についてでございます。同社のハンドリング会社でありますエアロワークスインターナショナルからの連絡によりますと、両国間の国際線チャーター便の就航許可申請を6月22日に国交省に提出していましたが、韓国当局の許可が下りず、6月30日の午後、取り下げを行ったとのことでございます。このことにより、7月1日の就航を目指しておりました両国間の国際チャーター便の就航は見送られることとなりました。

取り下げの経緯につきましては、運航に関して韓国当局の国土交通省的な機関との確認が国土交通省との間で調整が行われましたが、韓国側の許可が取れてなかったということが主な原因のようであります。

去る6月29日には、K E A主催の就航プレセレモニーが対馬空港ターミナルビルで開催され、対馬市内の関係機関の方々も一緒に国際線就航を願っておりましたが、このような報告をしなればならない事態が生じております。

次に、国の平成21年度第1次補正予算を受けた地域活性化経済危機対策交付金事業等に取り組むための補正予算を審議願うため、今月下旬に臨時議会の招集を予定しておりますので、議員皆様には大変お忙しいところではございますが、御健勝にて御参集くださいますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様の今後ますますの御活躍を祈念申し上げまして閉会のごあいさついたします。どうもありがとうございました。

議長（作元 義文君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

6月25日に開会をいたしました平成21年第2回対馬市議会定例会は、9日間の会期中で各議案等を終始熱心に御審議をいただき、本定例会が滞りなく閉会することができました。

初めての定例会であり、大変不慣れであり、また戸惑いもありましたが、議員各位はもとより、市長始め、市幹部職員の皆様の御協力に対し、心からお礼申し上げます。また、審議の過程で出されました貴重な意見が、今後の行政運営に十分反映されますよう期待をいたします。

さて、これから梅雨本番からさらに酷暑の季節となります。どうぞ健康には十分留意され、さらなる市政発展のために御尽力賜りますようお願いを申し上げます。閉会のごあいさついたします。

会議を閉じます。

平成21年第2回対馬市議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 作元 義文

署名議員 阿比留梅仁

署名議員 齋藤 久光